

令和 2 年度税制改正に関する要望骨子

令和元年 9 月
日本証券業協会
投資信託協会
全国証券取引所協議会

我が国経済は、6 年 9 か月に及ぶアベノミクスの推進・展開の下、長期に亘る回復を持続させており、過去最大規模の GDP を実現し、雇用・所得環境は大幅に改善しています。一方で、米中貿易摩擦の激化、中国経済の減速や欧州経済の一部の弱さなど、国際経済の先行きをめぐる不確実性も高まってきており、下方リスクに注視する必要があります。

こうした中、政府の「経済財政運営と改革の基本方針 2019」においては、我が国が直面する様々な課題を克服し、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させていくことを最重要目標とする方針が取りまとめられたところです。これらの目標の実現のために、金融資本市場の果たすべき役割がますます重要であることは言を俟ちません。

このような認識の下、我々証券業界及び資産運用業界としても、新しい「令和」の時代において、引き続き、投資による資産形成の推進及び活力ある金融資本市場の実現を通じて、我が国経済の一層の発展に貢献するとともに、「持続可能な開発目標(SDGs)」の推進に資するよう全力で取り組んで参ります。

つきましては、令和 2 年度税制改正に関し、人生 100 年時代・多様な働き方と新たなライフスタイルの時代において、家計が安心して中長期的な資産形成に取り組めるよう支援するため、NISA 制度を恒久的な制度とすること、総合取引所の実現に向けた整備のため、金融所得課税の更なる一体化を進めること、世代間の資産承継を円滑にするため、上場株式等の相続税評価を見直すことなど、次の事項を要望いたしますので、その実現につきまして格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

I 家計の自助努力による資産形成を支援するための税制措置

1. NISA 制度（一般・つみたて・ジュニア NISA）の恒久化・根拠法の制定等

- ①NISA 制度を恒久化又は延長すること
- ②NISA が国民の安定的な資産形成に資する恒久的な制度となるよう根拠法（NISA 法）を制定すること
- ③取得後 5 年又は 20 年とされている NISA の非課税保有期間を恒久化又は延長すること

2. NISA の拡充・利便性向上等

- ①ジュニア NISA の払出し制限の緩和及び贈与税の基礎控除額の特例等の措置を講じること
- ②企業から支払われる職場積立 NISA の奨励金を非課税とすること
- ③NISA 口座内の上場株式等について、売却代金の範囲内での他の上場株式等の再取得を認めること

3. 確定拠出年金制度の拡充等

- ①確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること
- ②確定拠出年金制度の拡充や利便性向上を図るため、以下の措置を講じること
 - 拠出限度額の引上げ（特に 2 号被保険者について拠出限度額の引上げによる金額の統一を図ること）
 - マッチング拠出の弾力化
 - 中途引出要件の緩和
 - 加入者資格喪失年齢の引上げ
 - 老齢給付金の支給要件の緩和等

II 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

1. 上場株式等の相続税評価等の見直し

- ①上場株式（ETF 及び REIT 等を含む。）及び公募株式投資信託（以下 1. において「上場株式等」という。）の相続税評価額を見直すこと。例えば、上場株式等の相続税評価額について、評価の安全性に配慮し、現行よりも長い期間の株価まで評価の対象に含めること
- ②急激な経済環境の変化に伴う株価変動リスク等を考慮し、上場株式等について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じること

- ③世代を通じた上場株式等の保有が相続によって中断されないようにするため、被相続人が保有していた上場株式等について、相続人の申告により、相続税納付準備口座（仮称）への入庫を認め、当該上場株式等が当該口座において保有されている間（例えば5年間）は、当該上場株式等に係る相続税の納税を猶予すること
- ④世代を通じた上場株式等への長期投資を促進するため、以下の措置を講じること
- 被相続人が相続発生の3年以上前から保有していた上場株式等については相続税の納税額の一部（例えば評価額の30%に対応する納税額）を猶予することとし、相続人が当該上場株式等を相続による取得後3年以上継続保有した場合には、猶予された相続税の納税を免除すること
 - 被相続人が一般NISA・つみたてNISAで保有していた上場株式等については相続税を非課税とすること
- ⑤相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃すること
- ⑥上場株式等を一定の時点から10年以上継続保有して相続が発生した場合には、相続税評価額を大幅に（例えば50%）減額する措置を講じること

2. 特定口座間贈与の制限撤廃

- 特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には、当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること

Ⅲ 市場への継続的な成長資金の供給を促進するための税制措置

1. 金融所得課税一体化の促進等

- ①デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めるとともに、特定口座での取扱いを可能とすること（注1、注2）
- （注1）現行税法上、総合課税とされている外国市場デリバティブ取引（外国金融商品市場で取引されるカバーワラントを含む。）の差金等決済に係る損益や私募外国投資信託等の配当等を申告分離課税としたうえで、損益通算の範囲に加えること
- （注2）実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること
- ②金融所得に対する課税のあり方の見直しを検討する場合には、経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留意すること

- ③国内金融商品取引所に上場する企業が発行する種類株式のうち、その募集が公募により行われている非上場株式について、上場株式等に係る配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例並びに譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を認めること

2. 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

- 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること

3. 配当の二重課税の排除

- 配当の二重課税排除の徹底を図る観点から、例えば配当所得の課税標準額を受取配当額の2分の1の金額とすること

4. エンジェル税制の拡充

- エンジェル税制の適用要件を緩和するとともに、企業と投資家の橋渡し役となる認定業者の対象範囲を拡大すること

5. 投資信託・投資法人制度等の拡充

- ①投資信託等（証券投資信託・ETF・JDR・REIT等）に係る外国税額控除制度について、住民税の取扱いを見直すこと
- ②上場インフラファンドにおける導管性要件の特例を延長又は恒久化すること
- ③投資法人に外国子会社合算税制が適用される場合に、投資家において、二重課税調整（外国税を控除する仕組み）ができるよう所要の措置を講じること
- ④土地流動化促進等のための長期保有資産（土地等・建物等で、所有期間が10年超のもの）に係る買換え特例措置を延長すること

IV 地方創生のための税制措置

- 地方創生に貢献する企業が発行する株式への投資について税制上の恩典を与えること（例えば、一定の要件を満たす企業が発行する株式への投資について、個人投資家の所得税・住民税から特別な控除を可能とすること）

V SDGs（持続可能な開発目標）推進のための税制措置

- 社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について税制上の恩典を与えること（例えば、一定の要件を満たす債券への投資に関して、個人投資家の所得税・住民税から特別な控除を可能とする制度を創設すること）

VI 市場環境の整備、投資者の利便性向上及び金融機関の負担軽減のための税制措置

1. 特定口座の利便性向上

- ①振替機関等を通じて金融商品取引業者がその取得日等について一定の客観性をもって確認できる方法で取得する上場株式等について、その取得時に特定口座への受入れを可能とすること
- ②事業の譲渡、合併又は分割により、金融商品取引業者等において特定口座が複数開設された状態を解消するための一定の猶予期間等を設けること
- ③上場株式等に係る信託契約の解除後の特定口座への受入れ措置を講じること

2. 国際的な金融取引の円滑化のための税制措置

- ①CRS（注）に係る国内法について、OECD が提示する国際基準と整合的なものとなるよう見直しを行うこと
（注） CRS（Common Reporting Standard）：非居住者に係る金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準である共通報告基準
- ②外国金融機関等及び外国ファンドの債券現先取引等（レポ取引）に係る利子の課税の特例について、対象債券を民間国外債まで拡大を図ること
- ③一部の租税条約における不動産化体株式からの投資所得に対する課税の取扱いについて、実務面に配慮した方策を講じること

3. デジタル技術の活用等による事務手続きの効率化のための税制措置

- ①内国法人が行う税法上の告知に際して、告知を受ける金融機関等が国税庁の法人番号検索サイトにより当該内国法人の法人番号を確認した場合には、当該法人番号の告知を不要とすること
- ②税務手続きの ICT 化の観点から、税法上、書面でのみ提出・交付が認められている各種届出書・依頼書・確認書等の電子化による手続き効率化を図ること

VII その他の税制措置

- ①消費税法上の金・白金の仕入れ税額控除に必要な相手方の本人確認書類について、当該仕入れが総合取引所の商品関連市場デリバティブ取引による場合には、商品先物取引による場合と同様に媒介等を行う者のみとする措置を講じること
- ②上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る住民税の課税方式について、所得税の確定申告書での指定を可能とすること

以 上

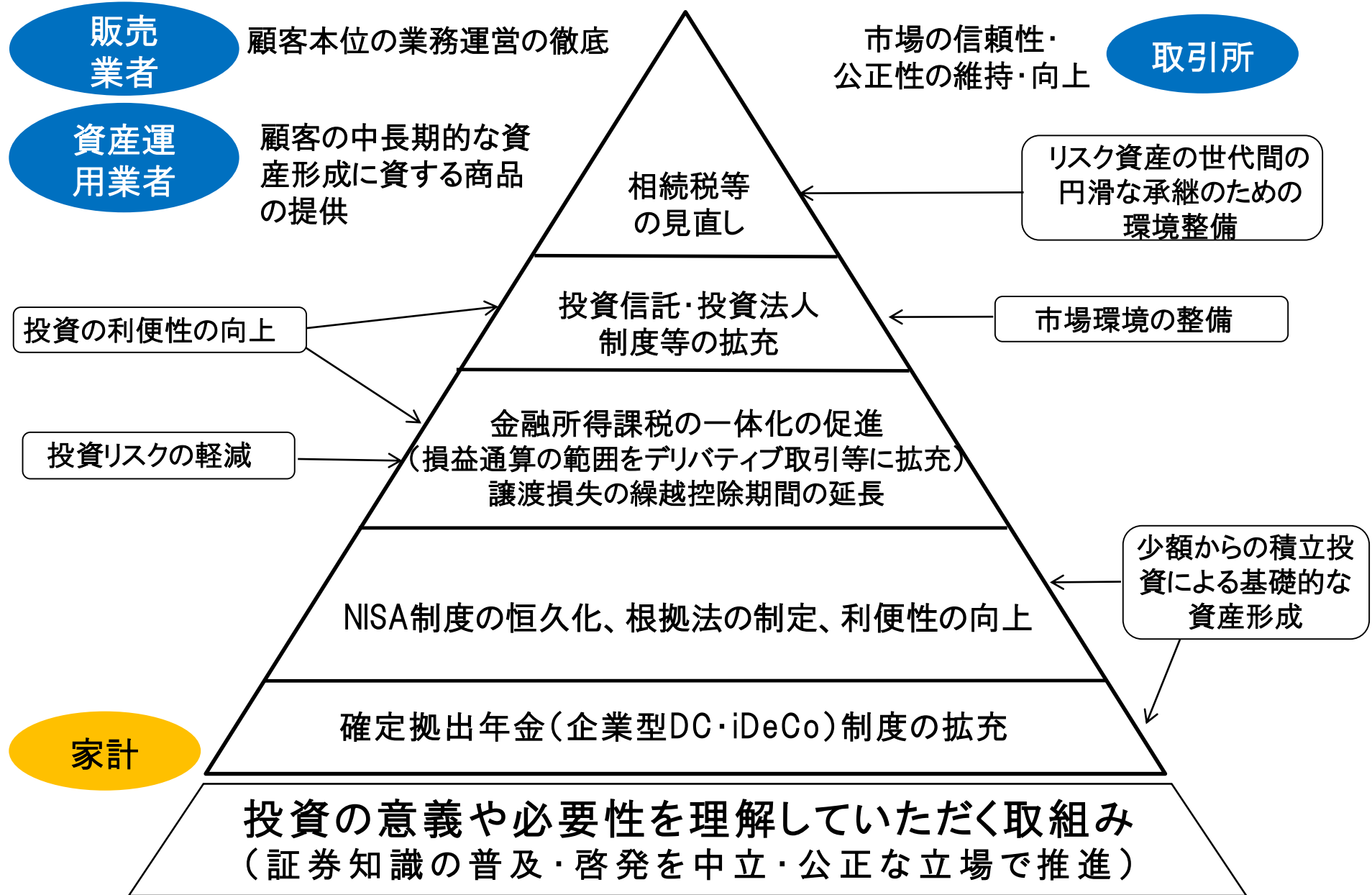
令和2年度税制改正に関する要望骨子

【要望項目説明資料】

令和元年9月

日本証券業協会
投資信託協会
全国証券取引所協議会

家計が安心して中長期的な資産形成に取り組めるよう官民で支援
⇒ 日本経済の成長資金の供給を促進、SDGsに貢献する証券市場を目指して



令和2年度税制改正要望事項

I 家計の自助努力による資産形成を支援するための税制措置

◆ NISA制度（一般NISA・つみたてNISA・ジュニアNISA）の恒久化・根拠法の制定等

- ① NISA制度を恒久化又は延長すること
- ② NISAが国民の安定的な資産形成に資する恒久的な制度となるよう根拠法（NISA法）を制定すること
- ③ 取得後5年又は20年とされているNISAの非課税保有期間を恒久化又は延長すること

◆ NISAの利便性向上等

- ① ジュニアNISAの払出し制限の緩和及び贈与税の基礎控除額の特例等の措置を講じること
- ② 企業から支払われる職場積立NISAの奨励金を非課税とすること
- ③ NISA口座内の上場株式等について、売却代金の範囲内での他の上場株式等の再取得を認めること

◆ 確定拠出年金制度の拡充等

- ① 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること
- ② 確定拠出年金制度の拡充や利便性向上を図るため、以下の措置を講じること
 - 拠出限度額の引上げ（特に2号被保険者について拠出限度額の引上げによる金額の統一を図ること）
 - マッチング拠出の弾力化
 - 中途引出要件の緩和
 - 加入者資格喪失年齢の引上げ
 - 老齢給付金の支給要件の緩和等

令和2年度税制改正要望事項

Ⅱ 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

◆ 上場株式等の相続税評価等の見直し

- ① 上場株式及び公募株式投資信託の相続税評価額を見直すこと。例えば、上場株式等の相続税評価額について、評価の安全性に配慮し、現行よりも長い期間の株価まで評価の対象に含めること
- ② 急激な経済環境の変化に伴う株価変動リスク等を考慮し、上場株式等について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じること
- ③ 世代を通じた上場株式等の保有が相続によって中断されないようにするため、被相続人が保有していた上場株式等について、相続人の申告により、相続税納付準備口座（仮称）への入庫を認め、当該上場株式等が当該口座において保有されている間（例えば5年間）は、当該上場株式等に係る相続税の納税を猶予すること
- ④ 世代を通じた上場株式等への長期投資を促進するため、以下の措置を講じること
 - 被相続人が相続発生の3年以上前から保有していた上場株式等については相続税の納税額の一部（例えば評価額の30%に対応する納税額）を猶予することとし、相続人が当該上場株式等を相続による取得後3年以上継続保有した場合には、猶予された相続税の納税を免除すること
 - 被相続人が一般NISA・つみたてNISAで保有していた上場株式等については相続税を非課税とすること
- ⑤ 相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃すること
- ⑥ 上場株式等を一定の時点から10年以上継続保有して相続が発生した場合には、相続税評価額を大幅に（例えば50%）減額する措置を講じること

◆ 特定口座間贈与の制限撤廃

- 特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には、当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること

令和２年度税制改正要望事項

Ⅲ 市場への継続的な成長資金の供給を促進するための税制措置

◆ 金融所得課税一体化の促進等

- ① デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めるとともに、特定口座での取扱いを可能とすること（注１、注２）

（注１）現行税法上、総合課税とされている外国市場デリバティブ取引（外国金融商品市場で取引されるカバードワラントを含む。）の差金等決済に係る損益や私募外国投資信託等の配当等を申告分離課税としたうえで、損益通算の範囲に加えること

（注２）実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること

- ② 金融所得に対する課税のあり方の見直しを検討する場合には、経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留意すること
- ③ 国内金融商品取引所に上場する企業が発行する種類株式のうち、その募集が公募により行われている非上場株式について、上場株式等に係る配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例並びに譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を認めること

◆ 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

- 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（現行３年間）を延長すること

◆ 配当の二重課税の排除

- 配当の二重課税排除の徹底を図る観点から、例えば配当所得の課税標準額を受取配当額の２分の１の金額とすること

◆ エンジェル税制の拡充

- エンジェル税制の適用要件を緩和するとともに、企業と投資家の橋渡し役となる認定業者の対象範囲を拡大すること

令和2年度税制改正要望事項

Ⅲ 市場への継続的な成長資金の供給を促進するための税制措置

◆ 投資信託・投資法人制度等の拡充

- ① 投資信託等に係る外国税額控除制度について、住民税の取扱いを見直すこと
- ② 上場インフラファンドにおける導管性要件の特例を延長又は恒久化すること
- ③ 投資法人に外国子会社合算税制が適用される場合に、投資家において、二重課税調整（外国税を控除する仕組み）ができるよう所要の措置を講じること
- ④ 土地流動化促進等のための長期保有資産（土地等・建物等で、所有期間が10年超のもの）に係る買換え特例措置を延長すること

Ⅳ 地方創生のための税制措置

- 地方創生に貢献する企業が発行する株式への投資について税制上の恩典を与えること（例えば、一定の要件を満たす企業が発行する株式への投資について、個人投資家の所得税・住民税から特別な控除を可能とすること）

Ⅴ SDGs（持続可能な開発目標）推進のための税制措置

- 社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について税制上の恩典を与えること（例えば、一定の要件を満たす債券への投資に関して、個人投資家については所得税・住民税、法人投資家については法人税において、特別な控除を可能とする制度を創設すること）

令和2年度税制改正要望事項

VI 市場環境の整備、投資者の利便性向上及び金融機関の負担軽減のための税制措置

◆ 特定口座の利便性向上

- ① 振替機関等を通じて金融商品取引業者がその取得日等を一定の客観性をもって確認できる方法で取得する上場株式等について、その取得時に特定口座への受入れを可能とすること
- ② 事業の譲渡、合併又は分割により、金融商品取引業者等において特定口座が複数開設された状態を解消するための一定の猶予期間等を設けること
- ③ 上場株式等に係る信託契約の解除後の特定口座への受入れ措置を講じること

◆ 国際的な金融取引の円滑化のための税制措置

- ① CRS（注）に係る国内法について、OECDが提示する国際基準と整合的なものとなるよう見直しを行うこと
（注）CRS（Common Reporting Standard）：非居住者に係る金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準である共通報告基準
- ② 外国金融機関等及び外国ファンドの債券現先取引等（レポ取引）に係る利子の課税の特例について、対象債券を民間国外債まで拡大を図ること
- ③ 一部の租税条約における、不動産化体株式からの投資所得に対する課税の取扱いについて、実務面に配慮した方策を講じること

◆ デジタル技術の活用等による事務手続きの効率化のための税制措置

- ① 内国法人が行う税法上の告知に際して、告知を受ける金融機関等が国税庁の法人番号検索サイトにより当該内国法人の法人番号を確認した場合には、当該法人番号の告知を不要とすること
- ② 税務手続きのICT化の観点から、税法上、書面でのみ提出・交付が認められている各種届出書・依頼書・確認書等の電子化による手続き効率化を図ること

VII その他の税制措置

- ① 消費税法上の金・白金の仕入れ税額控除に必要な相手方の本人確認書類について、当該仕入れが総合取引所の商品関連市場デリバティブ取引による場合には、商品先物取引による場合と同様に媒介等を行う者のみとする措置を講じること
- ② 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る住民税の課税方式について、所得税の確定申告書での指定を可能とすること

I 家計の自助努力による資産形成を支援するための税制措置

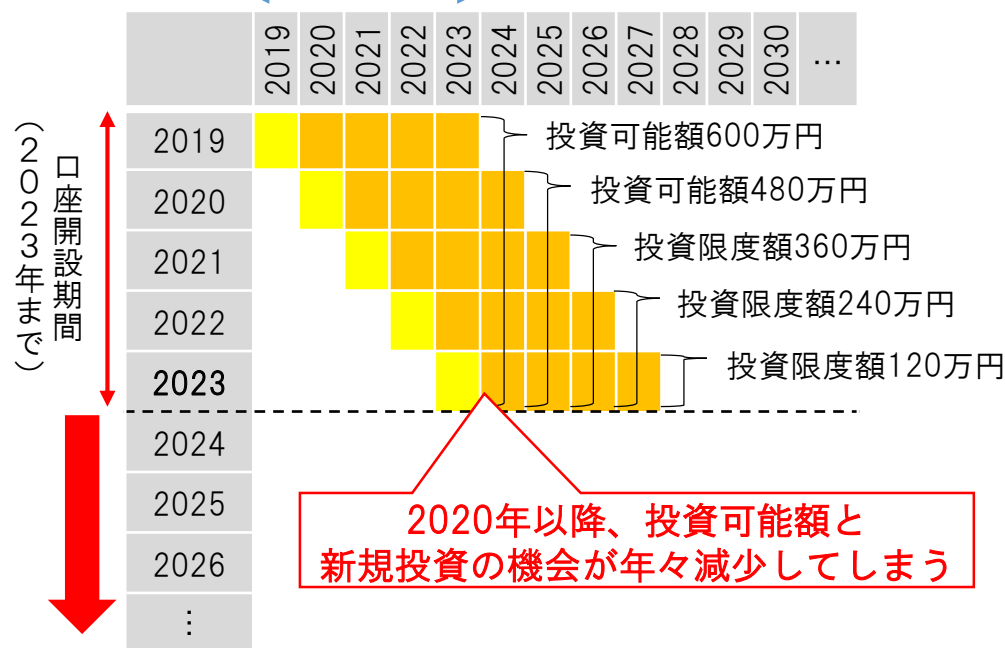
◆ NISA制度（一般・つみたて・ジュニアNISA）の恒久化・根拠法の制定等

【要望】

NISA制度を恒久化又は延長すること

【一般NISA】

非課税保有期間（5年間）

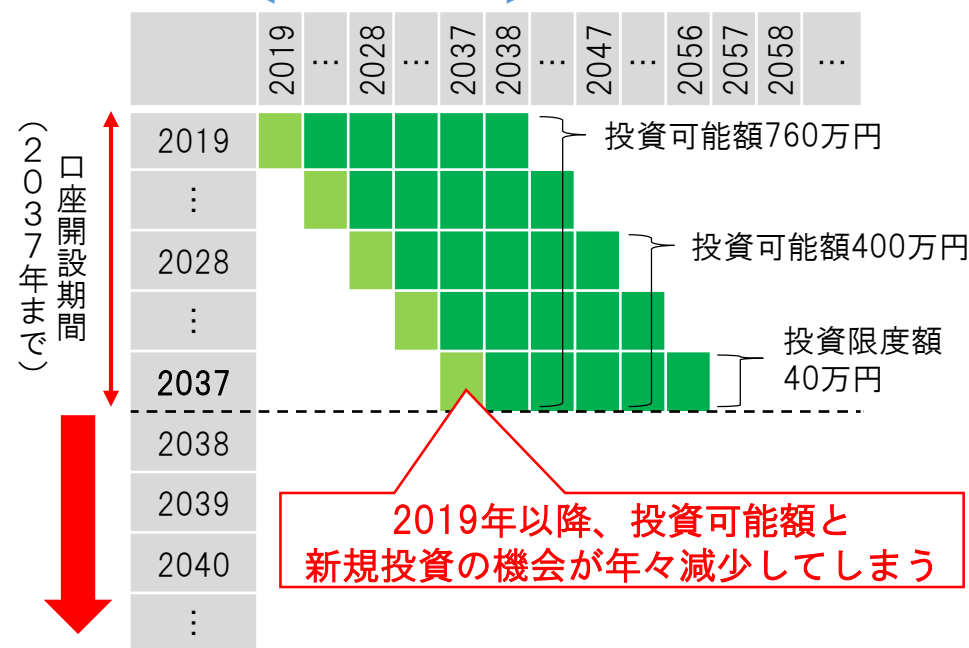


制度の恒久化
又は延長

ジュニアNISAも同様に制
度の恒久化又は延長

【つみたてNISA】

非課税保有期間（20年間）



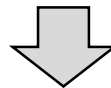
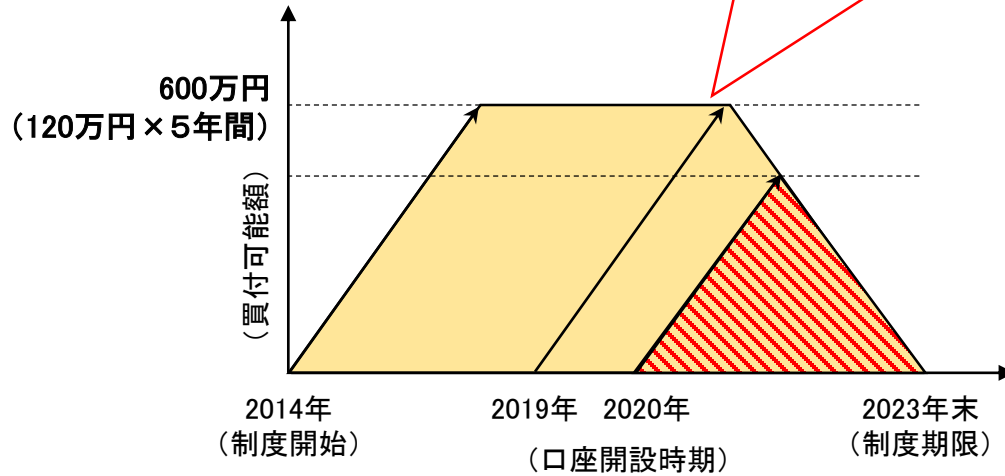
制度の恒久化
又は延長

投資可能額と新規投資の機会が1年分ずつ縮減していくことは
家計の中長期的な資産形成や市場へのリスクマネー供給の促進の障害になりかねない

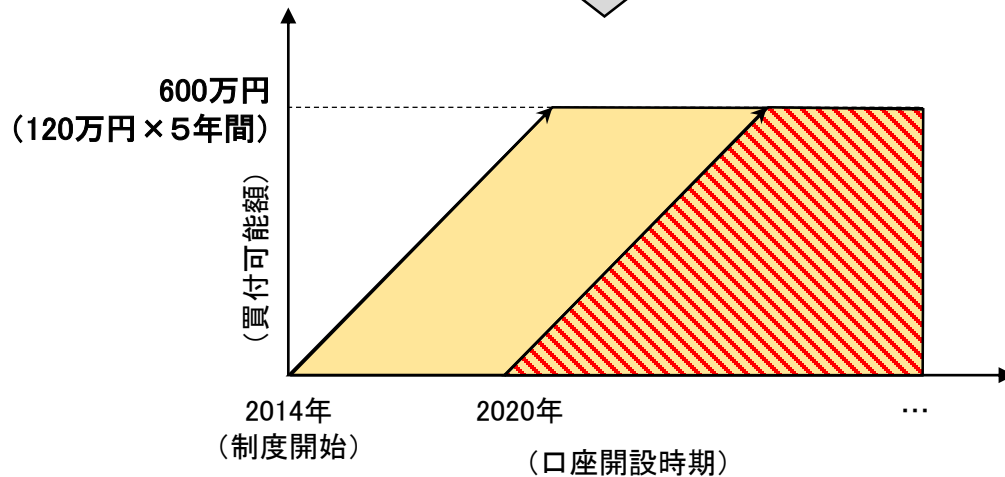
NISA制度の時限と買付可能額の関係(イメージ)

【一般NISA】

2020年以降、買付可能額と新規投資の機会が年々減少していく

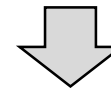
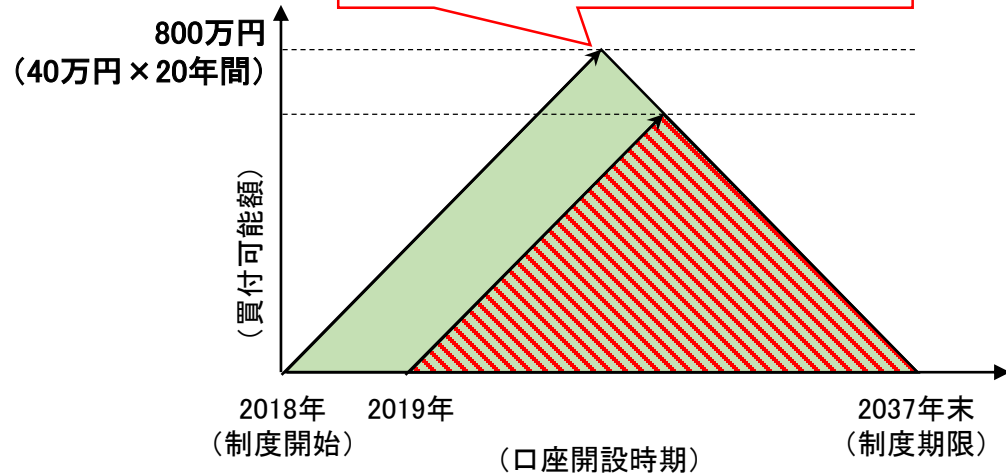


制度恒久化後

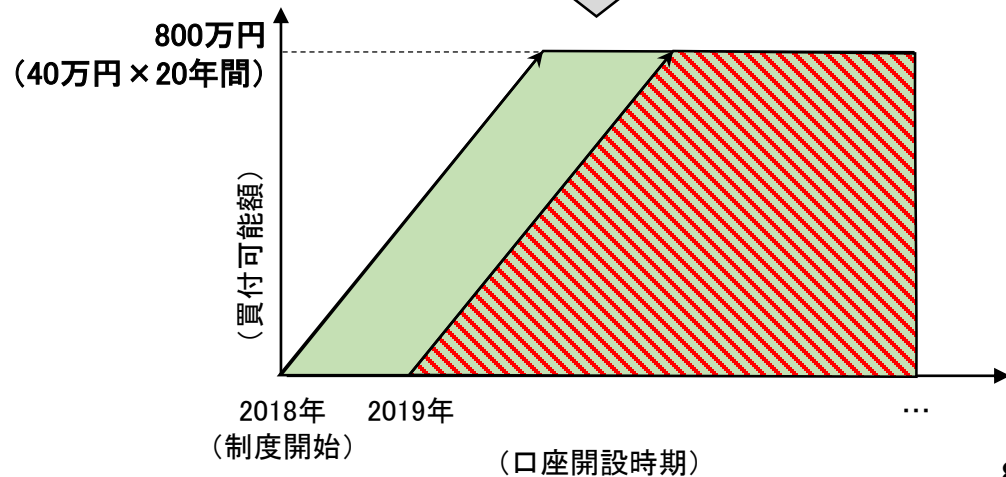


【つみたてNISA】

2019年以降、買付可能額と新規投資の機会が年々減少していく



制度恒久化後



【要望】

NISAが国民の安定的な資産形成に資する恒久的な制度となるよう根拠法（NISA法）を制定すること

【非課税制度の利用状況と根拠法】

		利用者	規模※	根拠法
確定拠出年金	企業型DC	690万人	11.7兆円	確定拠出年金法のもと <u>恒久的な制度</u> として導入（目的） ・国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与
	個人型DC（iDeCo）	118万人	1.6兆円	
財形貯蓄	住宅財形	72万人	1.7兆円	勤労者財産形成促進法のもと <u>恒久的な制度</u> として導入（目的） ・勤労者の生活の安定を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与
	年金財形	173万人	3.0兆円	
NISA	NISA（一般・つみたて） ・ジュニアNISA	1,314万人 （一般NISA）1,155万人 （つみたて）127万人 （ジュニア）32万人	16.6兆円 （一般NISA）16.3兆円 （つみたて）1,332億円 （ジュニア）1,303億円	（現状、租税特別措置による制度） <u>⇒国民の安定的な資産形成に資する恒久的な制度となるよう根拠法（NISA法）の制定が必要</u>

- （注） 1. 確定拠出年金の利用者は2019年2月末、規模は2018年3月末。
 2. 財形貯蓄の利用者及び規模（残高）は2018年3月末。
 3. NISAの利用者及び規模（買付額）は2019年3月末。

（出所）厚生労働省、運営管理機関連絡協議会、金融庁

【要望】

取得後5年又は20年とされているNISAの非課税保有期間を恒久化又は延長すること

	NISA（20歳以上）		ジュニアNISA （20歳未満）	（参考） 英国株式型ISA
	NISA	つみたてNISA		
制度開始	2014年1月1日	2018年1月1日	2016年4月1日	1999年4月6日
口座開設者	20歳以上の居住者 ※成年年齢引下げ後は 18歳以上の居住者	20歳以上の居住者 ※成年年齢引下げ後は 18歳以上の居住者	0歳以上20歳未満の 居住者 ※成年年齢引下げ後は 18歳未満までの居住者	満18歳以上の居住者
非課税保有期間	最長5年間 ⇒恒久化	最長20年間 ⇒恒久化	最長5年間 ⇒恒久化	無期限
口座開設期間 （投資可能期間）	～2023年まで	2037年まで	～2023年まで	期限なし （2008年に恒久化）
対象商品	上場株式、公募株式投信	長期の積立・分散投資に 適した一定の投資信託	上場株式、公募株式投信	株式、債券、 投信、保険等
非課税対象	配当、譲渡益		配当、譲渡益 ※18歳まで払出制限あり	配当、譲渡益、利子
拠出限度額	年間120万円 （制度全体で600万円）	年間40万円 （制度全体で800万円）	年間80万円 （制度全体で400万円）	ISA制度全体で 年間20,000ポンドまで

- （注） 1. 成年年齢の引下げは2022年4月を予定。
2. ISAの拠出限度額は2017課税年度の額。

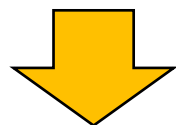
◆ NISAの拡充・利便性向上等

【要望】

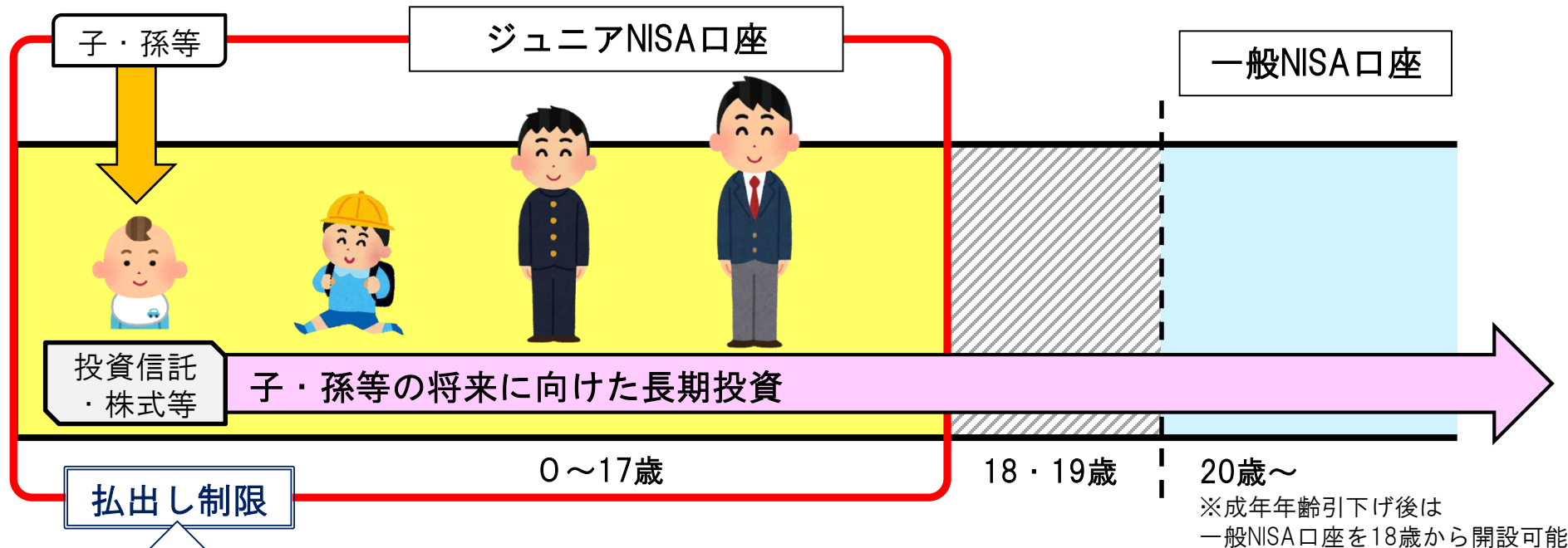
ジュニアNISAの払出し制限の緩和及び贈与税の基礎控除額の特例等の措置を講じること



両親・祖父母等



ジュニアNISAでの投資を目的とした贈与
⇒贈与税の基礎控除額の特例等（110万円とは別枠）の措置



基準年前の払出しは
課税・口座廃止

例えば、進学時期で教育費支出が集中する
6歳、12歳、15歳の1～3月期に限って払出しを認めてはどうか

【要望】

企業から支払われる職場積立NISAの奨励金を非課税とすること



【現行】

従業員から拠出された職場積立NISAの積立金に対して、奨励金を付与する企業もあるが、この奨励金も給与所得とみなされて所得税の課税対象となるため
奨励金に対する課税額分、従業員の手取りが減ってしまう

➡ **【要望】 将来に備えた資産形成を多くの勤労者に取り組んでもらうためにも、一定の奨励金に対する非課税措置を講じ、制度の普及促進を図るべき**

未来投資戦略2018（2018年6月15日）

[2] 大胆な規制・制度改革

2. 投資促進・コーポレートガバナンス

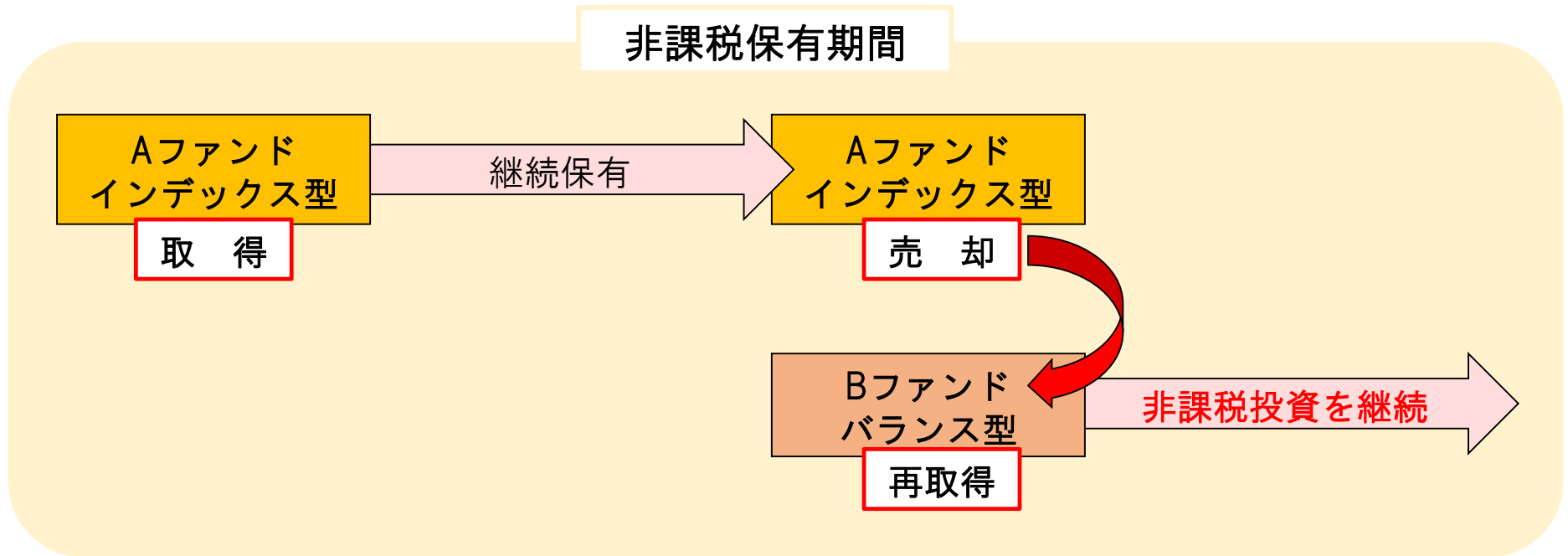
Ⅳ) 活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進

② 家計の安定的な資産形成の促進

- 本年1月にスタートしたつみたてNISAの普及や利用促進を図る観点から、利便性向上に向けた方策を検討するとともに、宜民における職場環境の整備（「職場つみたてNISA」の導入）を促進する。また、スマートフォン等を情報源とする若年世代に対しても効果的に働きかけを行うため、新たな情報発信チャネルを通じた取組を進める。

【要望】

NISA口座内の上場株式等について、売却代金の範囲内でのほかの上場株式等の再取得を認めること



NISAで購入した商品の売却代金で他の商品を購入すれば
引き続き非課税の恩典を受けることができるようにする

NISA口座の中での保有資産のリバランスを可能とする観点から、再取得を認めるべき

◆ 確定拠出年金制度の拡充等

【要望】

確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること

特別法人税

積立金に対して、1.173%(毎年)
～2020年3月末まで課税凍結



【趣旨】

特別法人税を撤廃

<参考> 確定拠出年金制度の各国比較

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
拠 出 時	非課税 (所得控除)	非課税	非課税	非課税	非課税
運 用 時	課 税 (特別法人税)	非課税	非課税	非課税	非課税
給 付 時	課 税 (公的年金等控除、 退職所得控除)	課 税	課 税	課 税 (収益部分)	課 税

【要望】

確定拠出年金制度の拡充や利便性向上を図るため、以下の措置を講じること

拠出限度額の引上げ

1. 企業型DC（現行）

被保険者	年間拠出限度額
他に企業年金なし	660,000円
他に企業年金あり	330,000円

【要望】

所得代替率等を考慮のうえ、大幅な引上げが必要(収支に余裕のある時期に、余裕のない時期の積立不足を補える水準に引き上げる)

2. 個人型DC（iDeCo）（現行）

被保険者		年間拠出限度額
自営業者		816,000円
会社員等	企業年金制度なし	276,000円
	企業型DC加入者 他に企業年金なし	240,000円
	企業型DC加入者 他に企業年金あり	144,000円
	DB加入者	
	公務員	
専業主婦・主夫		276,000円

【要望】

- 所得代替率等を考慮のうえ、大幅な引上げが必要(収支に余裕のある時期に、余裕のない時期の積立不足を補える水準に引き上げる)
- 限度額を細分化せず、可能な限り統一するなどの合理化・簡素化を図るべき
- 特に2号被保険者について拠出限度額の引上げによる金額の統一を図ること

(参 考)	年間拠出限度額
米国401(k)プラン	61,000ドル (6,710,000円)
英国個人年金制度	40,000ポンド (6,000,000円)

米国401(k)プランでは、加入者及び事業主掛金の合計の拠出限度額は年額で最大61,000ドル、英国では拠出主体や利用制度にかかわらず、年間4万ポンド（一生涯で103万ポンド）と高い額が設定されている

(注) 1ドル=110円、1ポンド=150円換算。

【要望】

確定拠出年金制度の拡充や利便性向上を図るため、以下の措置を講じること

マッチング拠出の弾力化

現行では会社の掛金を上回ることができず、加入者掛金の水準が会社の掛金に左右され、使い残しが生じてしまう

現 行		月間拠出限度額 (27,500円)	要 望
使い残し			加入者の掛金 (0～19,000円)
加入者の掛金 (0～8,500円)			
会社の掛金 (例：8,500円)			会社の掛金 (例：8,500円)

会社の掛金に関わらず、合計で月間拠出限度額まで加入者拠出を可能とする

中途引出要件の緩和

現行	60歳まで原則払出不可
----	-------------



要望	災害等のやむを得ない事情のみ 中途払出を認める
----	----------------------------

加入者資格喪失年齢の引上げ

現行	20歳以上60歳未満
----	------------



要望	公的年金の支給開始年齢等と合わせ、 65歳の者まで確定拠出年金に 加入可能とする（掛金の拠出を認める）
----	---

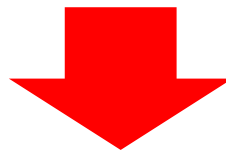
【要望】

確定拠出年金制度の拡充や利便性向上を図るため、以下の措置を講じること

老齢給付金受給要件の緩和

通算加入期間に関わらず60歳から受給可能にすべき
もしくは、要通算加入期間を2分の1にすべき

現行	通算加入期間	10年以上	8年以上	6年以上	4年以上	2年以上	2年未満
	受給可能年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳



要望	通算加入期間	5年以上	4年以上	3年以上	2年以上	1年以上	1年未満
	受給可能年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

(参考) 個人型確定拠出年金 (iDeCo) の加入拡大に向けた事務手続きの簡素化

【問題意識】

- ◆ iDeCoは金融商品としては小口の取引であり、それに比して煩雑な事務手続きが、その普及のハードルになっている。国民に老後へ備えるための手段が広く平等に普及するためには、iDeCoにおける事務手続きを簡素にする必要がある。



【制度改善要望事項】

iDeCoにおける事務手続きは、マイナンバーを活用することにより、一定の簡素化が図られると想定される。具体的には以下のスキームが考えられるのではないかと

【具体的なスキーム案：日本年金機構におけるマイナンバーの利用を参考】

- ① 国基連等において基礎年金番号とマイナンバーを紐づけて管理等を行う
- ② 加入の申込みにマイナンバーを利用する（金融機関が別に管理しているものも利用可能）

記載ミスや分からないことが多い基礎年金番号から
マイナンバーの利用へ

- ③ 国基連等がJ-LISの本人確認情報を利用することにより、加入者による住所変更の手続き等を不要にする

Ⅱ 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

◆ 上場株式等の相続税評価等の見直し

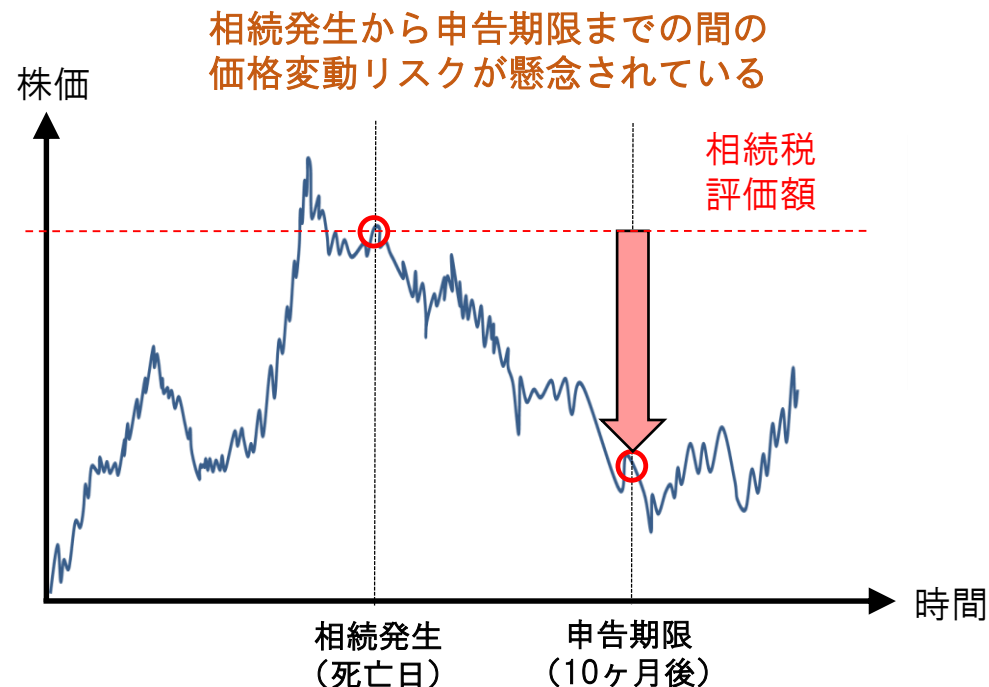
【要望】

上場株式及び公募株式投資信託の相続税評価額を見直すこと

相続税評価額

 土地	路線価 (1月1日)	公示地価(時価) の <u>80%程度</u>
 建物	固定資産税 評価額 (3年毎に算定)	建築費(取得費) の <u>50~70%</u>
 株券 上場株式	時価 (取引所終値) (毎日算定)	時価(※) の <u>100%</u>

※死亡日の株価
(又は当月・前月・前々月の平均株価)



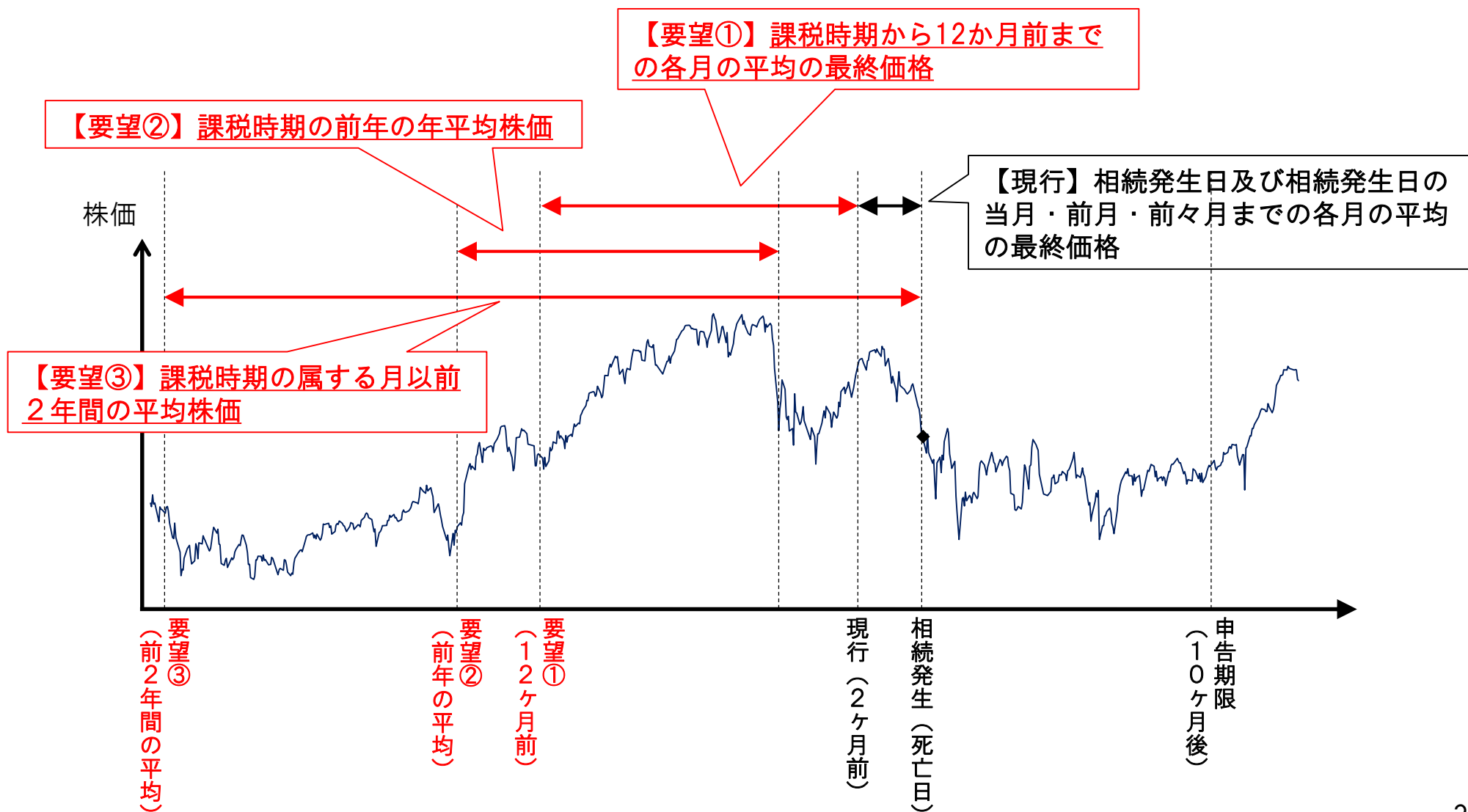
**上場株式等は価格変動リスクが他の資産に比べて大きいことから
評価の安全性の観点から相続税評価額を見直すべき**

【日本再興戦略2016 2016年6月2日閣議決定】

上場株式等にかかる相続税の取扱いについては、相続後納付期限までの間における価格変動リスクが大きく、他の資産と比較しても不利なため、国民の資産選択に歪みを与えているとの指摘がある。こうした状況は安定的な資産形成を働きかける上でマイナス要因となりかねないため、改善を検討する。

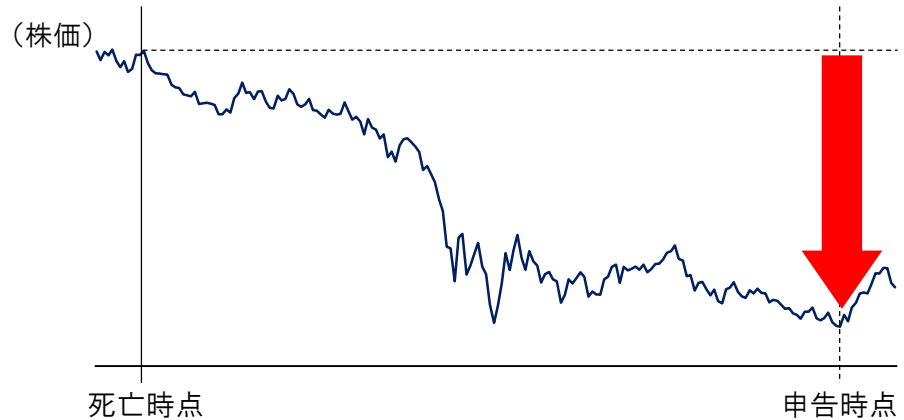
【要望】

例えば、上場株式等の相続税評価額について、評価の安全性に配慮し、現行よりも長い期間の株価まで評価の対象に含めること



【要望】

急激な経済環境の変化に伴う株価変動リスク等を考慮し、上場株式及び公募株式投資信託について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じること



例えば、申告時点の株価が相続発生(死亡)時点の価格から50%以上下落していた場合には、下落後の価格を相続税評価額とする

○ 相続発生時には上場していたものの相続手続き中に会社更生法申請によって納付の時点で価値を喪失していたケースの救済を求めた裁判で、相続開始後の株価の恣意的操作のおそれをあげて、相続開始後の株価の変動を考慮しないこととしている現行の取り扱いは合理的と判示されている（1987年9月29日大阪高判、その後最高裁で確定）。

○ このようなケースを一般的に救済するには、立法措置による解決が必要ではないか。

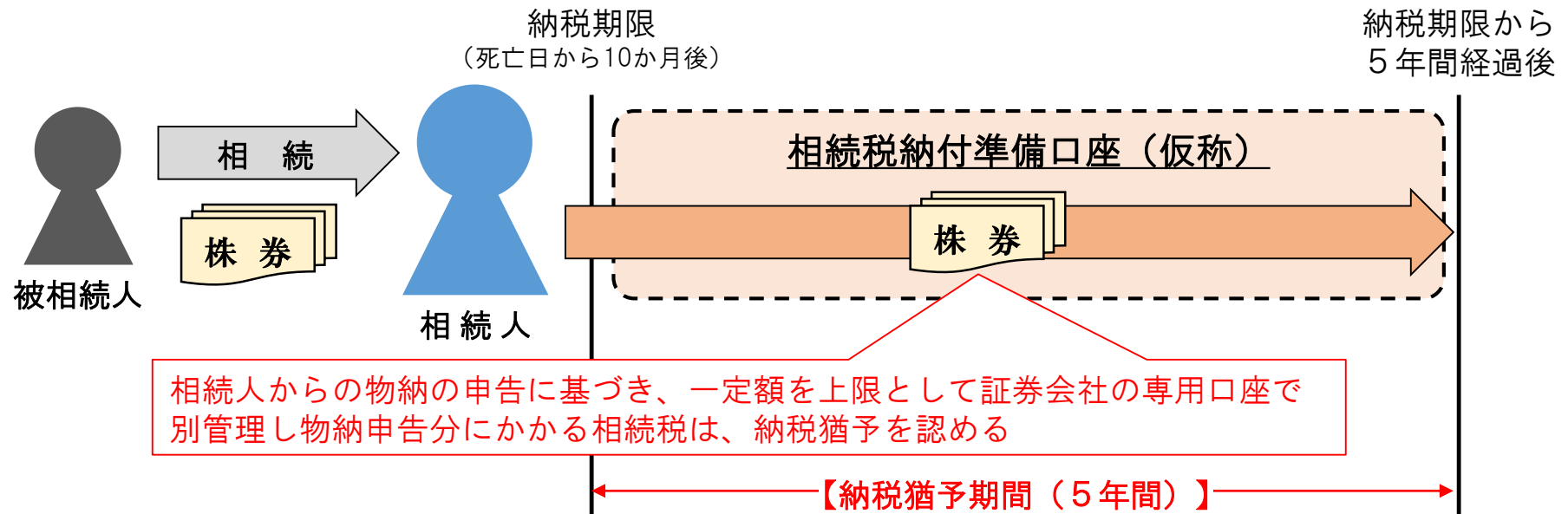
（注）2017年度税制改正により、上場株式等に係る物納財産順位の引上げが行われた。

相続税の納税資金が不足している場合には、上場株式等による物納が可能。

なお、上場株式等を物納する際の収納価額は、原則として相続税評価額と同額（死亡時の時価）とされているため、仮に会社更生手続き中の会社の株式などで価格が下落している場合であっても、物納の申請時に上場が維持されていれば、相続税評価額（死亡時の時価）での物納が可能であり、救済になりうる。

【要望】

世代を通じた上場株式等の保有が相続によって中断されないようにするため、被相続人が保有していた上場株式等について、相続人の申告により、相続税納付準備口座（仮称）への入庫を認め、当該上場株式等が当該口座において保有されている間（例えば5年間）は、当該上場株式等に係る相続税の納税を猶予すること



- 猶予期間中に相続税額を納付すれば、専用口座からの出庫・売却・出金が可能
- 猶予期間終了までに相続税額を納付しなかった場合は、専用口座内の上場株式等が物納される

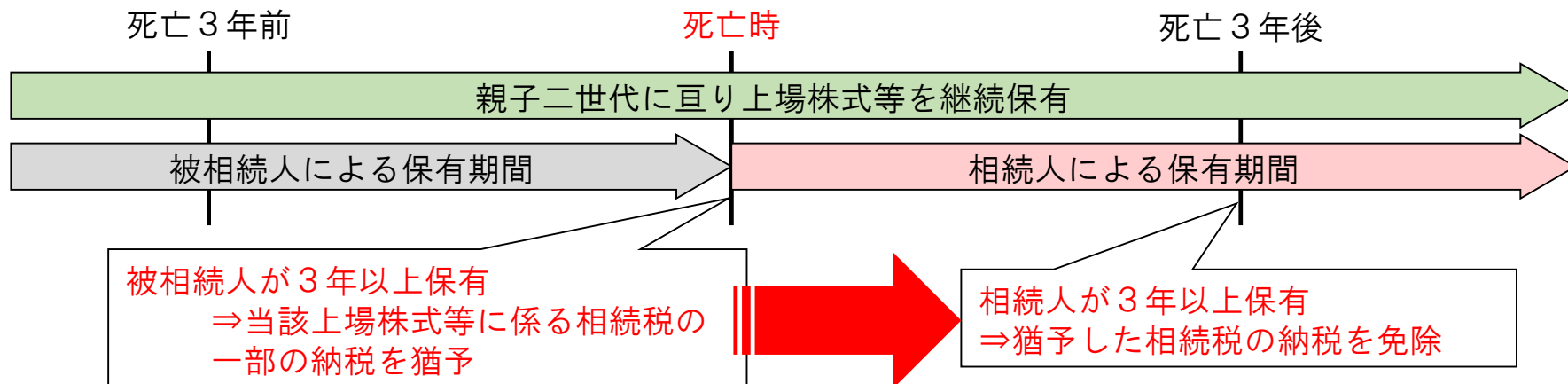
（参考）物納等有価証券の異動状況【年度中の増加】

	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
数量（千株）	31,624	8,054	4,338	974	1,185	4,248	71	1,566	253
台帳価格（億円）	341	195	67	10	2	254	0	16	6

（出所）財務省 財務総合政策研究所

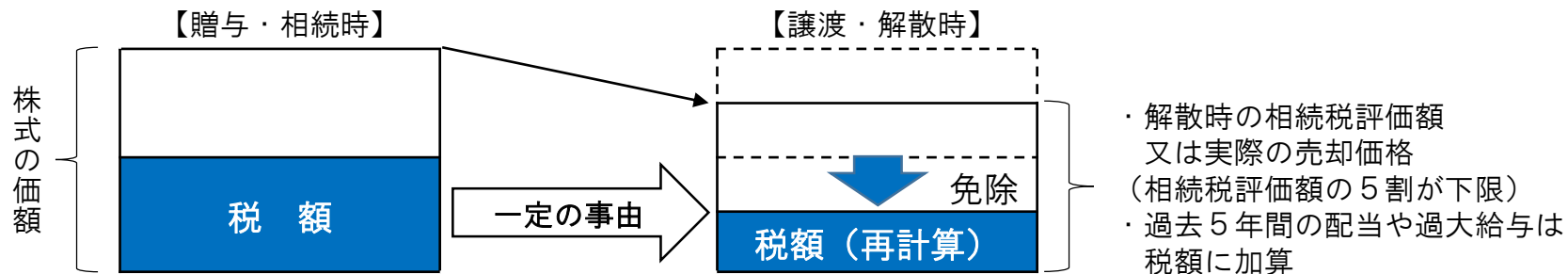
【要望】

世代を通じた上場株式等への長期投資を促進するための措置を講じること



（参考）事業の継続が困難な事由が生じた場合の納税猶予額の免除について（特例措置）

特例経営（贈与）承継期間の経過後に、事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合※1に特例措置の適用に係る非上場株式等の譲渡等をした場合は、その対価の額（譲渡等の時の相続税評価額の50%に相当する金額が下限になります※2。）を基に相続（贈与）税額等を再計算し、再計算した税額と直前配当等の金額との合計額が当初の納税猶予税額を下回る場合には、その差額は免除されます（再計算した税額は納付）。

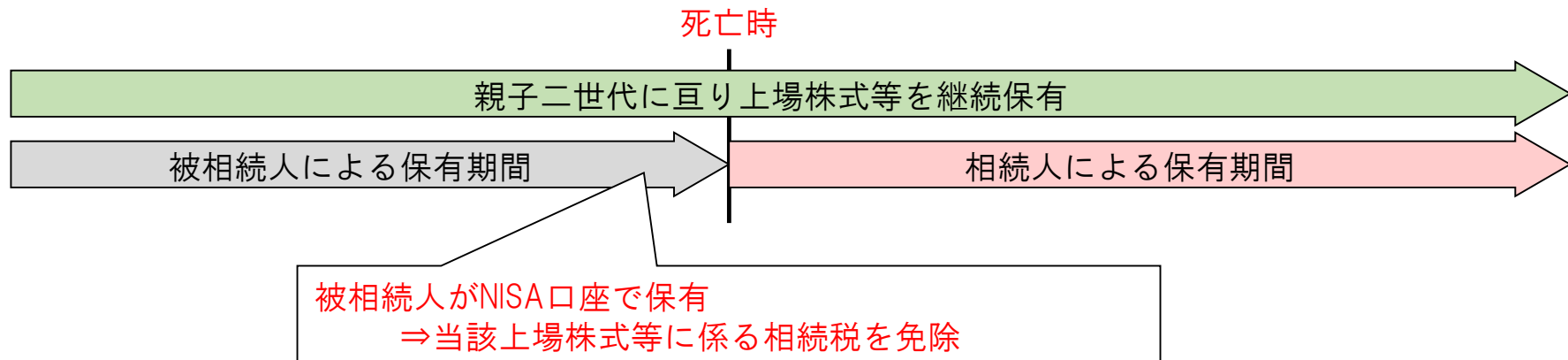


※1 ①過去3年間のうち2年以上赤字の場合、②過去3年間のうち2年以上売上減の場合、③有利子負債 $\geq$ 売上の6か月分の場合、④類似業種の上場企業の株価が前年の株価を下回る場合、⑤心身の故障等により後継者による事業の継続が困難な場合（譲渡・合併のみ）

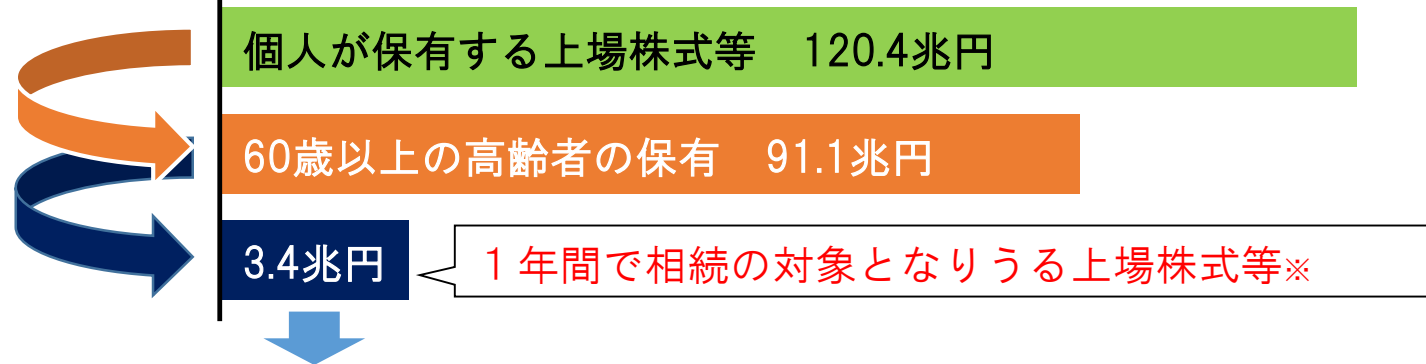
※2 譲渡等から2年後において、譲渡等の時の雇用の半数以上が維持されている場合には、実際の対価の額に基づく税額との差額は、その時点で免除されます。

【要望】

世代を通じた上場株式等への長期投資を促進するための措置を講じること



(参考) 60歳以上が保有する家計金融資産の推計について



- 3.4兆円分の上場株式等が、相続をきっかけに売却される可能性がある
- こうした「株離れ」が進展すれば、リスクマネーの供給が減り日本経済全体が停滞することに繋がりがねない

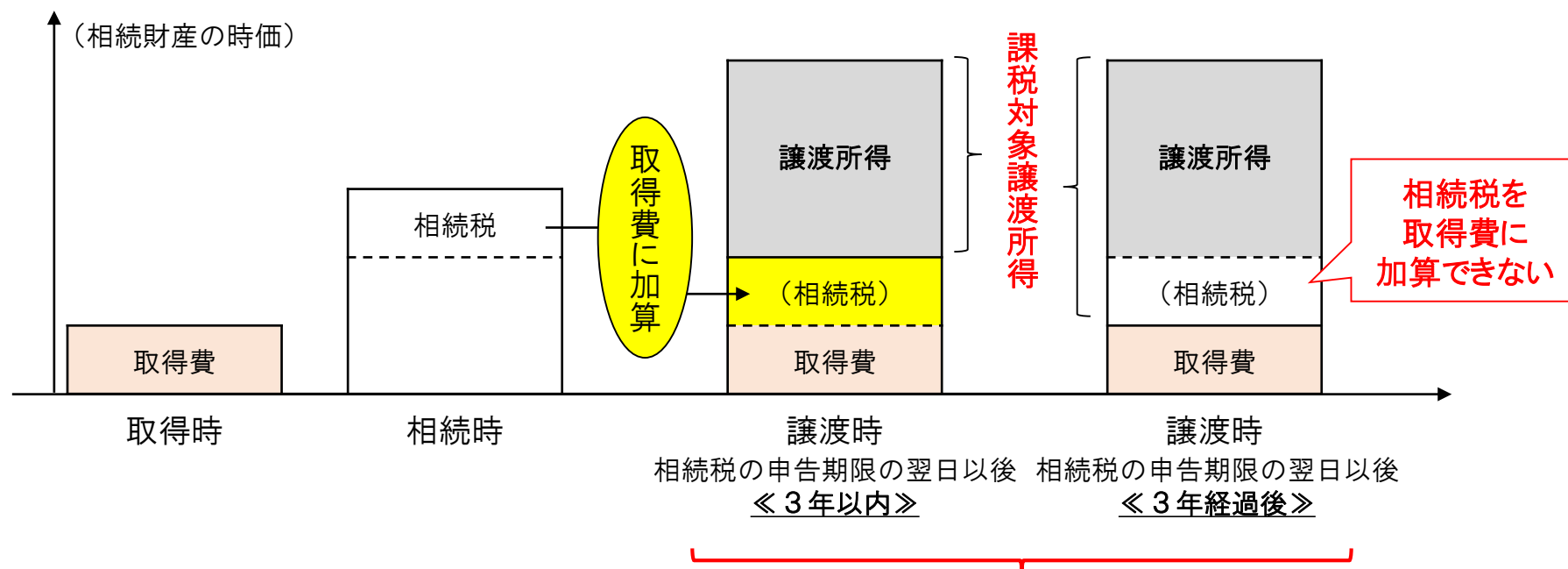
(注) 第22回簡易生命表より60歳以上の高齢者が1年以内に死亡する確率を試算(3.75%)して算出。

(出所) 日本取引所グループ、投資信託協会、総務省、厚生労働省データより日本証券業協会試算。

【要望】

相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃すること

○相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例（イメージ）

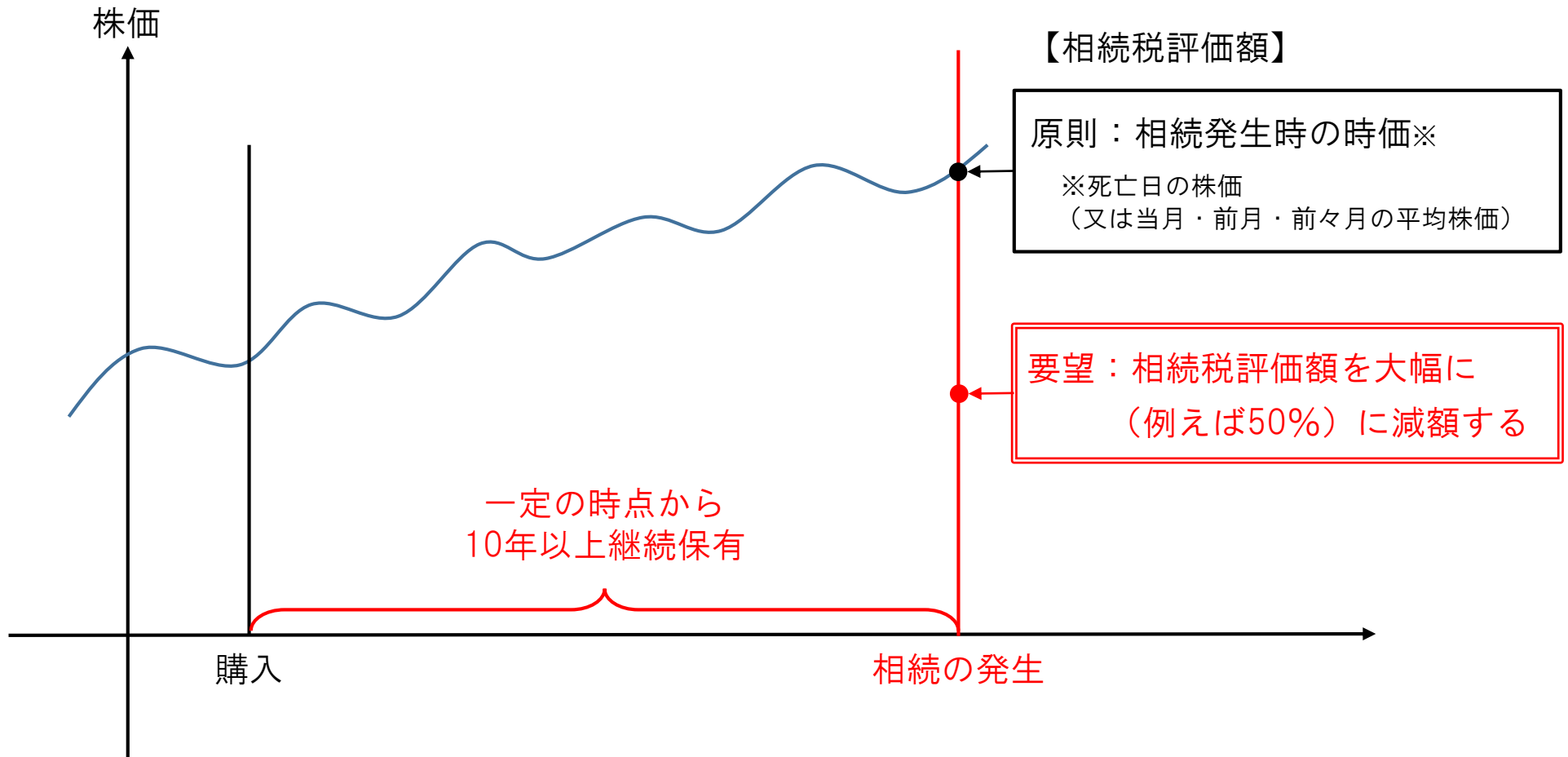


（要望）相続税の申告期限の翌日以後3年以内とする
適用要件を撤廃すること

- （注） 1. 取得費加算が可能な額は、相続財産の売却によって発生した譲渡益の額までである。
2. 取得費加算の特例措置を受けるには確定申告の手続きを行う必要がある。

【要望】

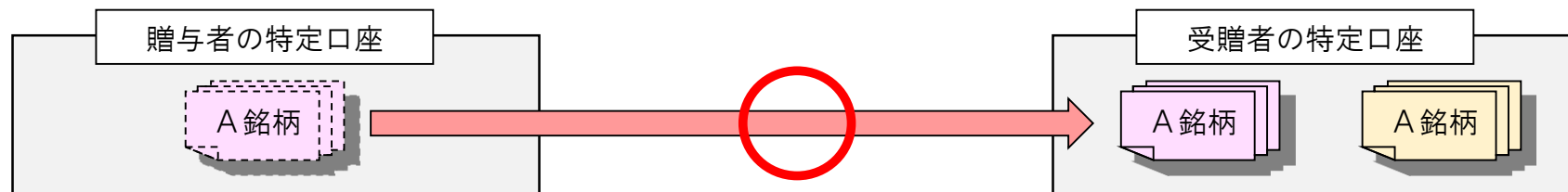
上場株式等を一定の時点から10年以上継続保有して相続が発生した場合には、相続税評価額を大幅に（例えば50%）減額する措置を講じること



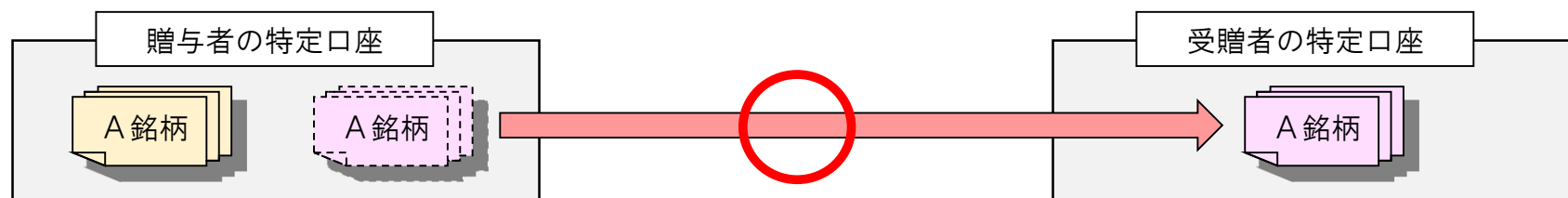
◆ 特定口座間贈与の制限撤廃

【要望】

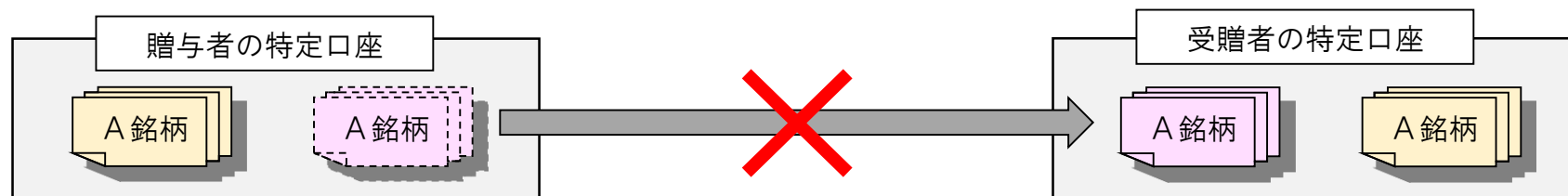
特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること



受贈者が同一銘柄を保有していても、贈与者が当該銘柄を全部贈与すれば、移管は**可能**



受贈者が同一銘柄を保有していなければ、贈与者が当該銘柄を一部贈与する場合でも、移管は**可能**



受贈者が同一銘柄を保有しており、贈与者が当該銘柄を一部贈与する場合、移管は**不可**

世代間の資産移転に大きな弊害となっていることから
特定口座間の一部贈与の制限を撤廃すべき

Ⅲ 市場への継続的な成長資金の供給を促進するための税制措置

◆ 金融所得課税一体化の促進等

【要望】

デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めるとともに、特定口座での取扱いを可能とすること（注1、2）

注1 現行税法上、総合課税とされている外国市場デリバティブ取引（外国金融商品市場で取引されるカバードワラントを含む。）の差金等決済に係る損益や私募外国投資信託等の配当等を申告分離課税としたうえで、損益通算の範囲に加えること

注2 実施するにあたっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること

金融商品に係る課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン/ロス
上場株式・ 公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・ 公募公社債投信	28年1月～ 源泉分離⇒申告分離	28年1月～ 非課税⇒申告分離
デリバティブ取引等	申告分離	
預貯金等	源泉分離	-

現在、損益通算が
認められている範囲

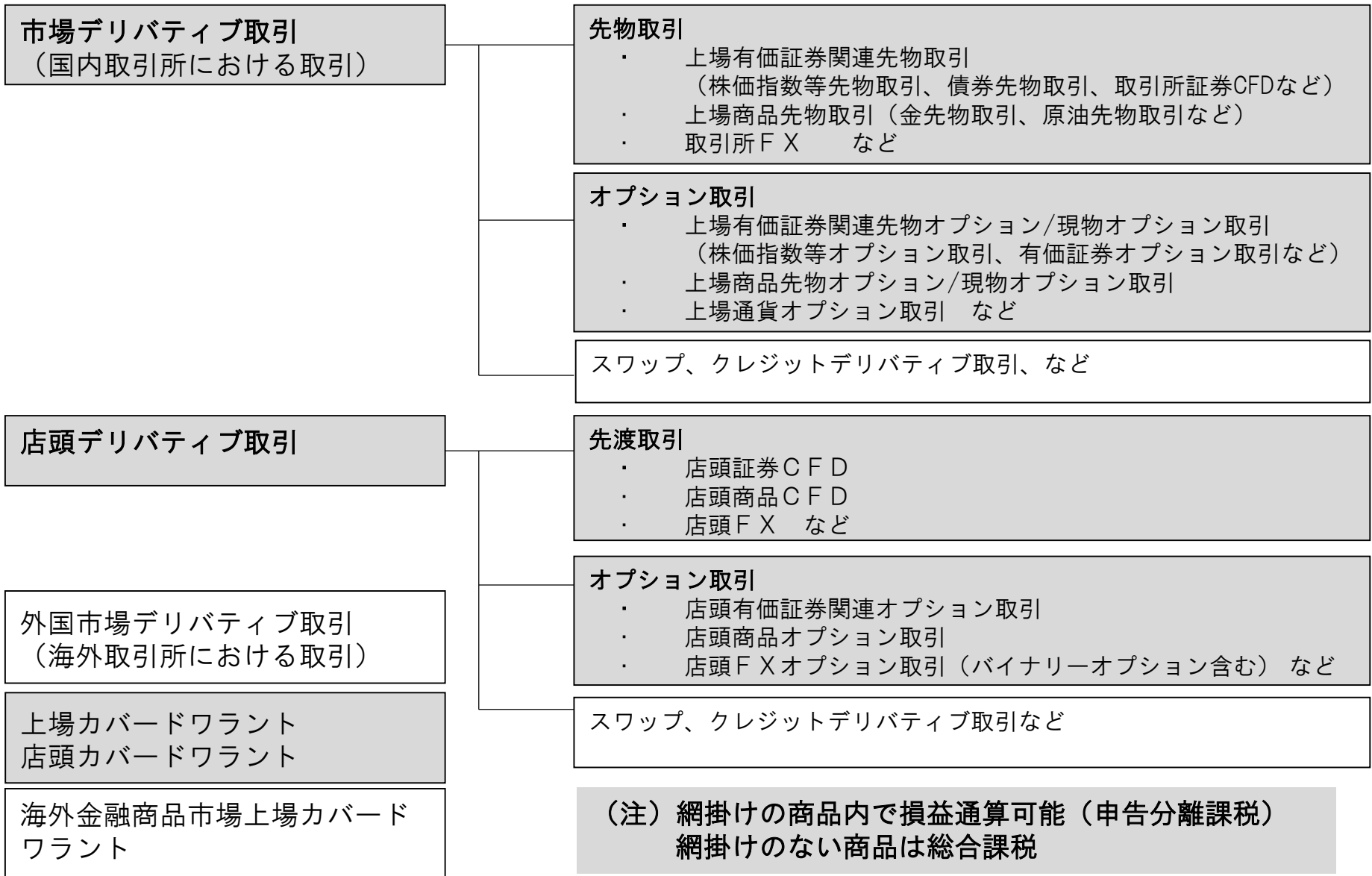
損益通算の範囲を
デリバティブ取引等や
預貯金等にまで拡大

特定口座での取扱い

	特定口座での取扱い
上場株式・公募株式投信	可能
特定公社債・公募公社債投信	可能
デリバティブ取引等	対象外

特定口座での取扱いを
可能とする

(参考) デリバティブ取引の範囲の概要



(参考) 先物取引等の申告分離課税導入時期

申告分離課税導入時期	申告分離課税の対象となった先物取引等の差金等決済
平成13年4月1日以後	商品関連の市場デリバティブ取引 (商品市場において行われる現物先物取引、現金決済型先物取引、商品指数先物取引、商品オプション取引、商品の実物取引のオプション取引)
平成16年1月1日以後	有価証券関連の市場デリバティブ取引 (有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引)
平成17年7月1日以後	通貨関連の市場デリバティブ取引 (通貨等先物取引、金利等先物取引、金融オプション取引)
平成22年1月1日以後	上場カバードワラント
平成24年1月1日以後	商品関連の店頭デリバティブ取引 (商品市場及び外国商品市場によらないで行われる、現物先物取引、現金決済先物取引、指数先物取引、オプション取引、指数現物オプション取引) 有価証券関連の店頭デリバティブ取引 (金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行われる、先渡し取引、指標先渡し取引、オプション取引、指標オプション取引) 店頭カバードワラント

(参考) 与党税制改正大綱における「金融所得課税一体化」に関する記述

与党 平成25年度 税制改正大綱（抄）（平成25年1月24日）

デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、対象に公社債等を含める今回の改正を踏まえつつ、総合的な取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する。

与党 平成26年度 税制改正大綱（抄）（平成25年12月12日）

デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する。

与党 平成27年度 税制改正大綱（抄）（平成26年12月30日）

デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する。

与党 平成28年度 税制改正大綱（抄）（平成27年12月16日）

デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。

与党 平成29年度 税制改正大綱（抄）（平成28年12月8日）

デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家の多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。

与党 平成30年度 税制改正大綱（抄）（平成29年12月14日）

デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家の多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。

与党 平成31年度 税制改正大綱（抄）（平成30年12月14日）

デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家の多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。

【要望】

金融所得に対する課税のあり方の見直しを検討する場合には、経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留意すること

【2016年度税制改正大綱（自民党・公明党）】

金融所得に対する課税のあり方については、法人実効税率の引下げも踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、検討する

【2017年度税制改正大綱（自民党・公明党）】

金融所得に対する課税のあり方について、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、諸外国の制度や市場への影響も踏まえて、必要な検討を行う

【2018年度税制改正大綱（自民党・公明党）】

金融所得に対する課税のあり方について、家計の安定的な資産形成を支援するとともに税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえて、総合的に検討する

【2019年度税制改正大綱（自民党・公明党）】

金融所得に対する課税のあり方について、家計の安定的な資産形成を支援するとともに、所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえて、総合的に検討する

金融所得の税率の引上げは、格差是正のための政策としては国民の納得感が得られないのではないかと

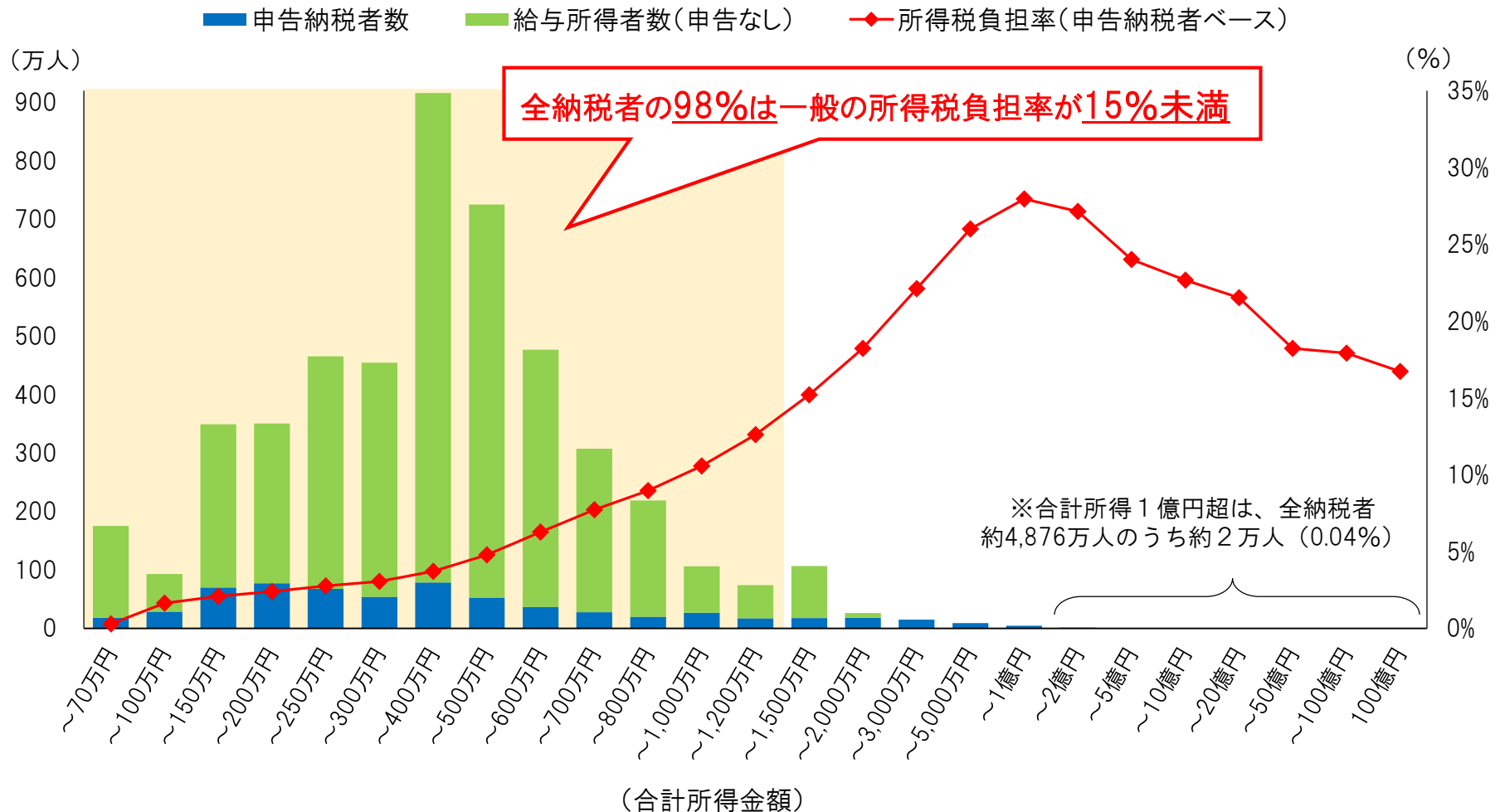
- 国税15%という税率は、全納税者（申告納税者＋申告なしの給与所得者）の約98%（約4,800万人）にとって、勤労所得等の一般の所得税負担率より高いものとなっている。
⇒金融所得は殆どの国民にとって「重税」。金融所得の税率引上げは「大衆増税」になるのではないかと
- 金融資産保有額が多い層は、収入を年金に依存している高齢者が中心
⇒税率引上げにより、特に年金に依存している高齢者に与えるダメージが大きいのではないかと

配当に支えられている家計の金融所得が損なわれ、成長と分配の好循環に水をさし、デフレ脱却にも障害となるのではないかと

- 長引くデフレ下で家計所得は減少傾向ないし伸び悩み。その中で金融所得（利子、配当等）は主として金利の低下により減少（なお、足元では配当が利子を上回り、金融所得の柱）

(参考)金融所得の税率と一般税率(所得税)とのバランス

- ◆ 金融所得の税率は、所得水準にかかわらず一律(国税15%、地方税5%)。
- ◆ 国税15%という税率は、全納税者(申告納税者+申告なしの給与所得者)の約98%(約4,800万人)にとって、勤労所得等の一般の所得税負担率より高いものとなっている

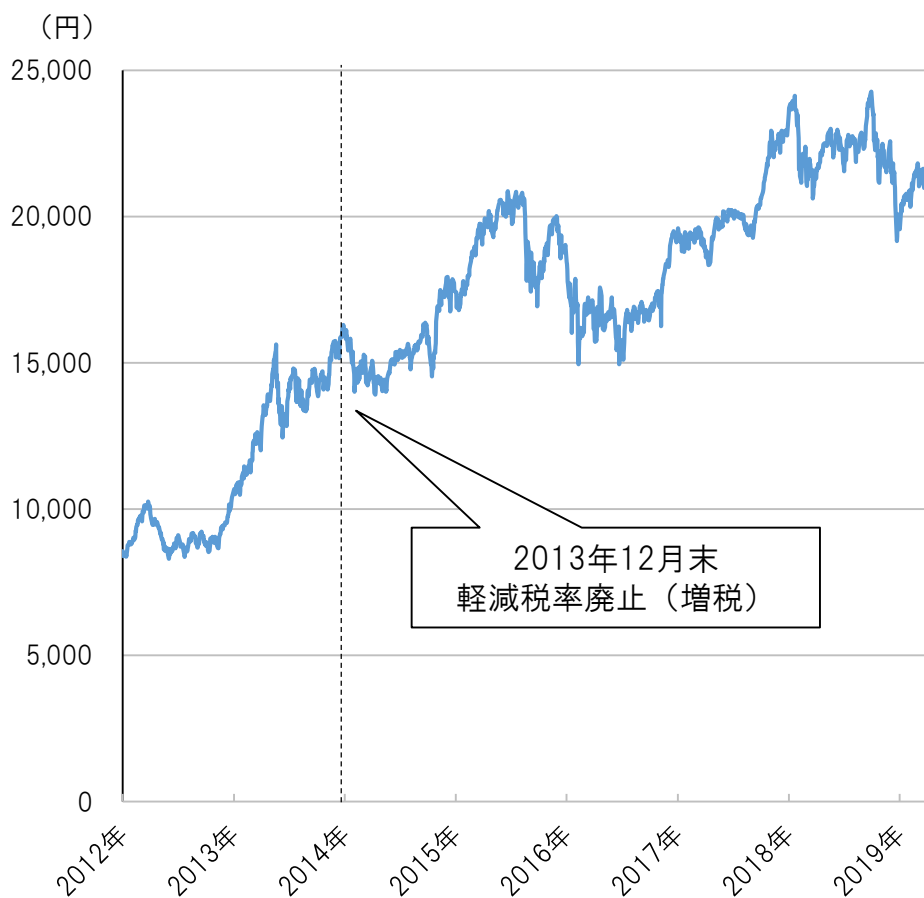


(出所) 国税庁「民間給与実態統計調査(平成29年分)」および「申告所得税標本調査(平成29年分)」をもとに日証協試算。

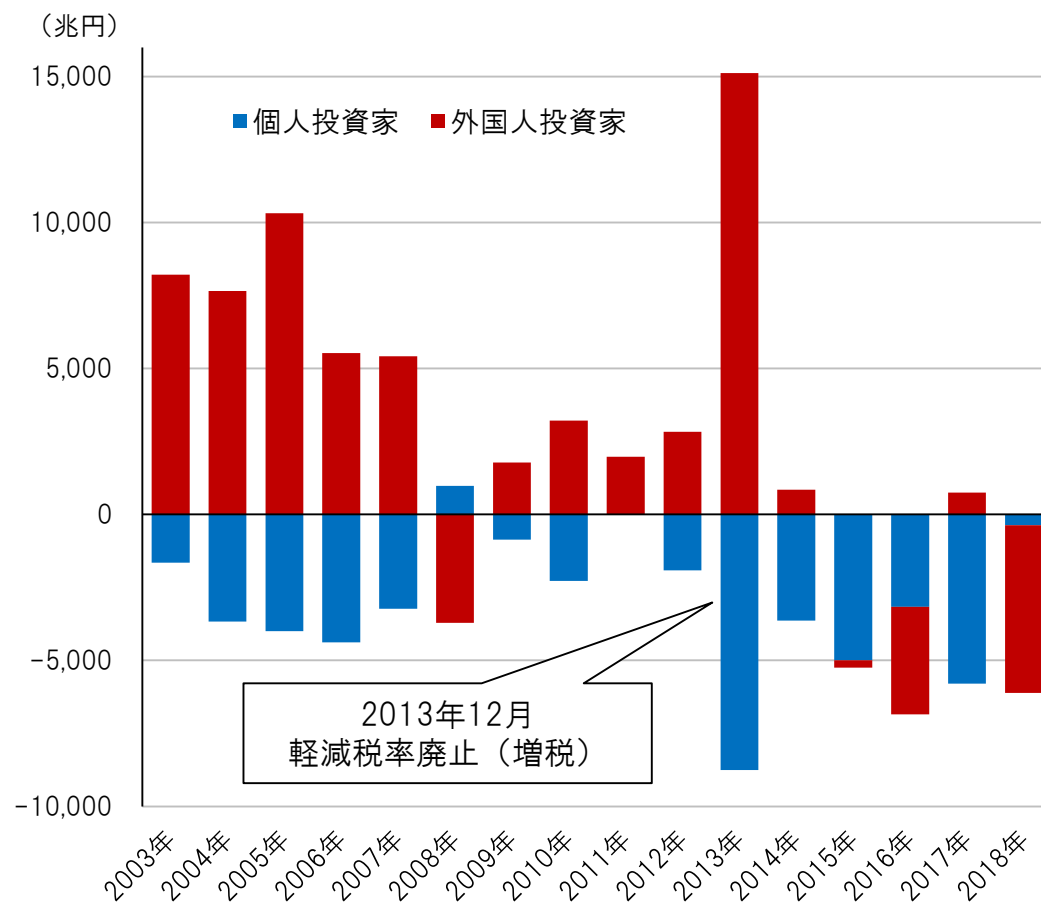
(参考)軽減税率廃止(2013年)の影響

- ◆ 2013年末の軽減税率廃止(増税)の際は、アベノミクスを受けた外国人投資家の日本株買い等の影響もあり、株式の大幅な下落は見られなかった。
- ◆ 一方で、個人投資家においては、年間約9兆円の売越し(過去最大の売越し)。

日経平均株価の推移

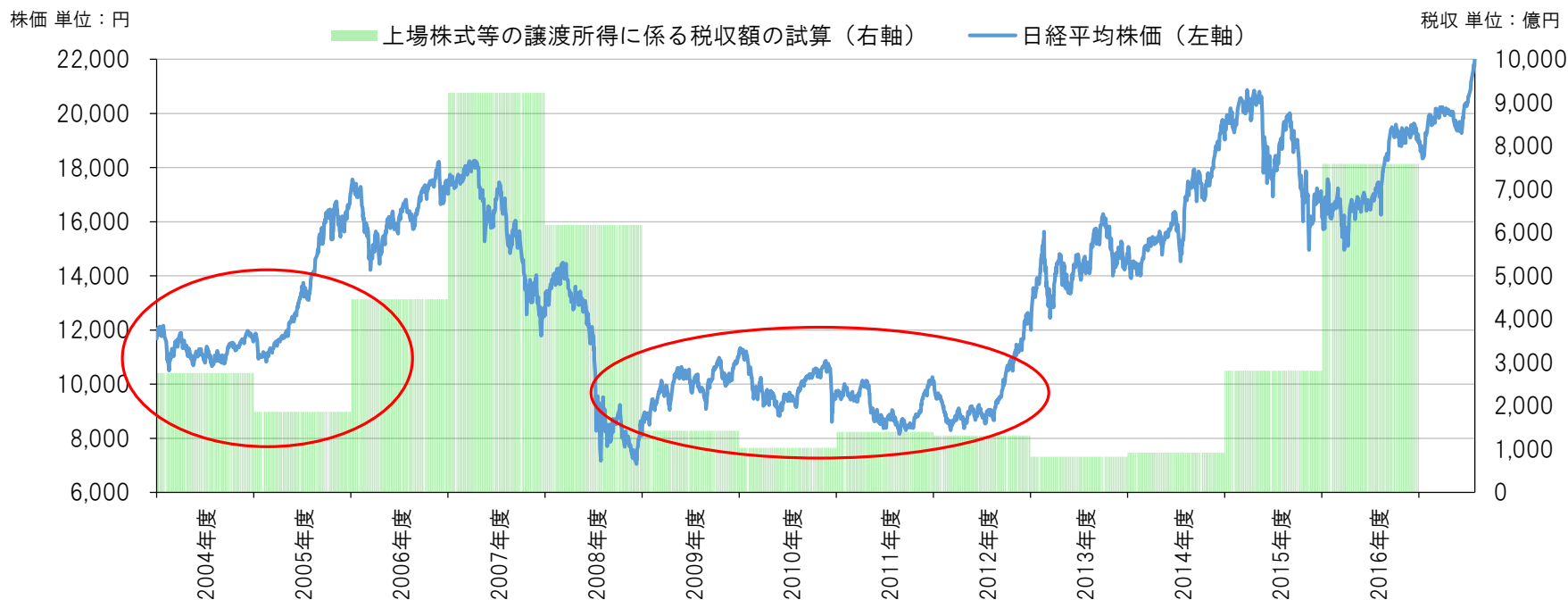


株式売買の動向



(参考) 株価とキャピタルゲインの税收試算(税率を一律20%として当てはめ)

- ◆ キャピタルゲイン税収は、株価等の株式市場の状況に大きく左右される。税率を引き上げても、株価等に影響があれば減収となる可能性。(株式市場の状況によっては、インカムゲインの増収を相殺して金融所得課税全体として減収となる可能性も。)



※1 2013年12月までは軽減税率(10%)が適用されていたが、一律20%で試算。

※2 総務省「地方団体の歳入歳出額の見込額」における「株式等譲渡所得割」から算出。

● 種類株の活用支援

【要望】

国内金融商品取引所に上場する企業が発行する種類株式のうち、その募集が公募により行われている非上場株式について、上場株式等に係る配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例及び譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を認めること

対象非上場株式の例
AA型種類株式
【日本・トヨタ自動車】

株主に中長期にわたって株式を保有してもらうことを目的に発行
そのため、取得してから5年間は自由に売買することはできない
5年を経過したAA型種類株式は、普通株式に1対1で転換するか、発行価格で買い戻してもらうか、あるいは、継続して保有するかのいずれかの選択をすることができる

◆ 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

【要望】

上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間(現行3年間)を延長すること

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
年間譲渡損益	▲500万円	なし	なし	なし	300万円	▲100万円
前年からの繰越譲渡損失	なし	▲500万円 (1年目)	▲500万円 (2年目)	▲500万円 (3年目)	0円	0円
翌年への繰越譲渡損失	▲500万円	▲500万円	▲500万円	0円	0円	▲100万円
相殺後の課税対象譲渡所得	0円	0円	0円	0円	300万円	0円

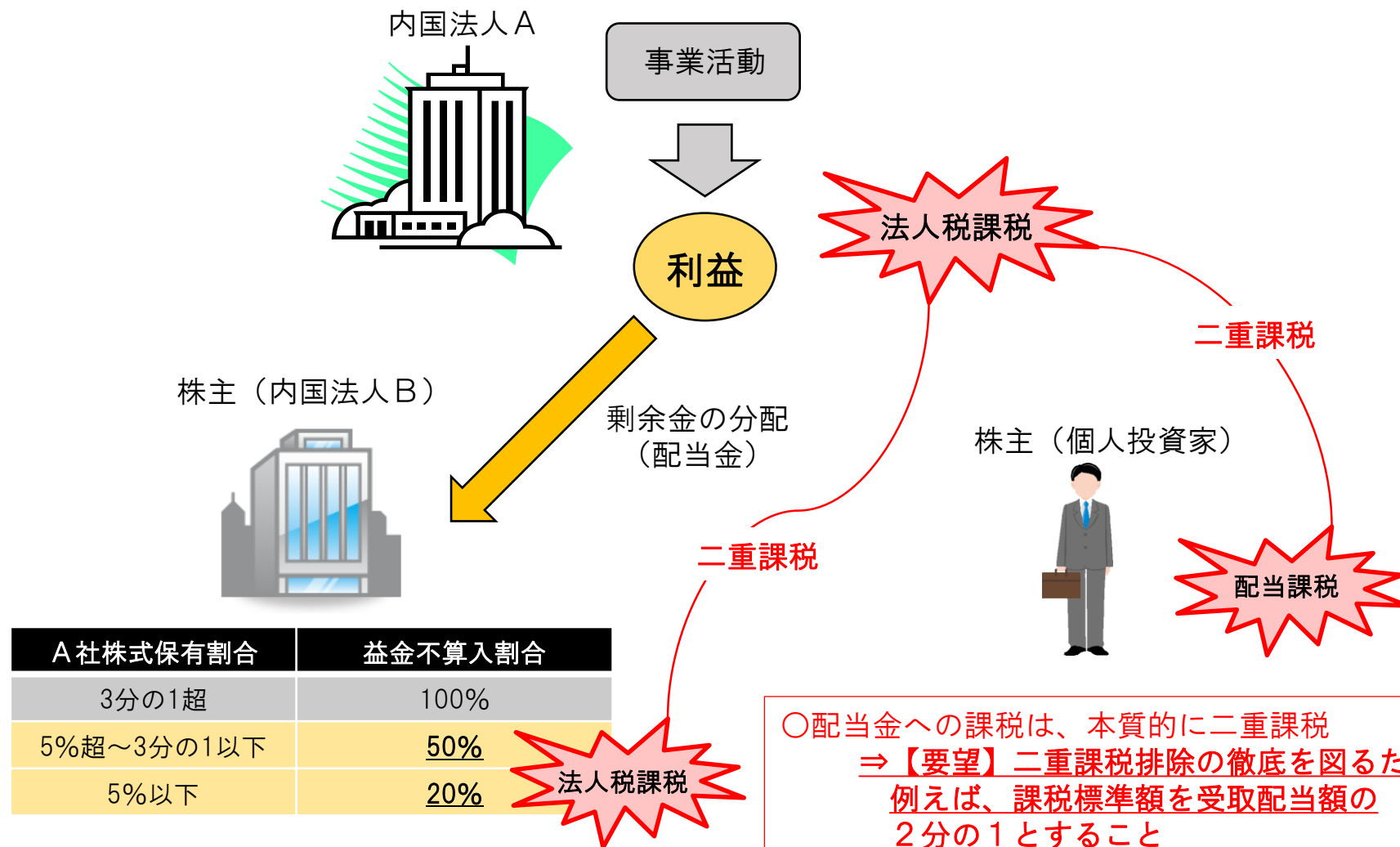
【現行制度】2018年分の500万円の譲渡損失は確定申告により翌年以降3年間(2021年まで)の繰越が可能

【問題点】上図のように500万円の譲渡損失が生じた翌年以後3年間に利益がなく、4年目(2022年)に生じた300万円の利益に対して損失の繰越控除ができない

◆ 配当の二重課税の排除

【要望】

配当の二重課税排除の徹底を図ること



◆ エンジェル税制の拡充

【要望】

エンジェル税制の適用要件を緩和するとともに、企業と投資家の橋渡し役となる認定業者の対象範囲を拡大すること

【現行】

企業要件

<優遇措置A>

- 設立後3年未満の中小企業
- 営業キャッシュフローが赤字

<優遇措置B>

- 外部の資本1/6以上受入れ
- 常勤の従業員が最低1名以上

認定業者の追加と権限拡大

- 投資事業有限責任組合のみ経済産業大臣の認可を受けることが可能
- 認定組合経由の投資については優遇措置Bの要件緩和

手続き面

- 届け出書類が複雑なほか、インターネット上での投資契約等に対応できていない

【改正要望】

企業要件

<優遇措置A>

- 設立後5年未満の中小企業に拡大すること
- 営業キャッシュフローの赤字要件を撤廃すること

<優遇措置B>

- 外部の資本1/10以上受入れに緩和すること
- 常勤の要件を撤廃すること

認定業者の追加と権限拡大

- 認定対象に第一種少額電子募集取扱業務を行う者を追加すること
- 認定組合経由の投資について、優遇措置Aでも要件緩和を行うこと

手続き面

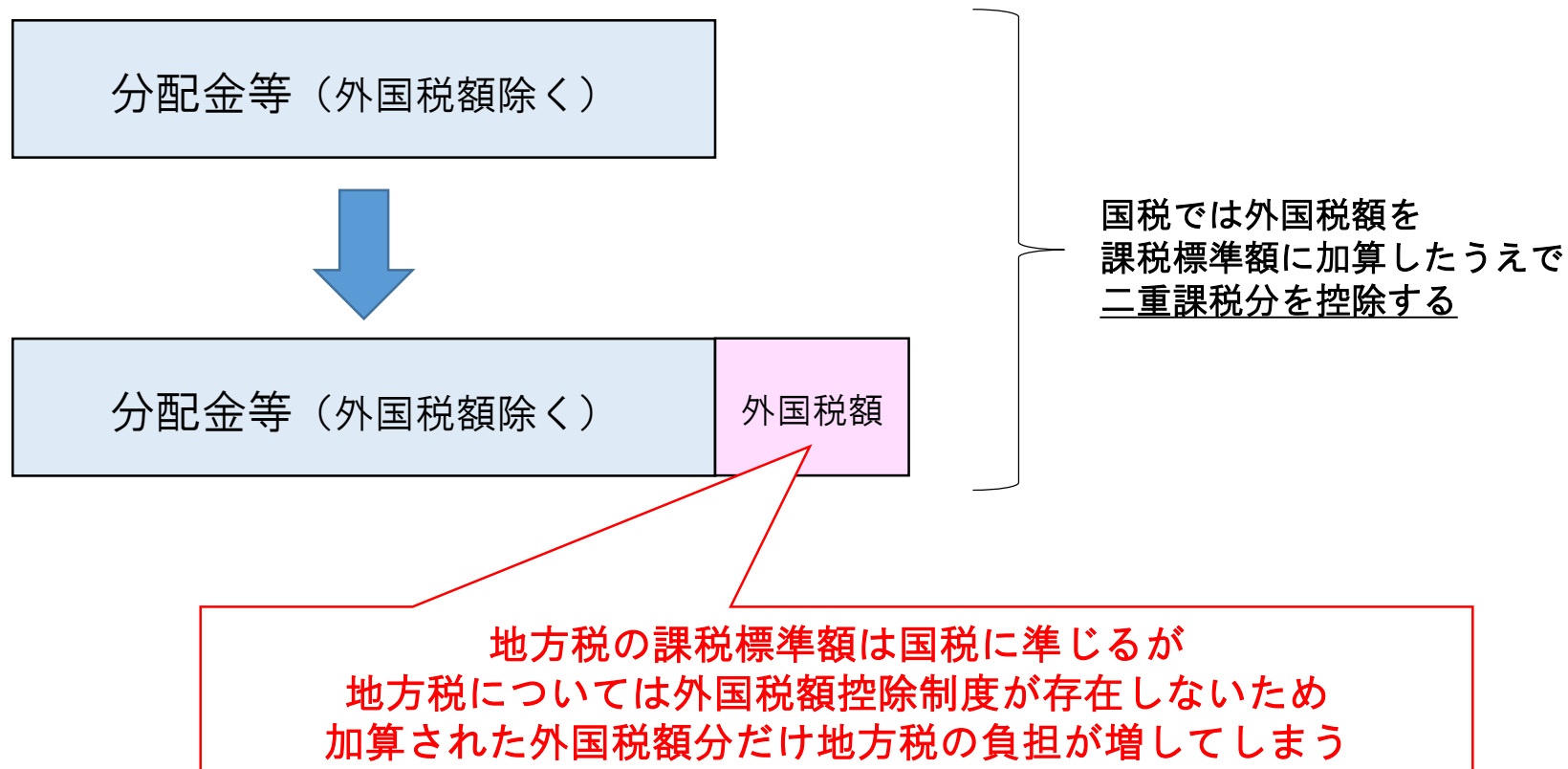
- 申請負担の軽減策を講じること

◆ 投資信託・投資法人制度等の拡充

【要望】

投資信託等に係る外国税額控除制度について、住民税の取扱いを見直すこと

○ 投資信託等に係る外国税額控除制度のイメージ



【要望】

上場インフラファンドにおける導管性要件の特例を延長又は恒久化すること

○現状及び問題点

- 2015年4月「上場インフラファンド市場」開設。
- 10年以内に再生エネルギー発電施設を総資産の50%未満とすること（いわゆる「10年要件」）は2016年度税制改正において20年以内までと期間が延長されている。
- 2017年度税制改正において再生エネルギー発電施設の取得期限の時限措置（2017年3月末まで）が3年間延長。

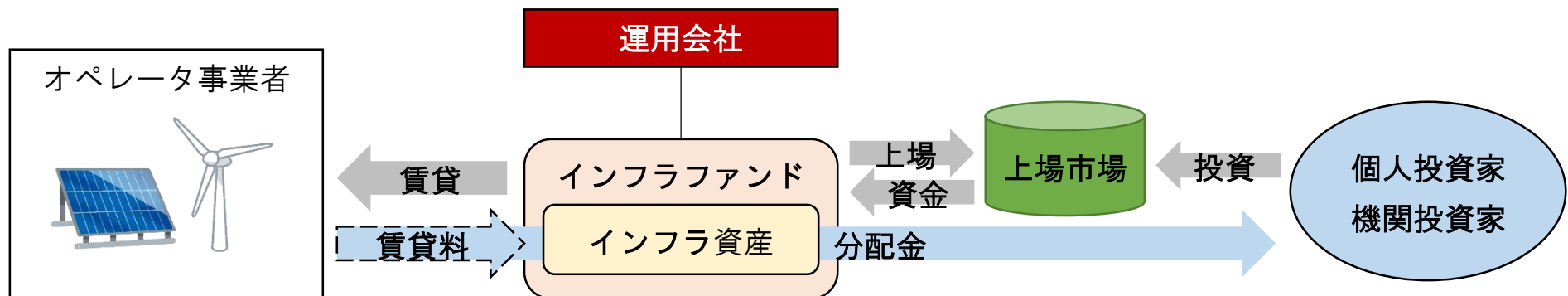
【現状】

投資法人は、再生エネルギー発電施設を2017年3月末までに取得すること（3年時限措置）

- 2017年度税制改正により「2017年3月末→2020年3月末」に延長

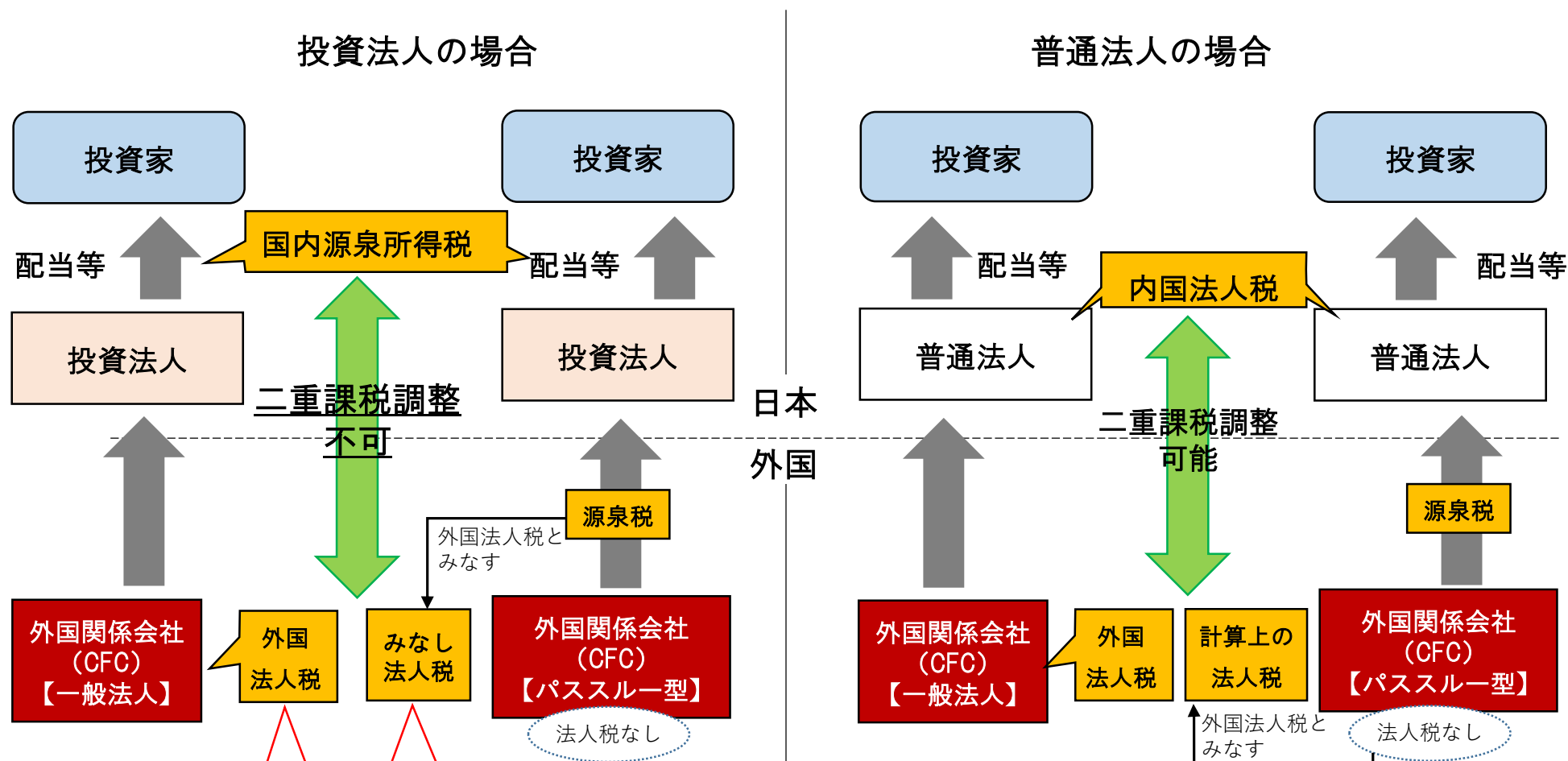
【要望】

2020年3月末までとされている再生エネルギー発電設備の取得時限を延長又は恒久化すること



【要望】

投資法人に外国子会社合算税制が適用される場合に、投資家において、二重課税調整（外国税を控除する仕組み）ができるよう所要の措置を講じること



【要望】

- 投資法人の外国関係会社が負担する外国法人税について国内源泉所得税からの控除の対象とすること
なお、当該外国関係会社が、現地法人税が実質的に課されず、源泉税のみが課される事業体である場合には、当該源泉税を外国法人税とみなして、二重課税調整の対象とする。（パススルー型やペイスルー型）
- また、外国関係会社からの配当に対して外国で課された源泉税についても、二重課税調整の対象とする。

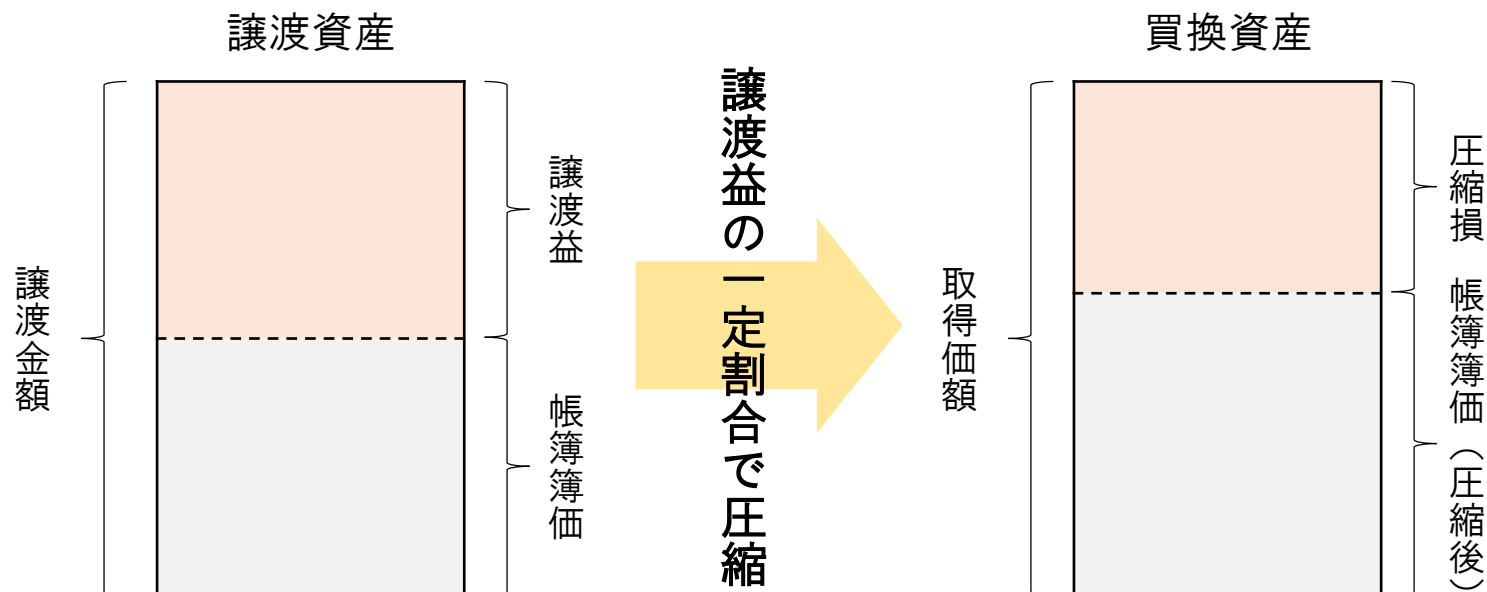
【要望】

土地流動化促進等のための長期保有資産（土地等・建物等で、所有期間が10年超のもの）に係る買換え特例措置を延長すること

<長期保有資産の買替え特例措置>

個人又は法人が一定の要件を満たした事業用資産（不動産）を譲渡し、その譲渡から1年以内に一定の要件に該当する資産を取得した場合であって、当該取得資産をその取得の日から1年以内に事業の用に供した場合において譲渡益の一定割合の範囲内で当該取得資産の帳簿価額について圧縮記帳を行うことができる特例措置について、2020年3月31日をもって日切れとなるため、延長を要望する。

○圧縮記帳の概要

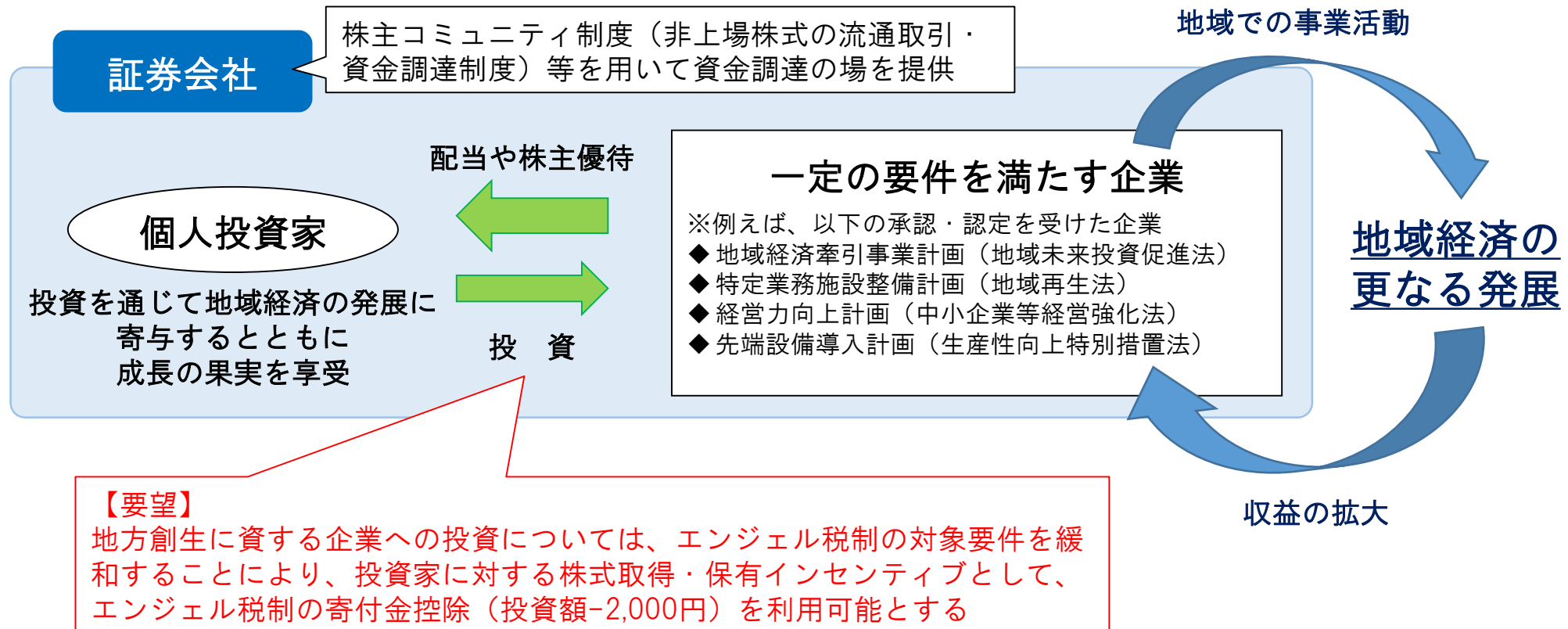


IV 地方創生のための税制措置

● 地方創生に貢献する企業が発行する株式への投資に対する税制優遇措置の創設

【要望】

地方創生に貢献する企業が発行する株式への投資について税制上の恩典を与えること
(例えば、一定の要件を満たす企業が発行する株式への投資について、個人投資家の所得税・住民税から特別な控除を可能とすること)



(参考)政府方針との関連

まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂版）

平成30年12月21日
閣議決定

3. 政策パッケージ

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に溢あふれた地域経済実現に向けた総合的取組

D地域企業の経営体制の改善・人材確保等

【主な施策】

◎ (1)-(ア)-D-② リスク性資金の充実にに向けた環境整備

地方に投資を呼び込み、生産性が高く活力に溢あふれた産業を取り戻すためには、地域企業の経営改善・ガバナンスの強化が進められるとともに、収益化まで息の長いプロジェクトに十分な資金を供給するため、リスク性資金の充実が重要である。（中略）

また、証券会社やプライベートエクイティファンド等に対しても、それぞれの機能をいかした取組を促す。

さらに、中長期的に民間が自律的に資金を供給することを目指し、官民の金融に関わるプレイヤーが、適切に役割分担し、企業側の多様な需要に応えられるような資金供給パターンを数多く作り上げていくよう促す

平成29事務年度 金融行政方針

平成29年11月10日
金融庁

3. 金融商品取引業者

(1) 証券会社

(前略) 地域証券会社の中には、「株主コミュニティ制度」を活用し、地域に根ざした企業の資金調達や株式の換金・新規投資の機会を提供することで、地域経済の発展に寄与しているところも見られるところであり、同制度を周知するとともに、地域企業にリスクマネーを供給する取組みを促していく。

V SDGs（持続可能な開発目標）推進のための税制措置

● 社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資に対する税制優遇措置の創設

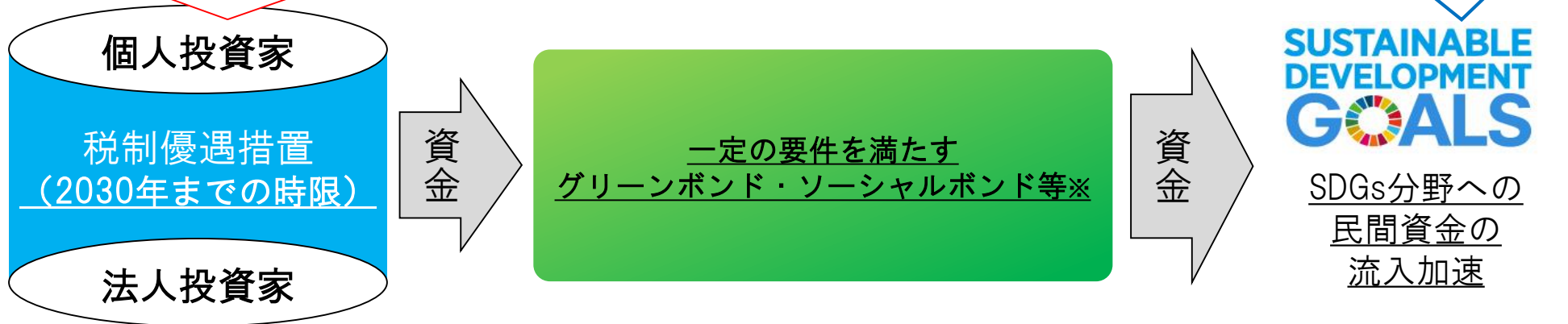
【要望】

社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について税制上の恩典を与えること（例えば、一定の要件を満たす債券への投資に関して、個人投資家については所得税・住民税、法人投資家については法人税において、特別な控除を可能とする制度を創設すること）

【例（債券の場合）】

【要望】

例えば、年末時点で保有している対象債券についてその残高額の1%を所得控除として与える



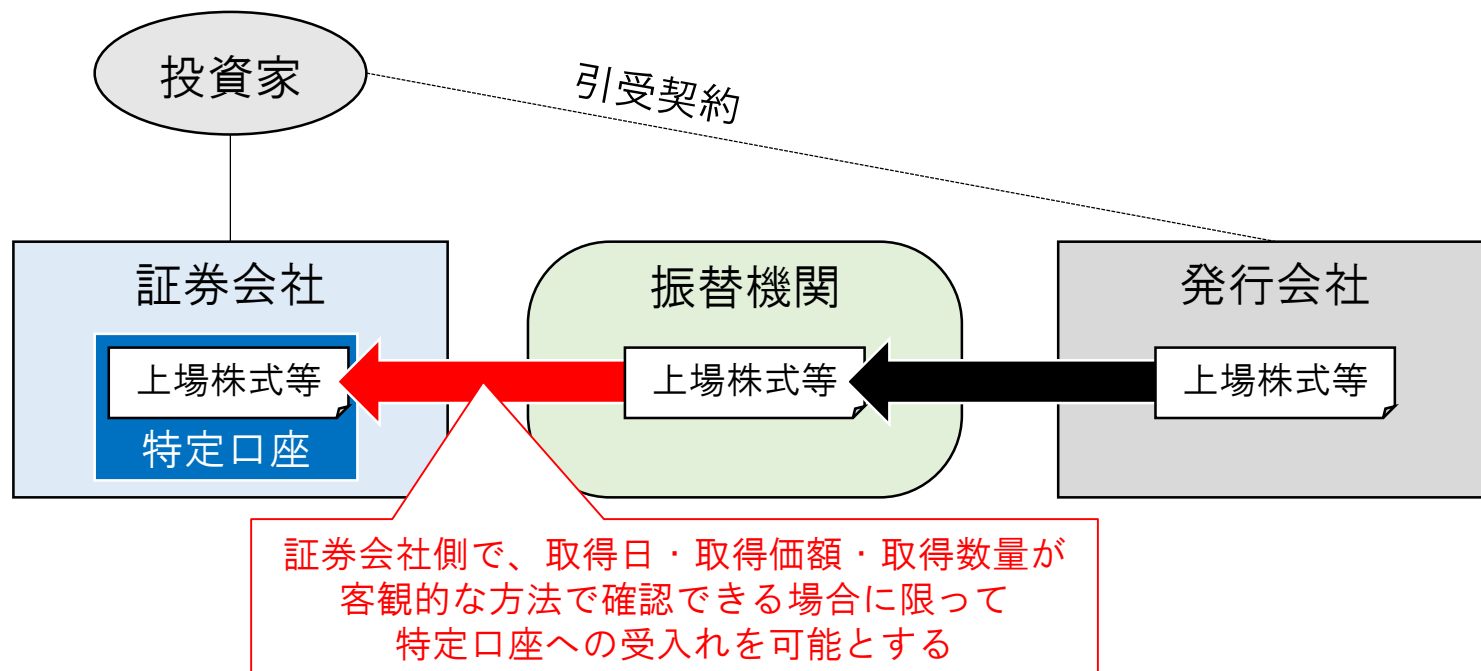
※ 一定の要件（税制適格債券の基準）とは、例えば、政府関係機関が発行する資金使途が一定の社会的責任投資に限定されている債券や、地方公共団体及び事業会社が、環境省や国際資本市場協会（ICMA）が公表しているグリーンボンド原則等に沿って発行する公募債等が考えられる。なお、税制適格債券に係るものとして、調達資金の使途等に関し政府または第三者機関による認証を得られること等が考えられる。

◆ 特定口座の利便性向上

【要望】

振替機関等を通じて金融商品取引業者がその取得日等を一定の客観性をもって確認できる方法で取得する上場株式等について、その取得時に特定口座への受入れを可能とすること

○ 第三者割当増資のケース

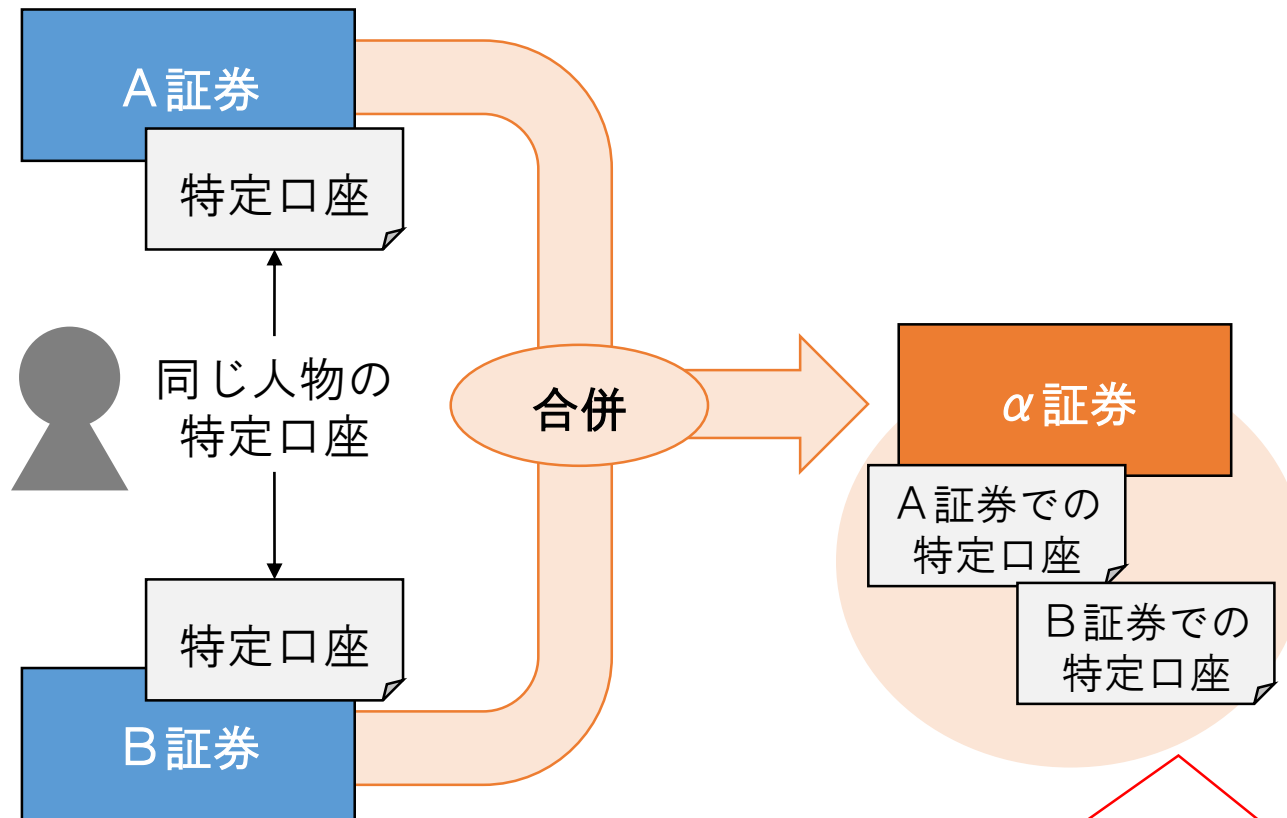


○上記以外に本要望の対象となることが想定されるケース

- 改正会社法（2020.4.1施行予定）によって新たに認められる、役員の労務出資により交付される上場株式等
- 非上場株式に係る取得請求権の行使等により取得する上場株式等（例：トヨタ A A 型種類株式）
- 海外の振替機関等を通じて交付される上場株式等

【要望】

事業の譲渡、合併又は分割により、金融商品取引業者等において特定口座が複数開設された状態を解消するための一定の猶予期間等を設けること

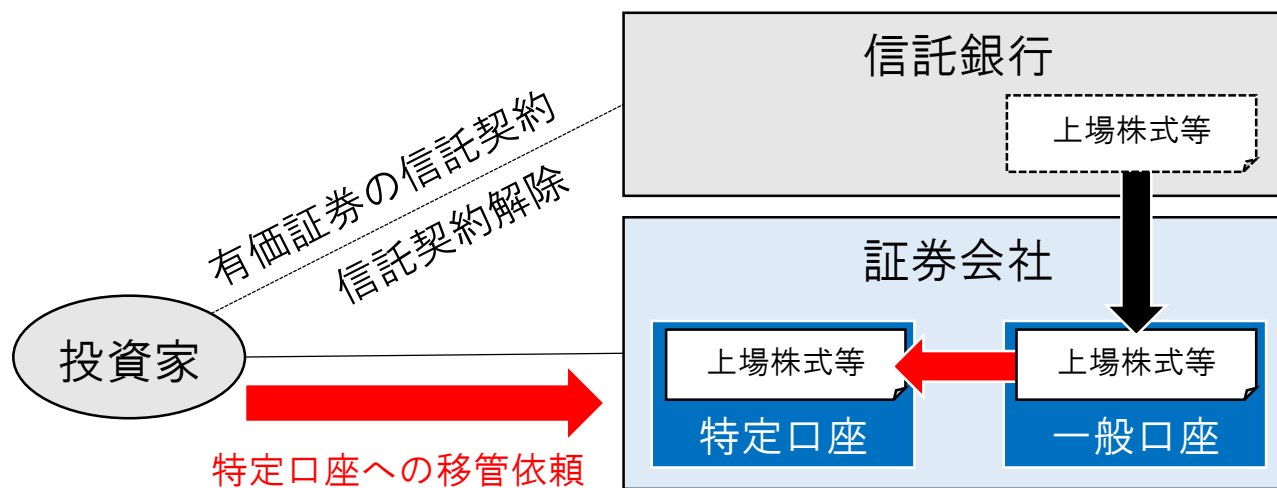


【要望】

一時的に特定口座が重複して開設された状態を認める猶予期間を設けること

【要望】

上場株式等に係る信託契約の解除後の特定口座への受入れ措置を講じること



【証券会社への提出書類（例）】

1. 特定口座への移管依頼書
2. 信託契約の解除により証券会社の口座に移管されることがわかる書類（銘柄名、数量が記載されているものに限る）
3. 信託契約の解除により移管された上場株式等の取得日、取得価額が記載された書類
4. 当該個人の口座（特定口座を除く）において、信託契約の解除により移管された上場株式等と同一の銘柄を保有していない旨が記載された念書

◆ 国際的な金融取引の円滑化のための税制措置

【要望】

CRS（注）に係る国内法について、OECDが提示する国際基準と整合的なものとなるよう見直しを行うこと

（注）CRS（Common Reporting Standard）：非居住者に係る金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準である共通報告基準

○ 国際基準と整合的でないものの代表的な例

①政府等保有法人の扱い

※「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」

OECDが提示している国際基準	日本の国内法（実特法※等）
外国政府、外国の中央銀行、日本が加盟する国際機関が100%保有している法人（Governmental Entity）は <u>報告不要</u>	「国、地方公共団体若しくは日本銀行若しくは外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは我が国が加盟している国際機関が資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部を出資している法人」も <u>報告対象</u> 【実特法施行令第6条の8第1項第4号】



政府等保有法人について、税務当局への報告を不要とすること
（OECDの国際基準では政府等保有法人は、税務当局への報告が不要）

②実質的支配者の特定が求められる特定法人から除外される金融機関等の範囲

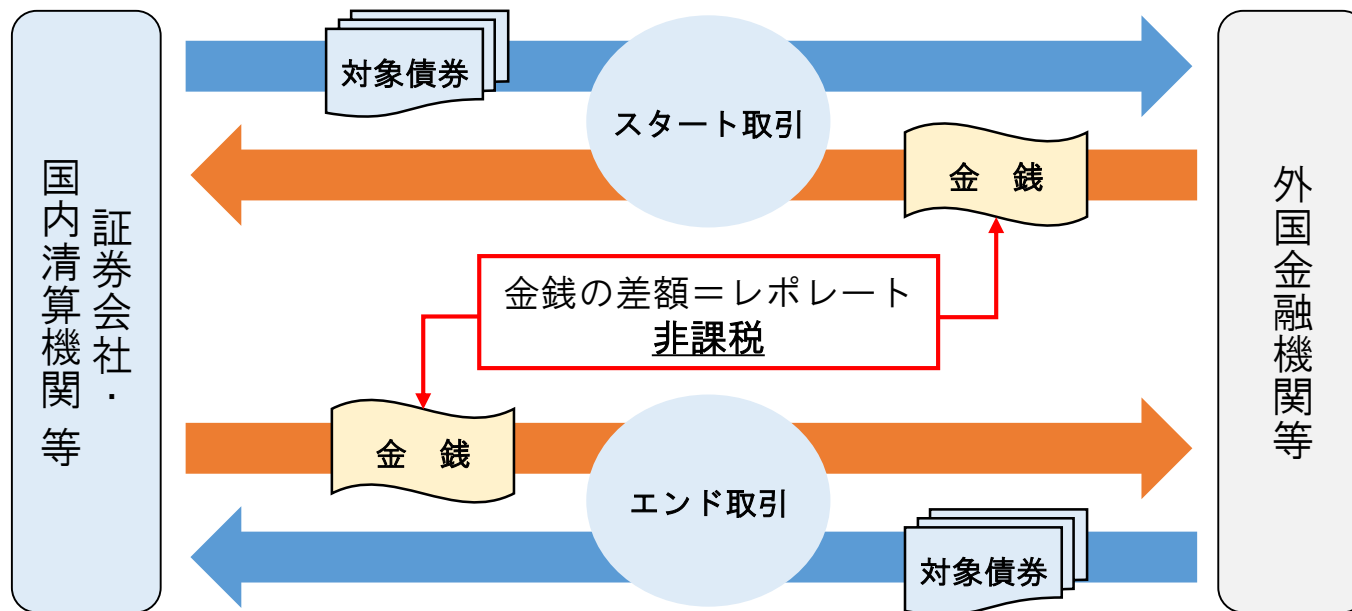


実質的支配者の特定が求められる特定法人から除外される金融機関等の範囲に、OECDのCRS参加国・地域のうち、日本の財務省令で定める報告対象国に含まれていない国の法令に準拠して設立された金融機関等も加えること
（他のCRS参加国・地域の法令に準拠して設立された金融機関等は、実質的支配者の特定が求められる特定法人から除外されている）

その他、特定法人の定義、情報入手努力義務の取扱い、特定取引におけるデリバティブ取引の取扱い等に関する差異についても、整合性を確保すべき

【要望】

外国金融機関等及び外国ファンドの債券現先取引等（レポ取引）に係る利子の課税の特例について、対象債券を民間国外債まで拡大を図ること



〔対象債券〕

- 社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替国債、振替地方債又は振替社債
- 外国又はその地方公共団体が発行・保証する債券
- 外国の政府関係法人・国際機関が発行・保証する債券
- 我が国以外のOECD加盟国の特定の金融機関が発行する債券



【要望】 対象債券の範囲を一定の民間国外債まで拡大すること

【要望】

一部の租税条約における不動産化体株式からの投資所得に対する課税の取扱いについて、実務面に配慮した方策を講じること

例：日・露租税条約

	現行条約	改正後
配 当	15%	免税：年金基金受取
		5%：議決権保有割合15%以上、保有期間365日以上
		15%：不動産化体株式
		10%：その他

＜国税庁「源泉所得税の改正のあらまし（平成30年10月）＞

「不動産化体株式に係る配当」とは、一方の締結国の居住者が法人の株式又は同等の持分（組合、信託財産又は投資基金の持分を含みます。）から取得する配当で、その株式又は同等の持分の価値の50%以上が、その配当の支払に先立つ365日の期間のいずれかの時点において、新条約第6条に規定する不動産であって他方の締結国内に存在するものによって直接または間接に構成されるものをいいます。

＜所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の条約＞ 第6条

2 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（変動制であるか固定制であるかを問わない。）を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

不動産化体株式の該当性を金融機関側（源泉徴収義務者）では判断できず、対応できない状況

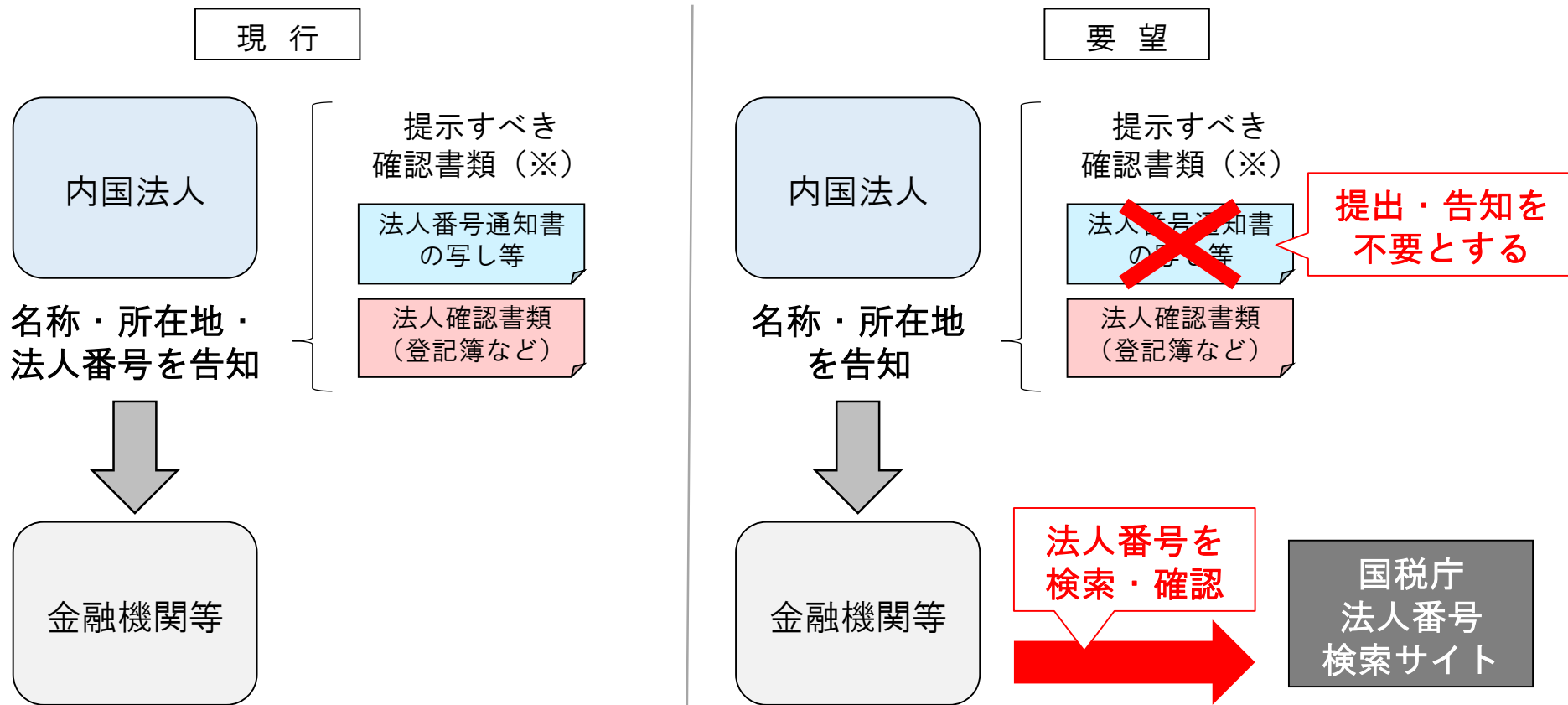


【要望】 実務対応が可能となるような方策を講じること

◆ デジタル技術の活用等による事務手続きの効率化のための税制措置

【要望】

内国法人が行う税法上の告知に際して、告知を受ける金融機関等が国税庁の法人番号検索サイトにより当該内国法人の法人番号を確認した場合には、当該法人番号の告知を不要とすること



※ 6か月以内に作成された法人番号通知書を提示する場合には法人確認書類は不要となるが、既存の法人に係る法人番号通知書は平成27年10月5日に作成されているため、6か月以内に作成された法人番号通知書には該当しない。

【要望】

税務手続きのICT化の観点から、税法上、書面でのみ提出・交付が認められている各種届出書・依頼書・確認書等の電子化による手続き効率化を図ること

投資家が金融機関に提出する書類等の例

【NISA口座関係】

- ・ 非課税口座異動届出書
- ・ 非課税口座移管依頼書
- ・ 非課税口座内上場株式等の非課税口座から特定口座への移管依頼書
- ・ 金融商品取引業者等変更届出書
- ・ 非課税口座廃止届出書
- ・ 非課税口座開設者死亡届出書

【ジュニアNISA口座関係】

- ・ 未成年者口座異動届出書
- ・ 未成年者口座移管依頼書
- ・ 未成年者口座内上場株式等の未成年者口座から特定口座への移管依頼書
- ・ 未成年者口座廃止届出書
- ・ 未成年者口座開設者死亡届出書

【特定口座関係】

- ・ 特定口座廃止届出書
- ・ 特定口座開設者死亡届出書

金融機関が投資家に交付する書類等の例

【NISA口座関係】

- ・ 非課税口座廃止通知書

【ジュニアNISA口座関係】

- ・ 未成年者口座廃止通知書

税務署から金融機関に交付される書類等の例

- ・ 非課税適用確認書

(参考) 税務統計の充実に向けた提案

- 総務省は「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）に基づき、社会経済情勢の変化等に適切に対応するとともに、各方面の統計ニーズを踏まえた公的統計の作成及び提供を推進し、報告者負担に配慮した改善を図るため、国が実施する統計調査について、回答に当たっての様々な負担の軽減や調査方法の改善などの要望等を募集。
- 日証協は平成30年8月に日本経済団体連合会が実施した「総務省『統計調査に関する提案募集』に向けたアンケート調査」に以下のとおり意見を提出。

<日証協回答(一部抜粋)>

✓ 日本の税務統計等の精緻化について

国税庁が公表している税務統計は、証拠に基づく政策立案(EBPM: Evidence-Based Policy Making)を推進していくうえで重要なデータの一つであることから、内容について一層の充実を図っていく意義があると考えます。そのうえで、日本の税務統計等の項目については、以下の点でより精緻化する余地があるのではないかと考えます。(中略)

・NISA制度に関する統計を作成・公表すること

現在、NISA制度の統計については金融庁からの依頼により各金融機関が提供した情報に基づいて作成されている。NISA制度では各金融機関は非課税口座年間取引報告書等を税務署に提出しており、そこから統計を作成・公表いただきたい。

(参考)NISAと同様の制度を持つイギリス(ISA)・カナダ(TFSA)においては、税務当局(HMRC、CRA)が主体となって、税務当局特有の観点も含めた多面的な統計を公表しており、これらの充実した統計が、制度の改善等を議論するにあたり重要な材料となっている。

✓ 日本のGDP推計における分配側の計算の精度向上について

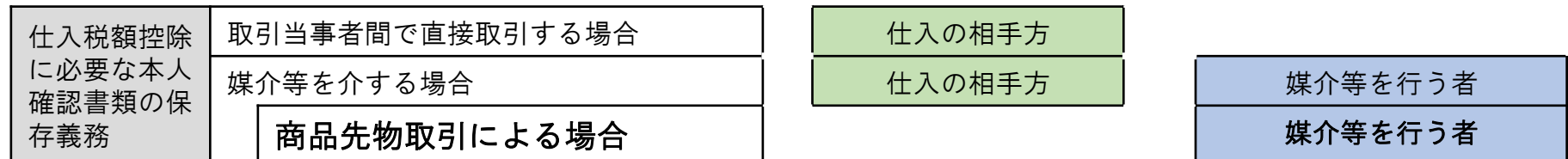
GDP統計における家計の受取利子・配当額について、アメリカ・イギリスでは、税務データを積み上げて推計を行っているが、日本では残差から推計することとなっているため、実態との乖離が大きい可能性がある

VII その他の税制措置

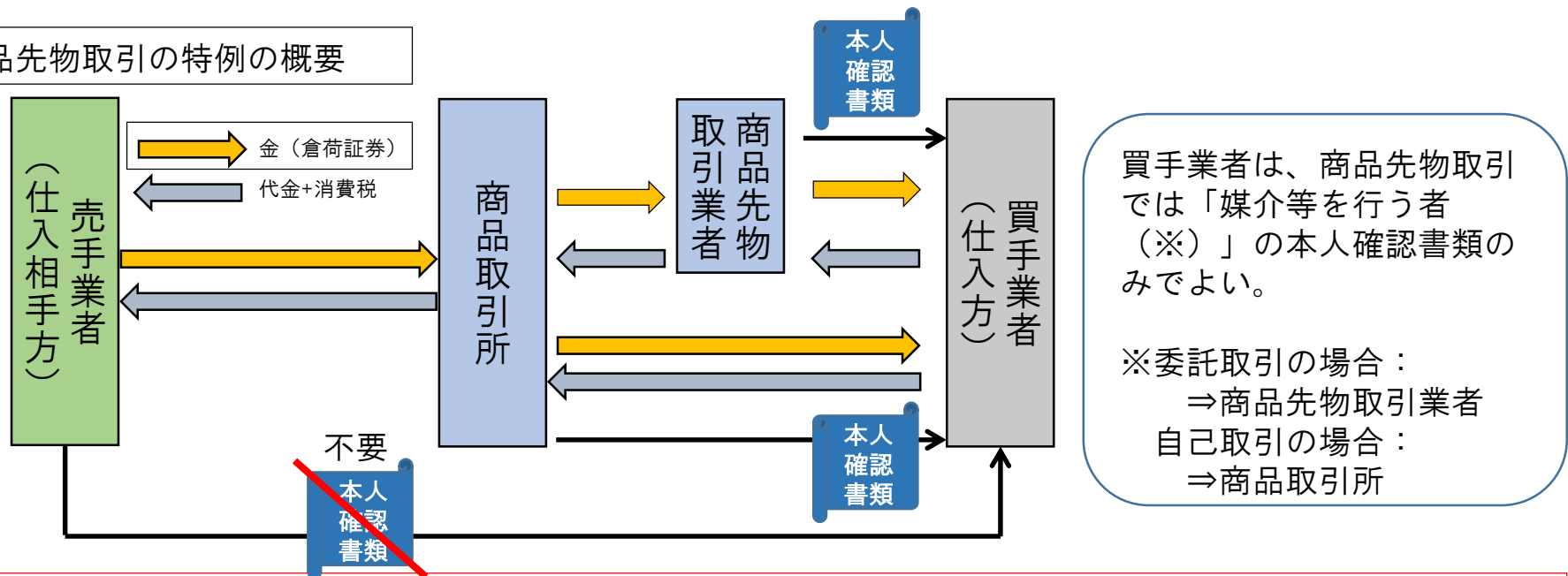
【要望】

消費税法上の金・白金の仕入れ税額控除に必要な相手方の本人確認書類について、当該仕入れが総合取引所の商品関連市場デリバティブ取引による場合には、商品先物取引による場合と同様に媒介等を行う者のみとする措置を講じること

金・白金に係る仕入れ税額控除に係る消費税法上の措置



商品先物取引の特例の概要



【要望】 総合取引所の商品関連市場デリバティブ取引の現引きについても仕入の相手方が特定できない点は商品先物取引と同様であることから、来年度予定の総合取引所の円滑な実現の観点も併せ、本件本人確認書類について商品先物取引と同様の措置をお願いしたい。

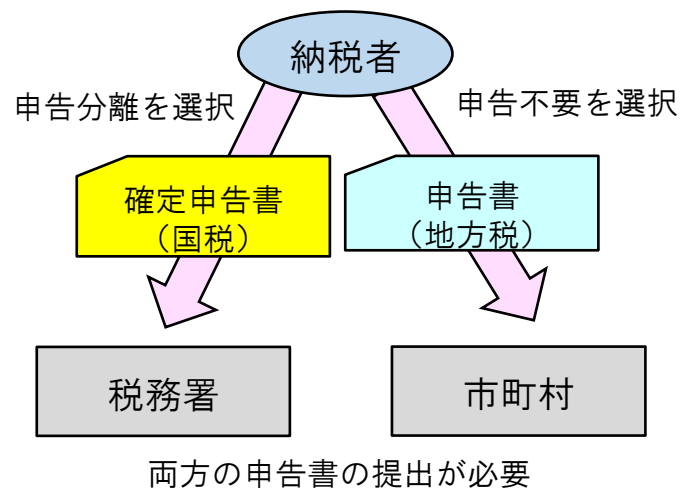
【要望】

上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る住民税の課税方式について、所得税の確定申告書での指定を可能とすること

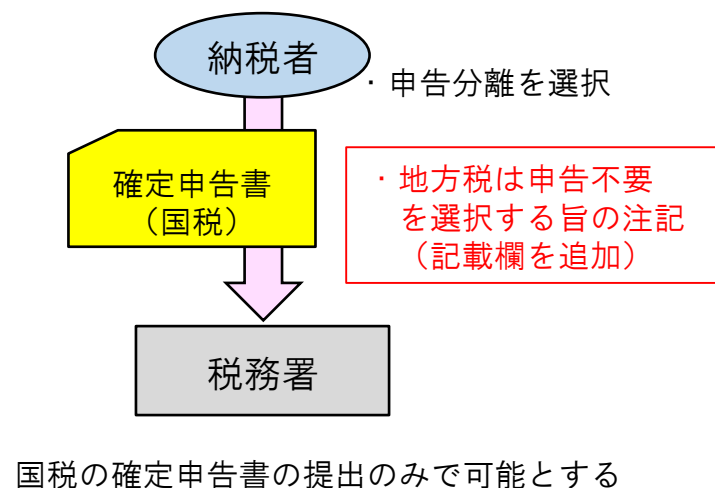
2017年度税制改正により、所得税と住民税で異なる課税方式を適用できることが明確化された

主な例	所得税	住民税
配当所得	総合課税	申告不要
	申告分離課税	申告不要
譲渡所得	申告分離課税	申告不要

現行(配当所得の例)



要望



NISA制度について

2019年9月
日本証券業協会

1. ライフスタイルの変化と家計金融資産の現状
2. 年金制度及びその他の資産形成支援制度の概要
3. NISA制度とその利用状況
4. 成長資金(リスクマネー)の供給と循環
5. NISA制度の一層の利用拡大に向けて

(参考1) 英国ISAの現況

(参考2) NISAの普及に関する日証協の取組み

1. ライフスタイルの変化と家計金融資産の現状

高齢化とライフスタイルの多様化による変化

◆ 高齢化・ライフスタイルの多様化に対応した資産形成制度へのニーズが高まっている

これまで言われていた人生の三大支出

住宅の購入費

子の教育費

老後の生活費

30歳代の持ち家率

1983年	2013年
53.3%	32.0%

50歳時未婚率

1980年	2015年
男 2.60% 女 4.45%	男 23.37% 女 14.06%

65歳の平均余命

1980年	2018年
男 14.56 女 17.68	男 19.70 女 24.50

転職者数

1984年	2018年
163万人	345万人

合計特殊出生率

1980年	2015年
1.75	1.45

要介護(要支援)認定者数

2000年度	2016年度
256万人	632万人

(注)「転職者」とは、就業者のうち前職のある者で、過去1年間に離職を経験した者(2018年は10～12月期の数値)
(出所)国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」、
総務省「住宅・土地統計調査」「労働力調査」、
厚生労働省「簡易生命表」「介護給付費等実態統計」

自らの学び直しの費用

起業資金

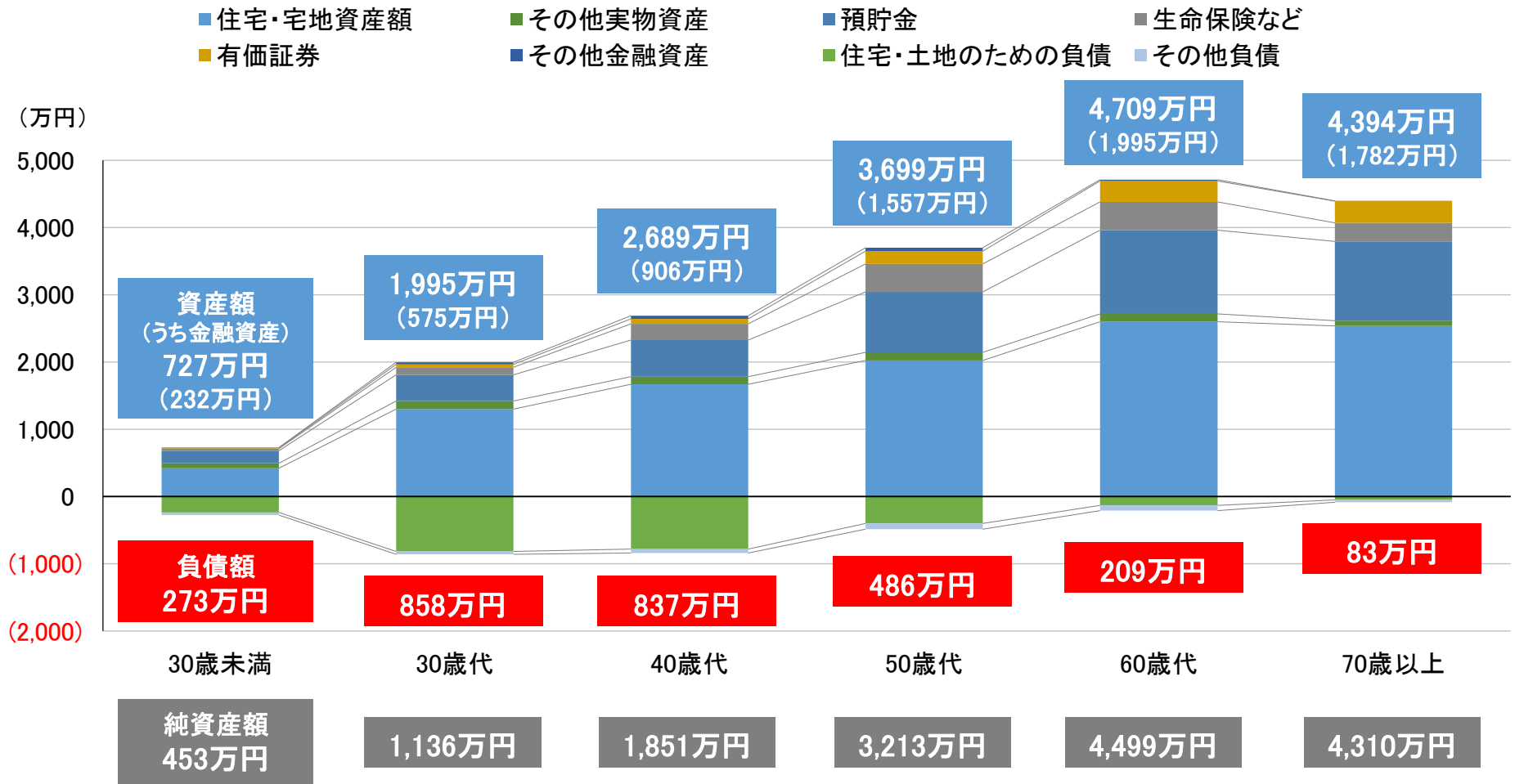
生涯の家賃

セカンドライフの費用

介護費用

年齢階層別の家計の資産・負債残高

- ◆ 資産残高は60歳代が最も多く、40歳代までは負債残高が増加する
- ◆ どの年齢層でも住宅・宅地が最大の資産であり、金融資産や有価証券の占める割合は年齢層が上がるほど多くなる傾向



(注) 1. その他実物資産は耐久消費財資産額と会員権の合計。
2. 資産額、負債額及び純資産額は万円未満を切り捨てているため、計算が一致しない場合がある。
(出所) 総務省「2014年全国消費実態調査【総世帯】」第69表 世帯主の年齢階級別 1世帯当たり資産額」より日本証券業協会作成

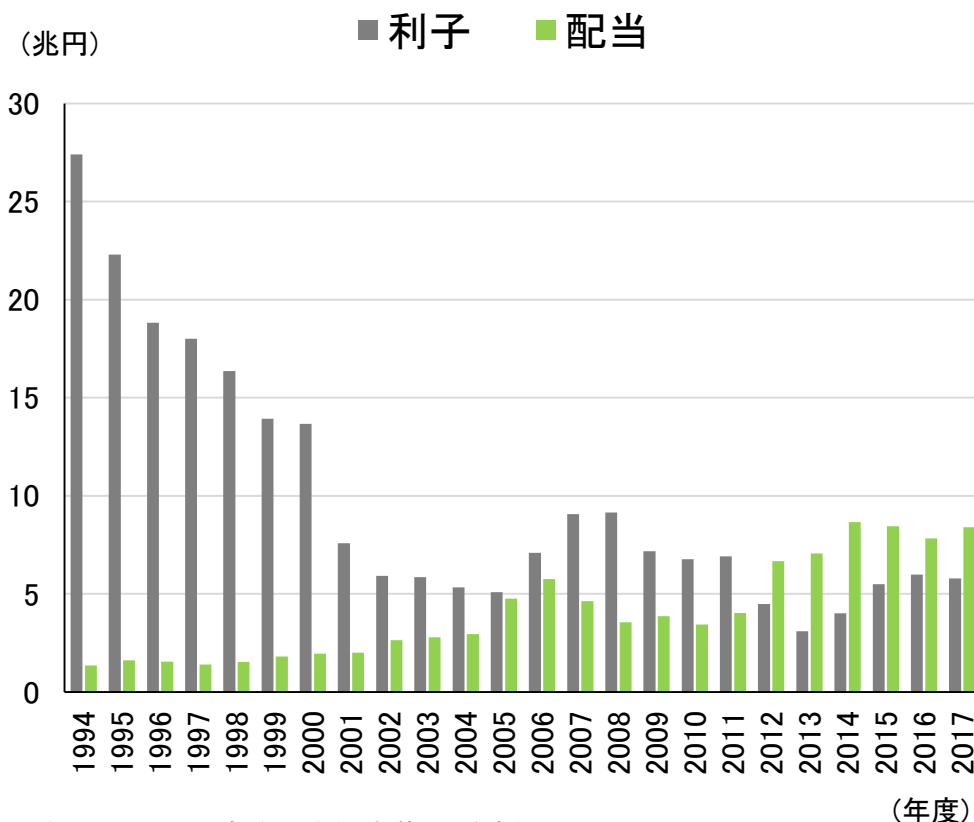
家計の金融所得等の推移

- ◆ 金利低下で利子所得が減少する一方、配当所得は増加傾向にあり、2012年度以降は配当所得が利子所得を上回っており、2014年度以降は、配当所得が8兆円を超過

⇒家計の可処分所得の向上の観点から、配当所得の重要性が増加

⇒証券投資において、中長期保有により安定的な資産形成を目指すことの重要性が増加

家計における金融所得の推移

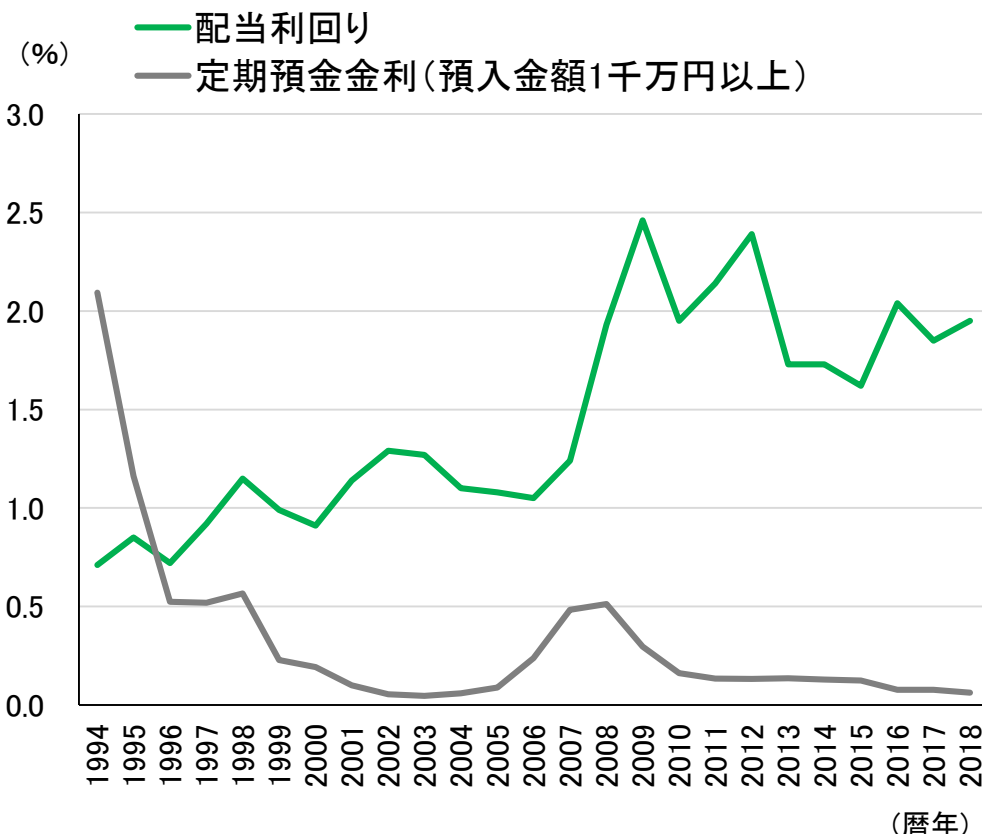


(注)1. 利子には預金だけでなく公社債利子を含む。

2. 投資信託に係るインカムゲインを原資とした分配金は、2012年度(7～9月期)以降、配当に計上しているが、それ以前は利子に計上されている。

(出所) 内閣府「国民経済計算」

配当利回りと定期預金金利の推移

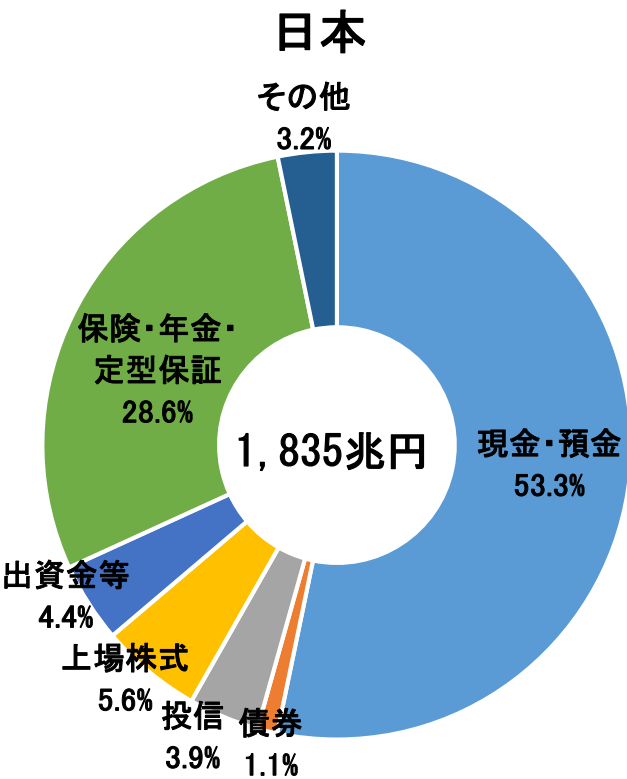


(注) 配当利回りは、東証第一部上場企業の単純平均利回り。

(出所) 日本銀行「定期預金の預入期間別平均金利」、東京証券取引所「統計月報」

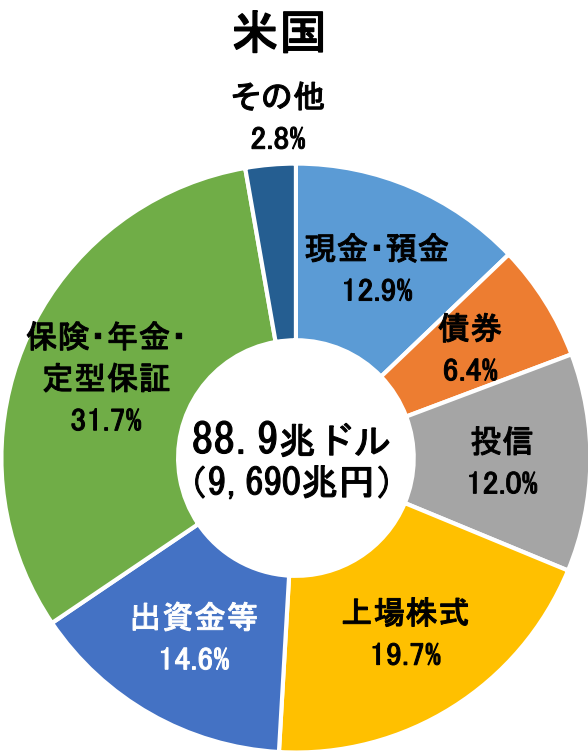
日米欧における家計金融資産の比較(2019年3月時点)

- ◆ 日本における家計金融資産は、その過半が収益を産まない現預金であり、米欧と比べ特異な状況
- ◆ 可処分所得の確保と資産形成のためには、リスク・リターンの見直しにより、資産運用効率を改善できるかが課題



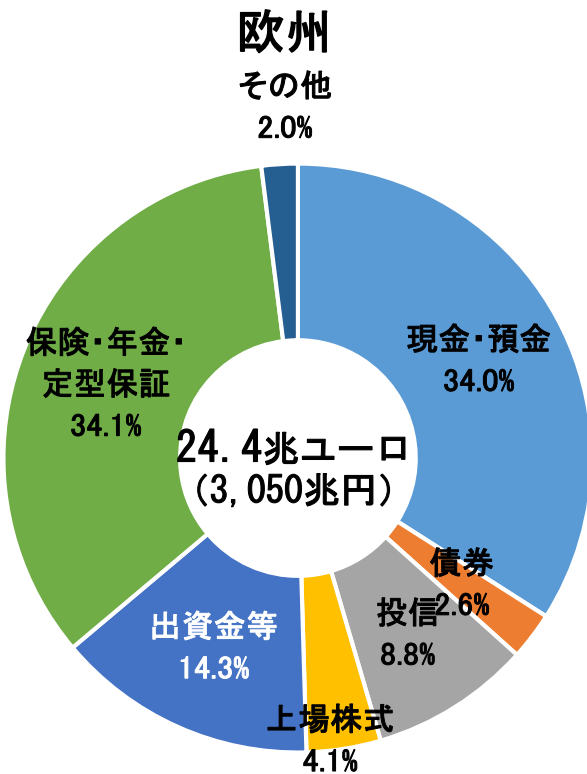
現金・預金 53.3%

上場株式・投資信託 9.5%



現金・預金 12.9%

上場株式・投資信託 31.7%



現金・預金 34.0%

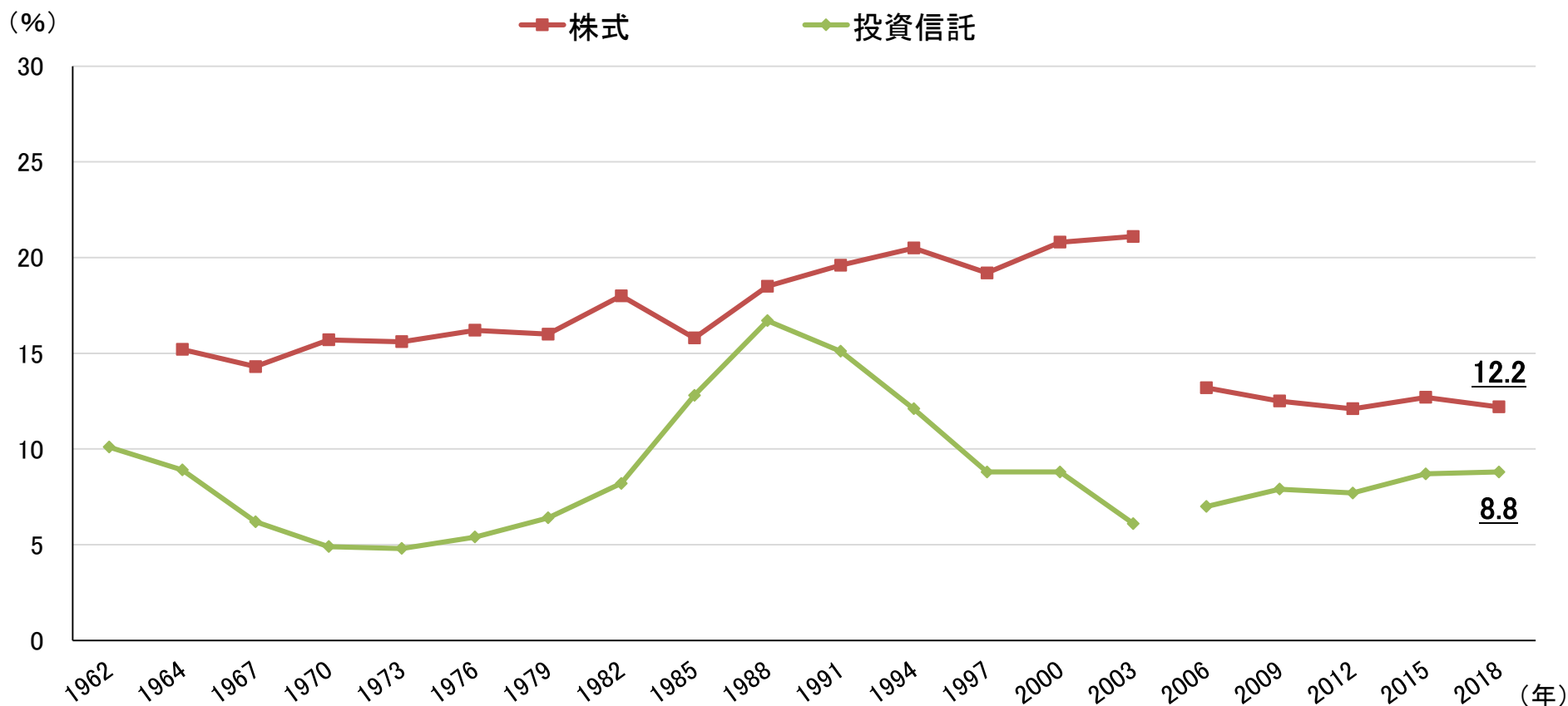
上場株式・投資信託 12.9%

(注) 1ドル=109円、1ユーロ=125円で換算。
(出所) 日本銀行、FRB、ECB

家計におけるリスク資産(株式・投資信託)の保有実態等

- ◆ 家計のリスク資産の保有率は未だに1割程度しかないとの調査もある(ただし幅を持つてみる必要)
⇒家計金融資産の運用効率の改善には、膨大な投資未経験者層に対し、いかにして証券投資に興味関心を持ってもらうかが重要な課題

金融商品の保有率の推移



(注) 2003年以前は世帯、2006年以降は個人の保有率。

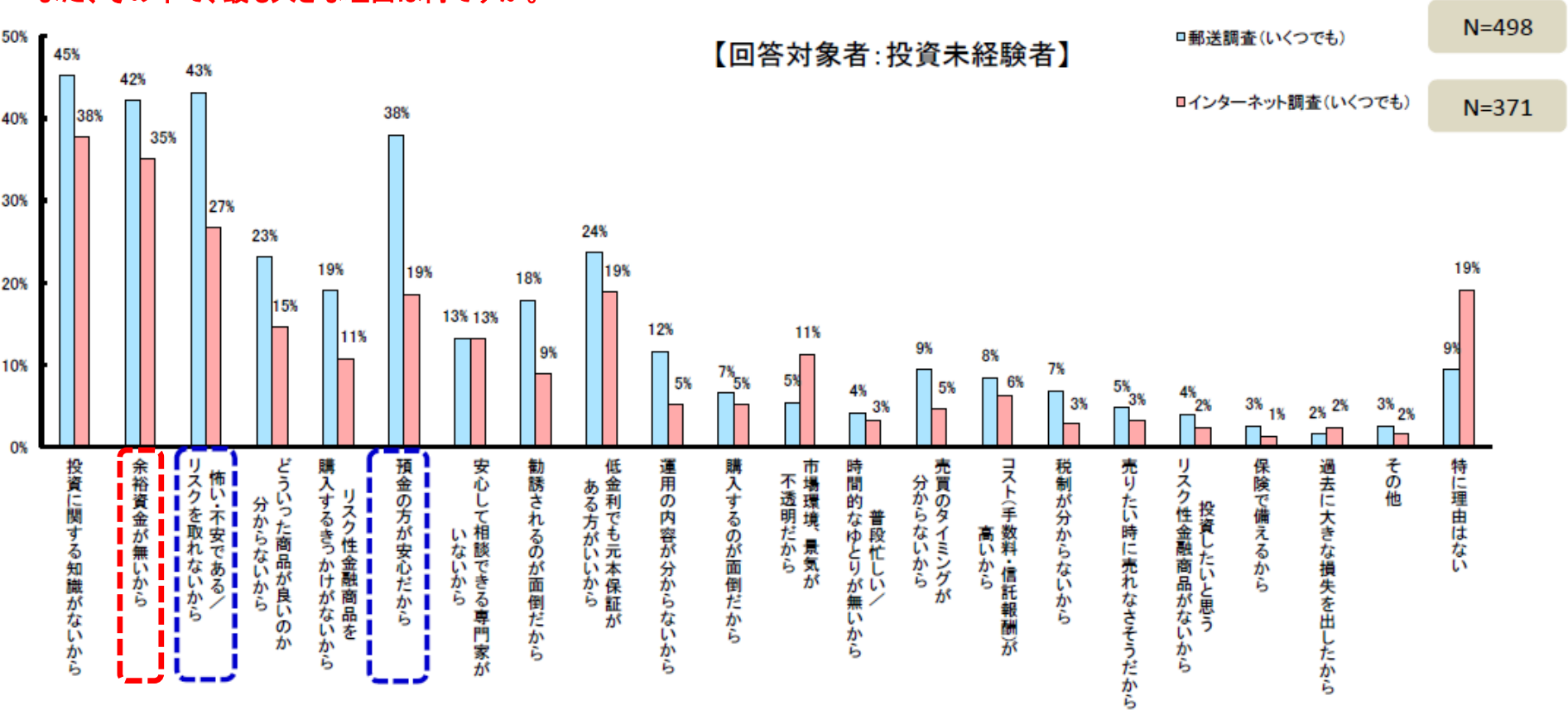
(出所) 日本証券業協会

証券投資に対する意識・必要性

◆ 投資を行わない理由として「余裕資金が無いから」、「怖い・不安である／リスクを取れないから」、「預金の方が安心だから」という回答が約4割存在

⇒①小口(証券会社によって概ね100円～1,000円)からの投資が可能であること、②中長期保有による安定的な資産形成の可能性、③時間分散投資・積立投資の有効性等、が未だ国民に広く浸透していない

Q49 現在、リスク性金融商品を購入していない理由は何ですか。(複数回答)
また、その中で、最も大きな理由は何ですか。



(出所)金融庁「リスク性金融商品販売にかかる顧客意識調査について」より抜萃

時間分散投資により高値掴み等のリスクを軽減(積立投資における日経平均の利回り)

- ◆ 各投資開始時期から毎月末に1万円ずつ、日経平均株価に積立投資をしていった場合の2019年1月末時点のリターンを推計

⇒毎月定額を投資する積立投資では、バブル・ピーク時も含む全投資開始時期において、日経平均株価に投資した場合のトータルリターンは大幅なプラスとなっている

NISA制度スタート

投資開始時期	1989/12	1992/1	1997/1	2002/1	2007/1	2012/1	2014/1
掛け金合計	350万円	325万円	265万円	205万円	145万円	85万円	61万円
現在の資産	505万円	485万円	419万円	338万円	228万円	113万円	68万円
トータルリターン (年率換算)	<u>30.7%</u> (1.1%)	<u>33.0%</u> (1.2%)	<u>36.8%</u> (1.7%)	<u>39.4%</u> (2.3%)	<u>36.5%</u> (3.0%)	<u>25.3%</u> (3.6%)	<u>10.6%</u> (2.1%)

(出所) 日本証券業協会

(参考) 日経平均株価の終値

日付	1989/12	1992/1	1997/1	2002/1	2007/1	2012/1	2014/1	2019/1
日経平均株価 (円)	37,132.68	23,801.18	19,446.00	10,871.49	17,353.67	8,560.11	14,914.53	20,773.49

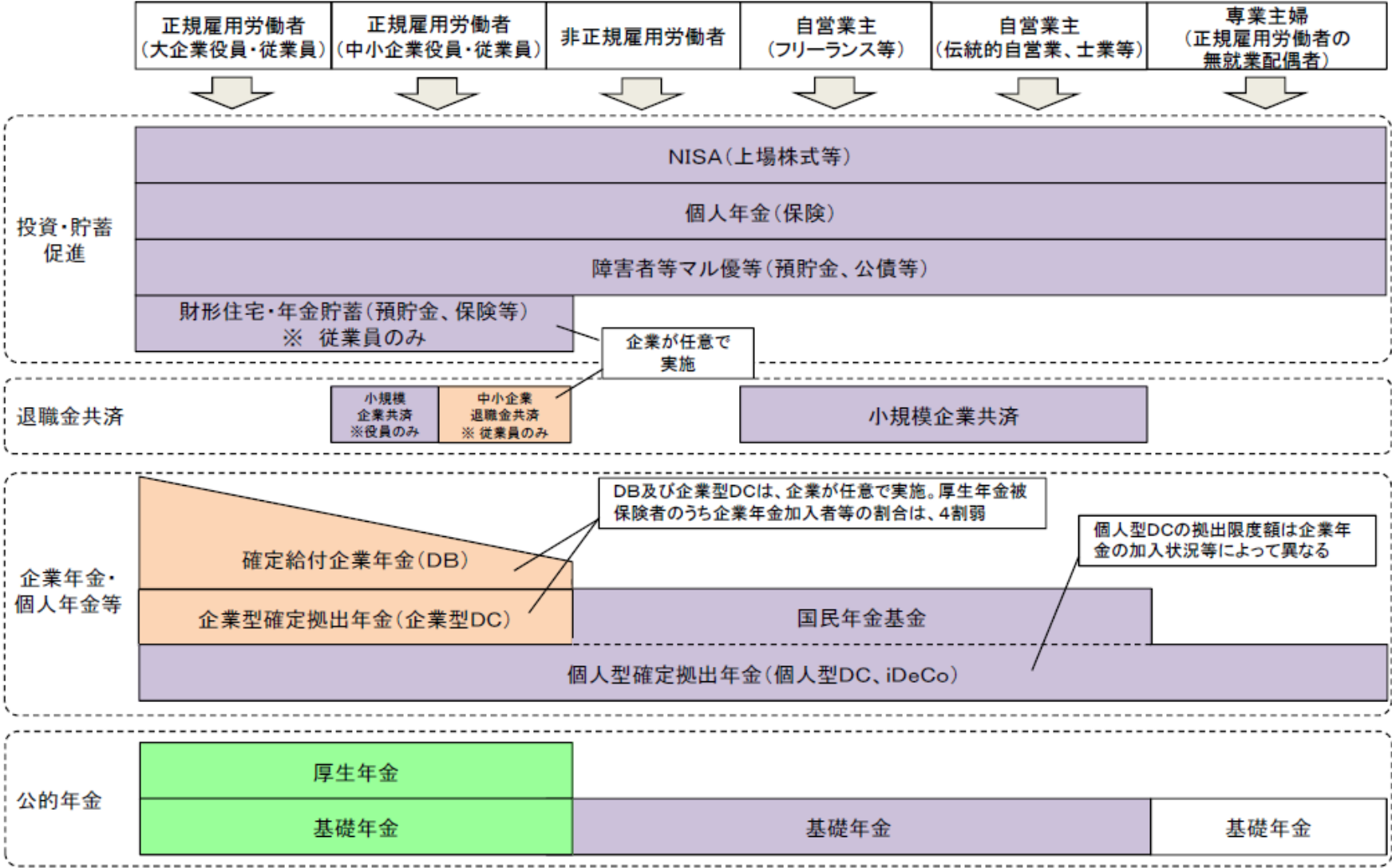
(参考) 日経平均株価の推移



2. 年金制度及びその他の資産形成支援制度の概要

老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への主な支援制度の現状(イメージ)

＜政府税制調査会(第19回)(2018年10月23日)財務省説明資料)より抜萃＞



(凡例) 老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への支援について、税制上の措置が講じられている主なものを掲げた。色分けの分類は以下のとおり。

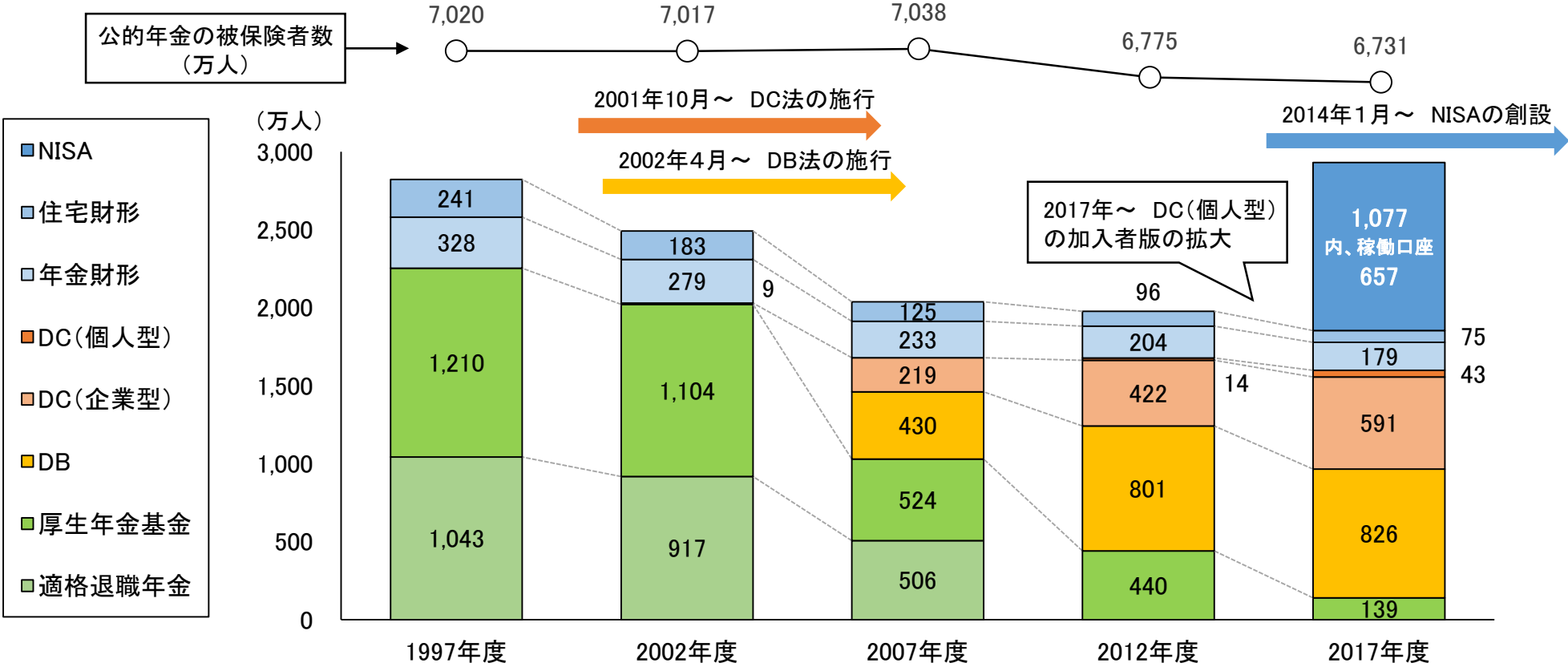
事業主が(主に)拠出するもの	事業主拠出・本人拠出(折半)	本人が(主に)拠出するもの	本人拠出なし
----------------	----------------	---------------	--------

(注) 上記は、原則的な取扱いを示すものであり、個々の制度について加入可能な対象者の範囲等をすべて図示したものではない。

主な私的年金制度、非課税貯蓄・投資制度の加入者数等の推移

<政府税制調査会(第19回)(2018年10月23日)財務省説明資料)をもとに日証協作成>

◆ 導入企業の従業員が利用する企業年金・財形貯蓄(年金・住宅)は全体として減少傾向
⇒そうした中で、DB、DC(企業型、個人型)の重要性が増すとともに、NISAは短期間で急成長



(注) 1. 稼働口座数は、金融庁「NISA口座の利用状況に関する調査結果」に日本証券業協会「NISA口座開設・利用状況調査結果」稼働率を乗じたもの。
2. 「加入者数等」とは、保険料の拠出や貯蓄・投資を行う者(各年金制度の被保険者又は加入者、財形制度の利用者、NISA制度の口座開設者)の人数をいう。
3. NISA以外の加入者数等は、「厚生年金保険・国民年金事業の概況(厚生労働省)」、「企業年金の受託概況(生命保険協会・信託協会・JA共済連)」、「企業年金白書(ライフデザイン研究所)」及び「財形貯蓄制度の実施状況について(厚生労働省発表)」による。
4. 企業に勤める者が加入対象の主な制度の加入者数を記載しており、重複加入もある。また、上記のほか、自営業者等が加入する国民年金基金(約40万人)、公務員等が加入する退職等年金給付(約445万人)などがあることに留意(いずれも加入者数は2017年3月末の値)

年金制度とNISA制度の比較

	年金制度				NISA制度	
	公的年金 (国民年金・厚生年金)	私的年金			一般NISA	つみたて NISA
		DB	企業型DC	個人型DC (iDeCo)		
加入可能年齢 (拠出可能年齢)	年金制度として、原則20歳以上60歳未満の居住者(注1)				20歳以上の居住者(注2)	
払出制限	年金制度として、払出(給付)は、原則として①老齢(65歳以降)、 ②障害(障害年金)、③死亡(遺族年金)に限られる(注3)				資産形成支援制度として、 年齢や資金用途による 払出制限はない	
税制優遇	EET型(拠出時所得控除、受取時課税)＋受取時の特例				TEE型(拠出時課税)	
運用方法	年金積立金管理運用独立 行政法人(GPIF)が 一括して運用等	企業が運用	企業による投資教育 の支援を受け、 従業員個人が運用	個人が運用 (官民による投資教育の支援が必要)		
加入状況 (2018年度末)	強制加入 6,733万人	任意(企業) 901万人	任意(企業) 648万人 1,634万人	任意(個人) 85万人	任意(個人) 1,168万人	

(注) 1. 厚生年金については、厚生年金保険に加入している会社等に勤務する70歳未満の者。企業年金については、実施企業に勤務する従業員。
2. 2022年4月の成年年齢引下げに合わせて、18歳以上の居住者に引下げられる。
3. 一定の要件を満たした場合、脱退一時金の受取りが可能。

主な資産形成支援措置の税制上の取扱い(TEE型とEET型の視点)

	拠出時	運用時	受取時	税制上の取扱い																		
NISA 課税後所得からの拠出	T 課税	E 非課税	E 非課税	・ 年間投資額120万円(つみたてNISAは40万円)まで、配当・譲渡益が5年間(つみたてNISAは20年間)非課税																		
財形住宅・年金貯蓄 (預貯金、保険等)	T	E	E	・ 元利合計550万円(保険型は払込額385万円)まで、利子等が非課税 ・ 目的外での払出し時、利子等に対して5年間の遡及課税																		
障害者マル優 (預貯金、公債等)	T	E	E	・ 預貯金の元本350万円まで、利子等が非課税																		
退職金共済	E 所得控除	E 非課税	T 実質的に E	・ 受取時(一時金)、退職所得控除の対象: <table><tr><th>勤続年数(A)</th><th>退職所得控除額</th></tr><tr><td>20年以下</td><td>40万円×A(80万円に満たない場合は、80万円)</td></tr><tr><td>20年超</td><td>800万円+70万円×(A-20年)</td></tr></table>	勤続年数(A)	退職所得控除額	20年以下	40万円×A(80万円に満たない場合は、80万円)	20年超	800万円+70万円×(A-20年)												
勤続年数(A)	退職所得控除額																					
20年以下	40万円×A(80万円に満たない場合は、80万円)																					
20年超	800万円+70万円×(A-20年)																					
確定拠出年金 (DC)	E	E(注1)	T 実質的に E(注2)	・ 受取時(年金)、公的年金等控除の対象: <table><tr><th>公的年金等の 合計額(A)</th><th>130万円 未満</th><th>330万円 未満</th><th>410万円 未満</th><th>770万円 未満</th><th>770万円 以上</th></tr><tr><td>65歳未満</td><td>70万円</td><td>A×25% +37.5万円</td><td>A×25% +37.5万円</td><td>A×15% +78.5万円</td><td>A×5% +155.5万円</td></tr><tr><td>65歳以上</td><td>120万円</td><td>120万円</td><td>A×25% +37.5万円</td><td>A×15% +78.5万円</td><td>A×5% +155.5万円</td></tr></table>	公的年金等の 合計額(A)	130万円 未満	330万円 未満	410万円 未満	770万円 未満	770万円 以上	65歳未満	70万円	A×25% +37.5万円	A×25% +37.5万円	A×15% +78.5万円	A×5% +155.5万円	65歳以上	120万円	120万円	A×25% +37.5万円	A×15% +78.5万円	A×5% +155.5万円
公的年金等の 合計額(A)	130万円 未満	330万円 未満	410万円 未満	770万円 未満	770万円 以上																	
65歳未満	70万円	A×25% +37.5万円	A×25% +37.5万円	A×15% +78.5万円	A×5% +155.5万円																	
65歳以上	120万円	120万円	A×25% +37.5万円	A×15% +78.5万円	A×5% +155.5万円																	
確定給付企業年金 (DB)	E	E(注1)	T 実質的に E(注2)																			
公的年金	E	E	T 実質的に E	・ 支払時、社会保険料控除の対象(全額) ・ 受取時、公的年金等控除の対象																		

(注) 1. 積立金の全額に、一律1.173%の特別法人税が課税される。2020年3月31日までは、特別法人税の課税は凍結されている。
2. 年金受取(終身・有期)又は一時金受取のいずれも選択可能。

確定拠出年金制度とNISA制度との比較

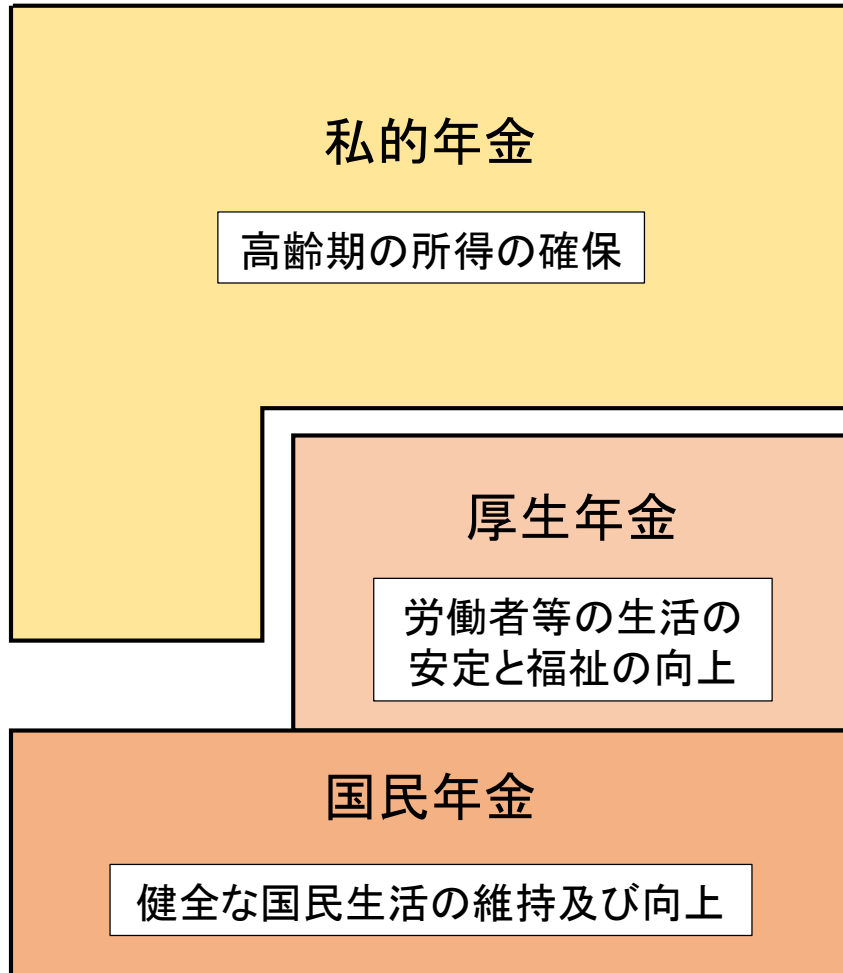
	確定拠出年金(DC)					NISA	
	企業型DC (2001年10月～)	iDeCo (2001年10月～)				一般NISA (2014年1月～)	つみたてNISA (2018年1月～)
対象者	実施企業の 60歳未満の従業員	自営業者 〔 20歳～60歳 〕	専業主婦	会社員	公務員	20歳以上の居住者(注1)	
年間拠出 限度額	33万円(注2)	81.6万円 (注3)	27.6万円	14.4万円 (注4)	14.4万円	120万円	40万円
拠出可能額	40年間で1,320万円 または2,640万円(注2)	〔 3,264 万円 〕	それぞれ40年間で 1,104 万円	576 万円	576 万円	最大5年間で600万円 ⇒2020年以降縮減	最大20年間で800万円 ⇒2019年以降縮減
非課税 保有期間	掛金の拠出から60歳まで (年金制度として)					買付から5年間(注5)	買付から20年間
投資可能商品	投資信託、保険商品、 公社債、預貯金等	投資信託、保険商品、 公社債、預貯金等				上場株式、ETF、REIT、 株式投資信託等	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託で租特令・告示 の要件を満たすもの
制度時限	恒久制度					2023年の買付まで	2037年の買付まで

(注) 1. 2022年4月の成年年齢下げに合わせて、18歳以上の居住者に下げられる。
2. 確定給付型年金制度がない場合、年間拠出額は66万円。
3. 国民年金基金または国民年金付加保険料との合算枠。
4. 企業年金等に参加していない場合、年間拠出額は27.6万円。企業年金等のうち企業型DCのみに参加している場合、年間拠出額は24万円。
5. 5年間の非課税期間が終了した後は、保有する金融商品を翌年設定される非課税枠に移管することも可能。

NISA制度と私的年金制度の比較(イメージ)

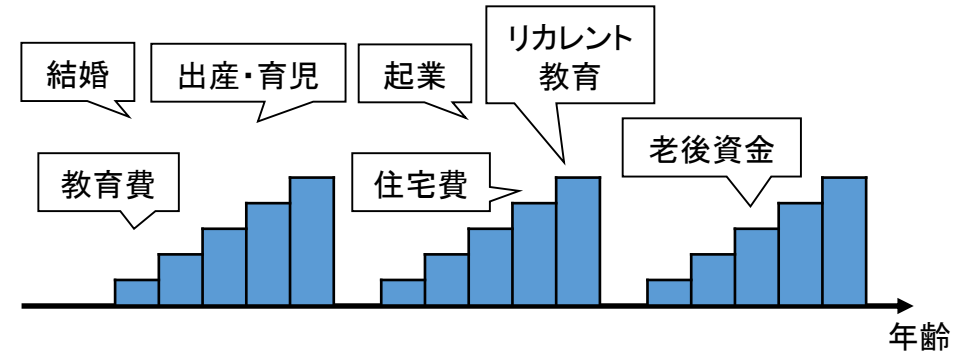
年金制度

〔 老齢、障害又は死亡給付 〕



資産形成支援制度(NISA)

教育、住宅、老後といった、これまでの三大支出だけでなく、起業資金、リカレント教育等の多様な資金使途に対応



◆ 中長期的な資産形成の支援

個人金融資産の過半が現預金
⇒リスク・リターンの改善による
資産と可処分所得の増加

◆ 成長資金の供給拡大

人口減少時代の我が国経済の
持続可能性(サステナビリティ)の確保

私的年金・住宅支援・資産形成支援・次世代への資産移転の日米英比較

		米 国 		英 国 		日 本 		税 制		
								拠出時	運用時	給付時
私的年金	引出制限あり	企業型 401k	個人型 IRA	企業型 DC NEST	個人型 SIPP	企業型 DC	個人型 iDeCo	E 非課税 (注1)	E 非課税	T 課税 (注2)
			Roth IRA (注3)		ライフタイム ISA (注4)			T 課税 (課税後の所得からの拠出)	E 非課税	E 非課税
住宅支援										
資産形成支援	引出制限なし				ISA イノベーティブファイナンスISA		NISA つみたてNISA			
次世代への資産移転	引出し制限あり		529プラン		ジュニアISA		ジュニアNISA			

(注) 1. 所得控除を含む。
2. 日本では退職所得・公的年金等控除が適用される。
3. Roth IRAの元本部分はいつでも非課税で引き出せる。ただし、利益部分は積立から5年以上経過し、かつ、59.5歳以上、死亡、障害、初めての持家取得のいずれかに当てはまる場合のみ非課税で引き出せる。それ以外の場合には利益部分は課税となり、さらに10%のペナルティ課税が行われる。
4. ライフタイムISAは、60歳までの引出制限があるが、初めての持家取得の際には引出可能。

3. NISA制度とその利用状況

NISA制度の概要

	NISA(20歳以上)		ジュニアNISA (20歳未満)
	NISA	つみたてNISA	
制度開始	2014年1月から	2018年1月から	2016年4月から
口座開設者	20歳以上の居住者(NISAとつみたてNISAは選択制) (買い付けは各年において一人一口座に限られる)		0歳以上20歳未満の 居住者
買付可能期間 (タテ)	2014年～2023年 (10年間)	(積立期間) 2018年～2037年 (20年間)	2016年～2023年 (8年間)
非課税保有期間 (ヨコ)	買付から5年間	買付から20年間	買付から5年間
対象商品	上場株式、ETF、 公募株式投信、REIT等	長期の積立・分散投資に 適した一定の投資信託	NISAと同じ
買付方法	通常の買付け・積立投資	積立投資のみ	NISAと同じ
買付単位	証券会社によって概ね100円～1,000円からの小口での投資が可能		
非課税対象	配当、譲渡益		
拠出限度額 (残額の翌年への繰り 越しは出来ない)	年間120万円 (最大5年間で600万円)	年間40万円 (最大20年間で800万円)	年間80万円 (最大5年間で400万円)
払出し制限	なし	なし	あり(18歳まで)

(参考)課税口座と比較したNISA口座の特徴、意義等

1. NISA口座と課税口座との比較

(1)顧客の金融リテラシー向上への取組み

NISA口座は、投資未経験者や投資経験の浅い顧客による利用が予想されるため、証券会社等は、中長期投資や分散投資の効果等、投資に関する基礎的な知識を適切に提供することが求められている。

(2)課税口座においては配当所得及び譲渡所得等の間で損益通算が出来るが、NISA口座の損失は税務上ないものとされるため、課税口座の配当所得及び譲渡所得等との損益通算が認められない。証券会社等は、このことを顧客に説明し、顧客のリスク許容度等を踏まえて適切な金融商品の勧誘・提供を行うことが求められる。

2. NISA口座の特徴

(1)NISAで保有している有価証券を一度売却すると非課税枠の再利用は出来ない。そのため、短期間での売買や乗換を前提とした金融商品等はNISAの税制上のメリットを享受する観点からは適さない。

(2)逆に、投資した有価証券を中長期に保有し続ける限り、その収益については最大限5年間または20年間非課税になるので、金融機関等は、顧客がNISAのこうした税制上のメリットを享受しやすい金融商品等の提供、例えば中長期にわたる安定的な資産形成に資する金融商品や積立投資の提供等が求められる(つみたてNISAでは告示で投資対象の投資信託を限定)。

(3)分配金再投資型の投資信託で高頻度に分配金を受け取ると、再投資はその年の拠出限度額を費消するので、NISAのメリットを十分に享受できない場合がある。

なお、毎月分配型の投資信託に多くみられる元本払戻金(特別分配金)はそもそも非課税であり、NISAの税制上のメリットを享受できない。

NISA制度創設以来、毎年度拡充が図られており、国民が利用しやすい制度に発展

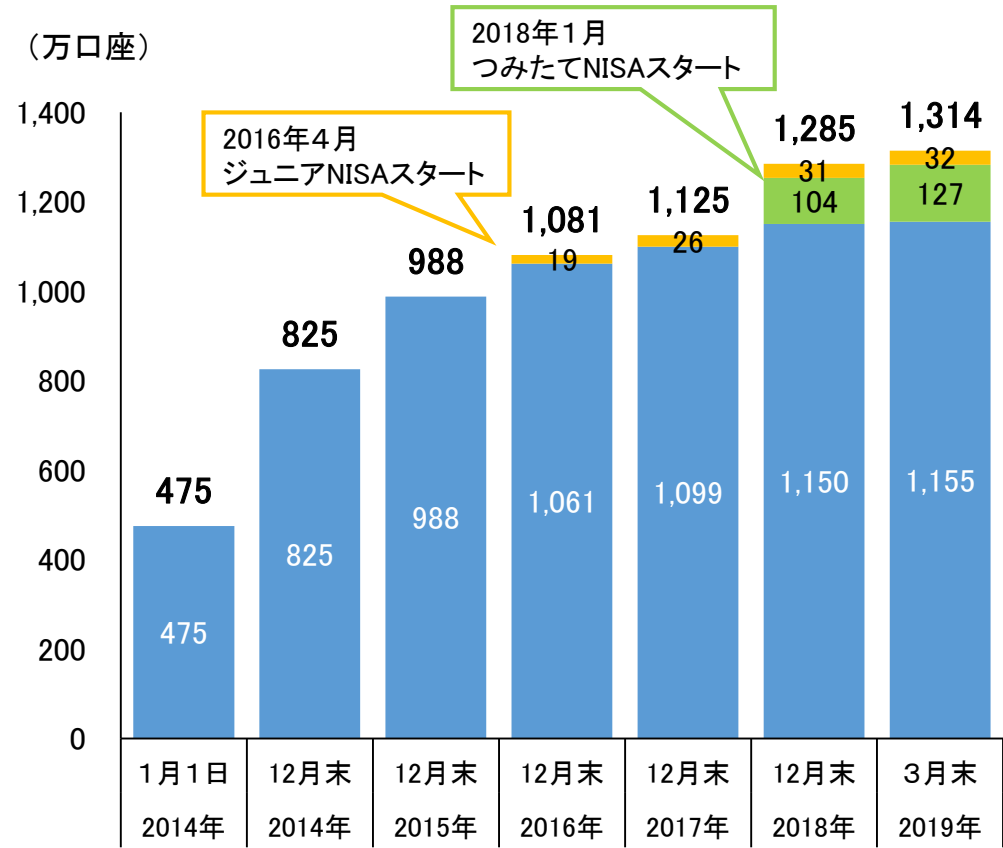
2009年度税制改正	「日本版ISA」の創設 ➤ 投資限度額100万円×買付可能期間5年(最大500万円) ➤ 非課税保有期間10年
2010、2011年度税制改正	「日本版ISA」の創設 ➤ 投資限度額100万円×買付可能期間3年(最大300万円) ➤ 非課税保有期間10年
2013年度税制改正	「日本版ISA」の創設 ➤ 投資限度額100万円×買付可能期間10年(最大500万円) ➤ 非課税保有期間5年(非課税保有期間終了後はロールオーバーが可能) ⇒ <u>現行の一般NISAの基本的なスキーム</u>
2014年度税制改正	口座開設先の金融機関変更の柔軟化
<u>2014年1月</u>	<u>NISA制度(一般NISA)スタート</u>
2015年度税制改正	非課税投資限度額の引き上げ(年間100万円⇒120万円)
2016年度税制改正	マイナンバーの活用による住民票の写し等の提出の不要化
<u>2016年4月</u>	<u>ジュニアNISAスタート</u>
2017年度税制改正	非課税保有期間終了後のロールオーバーの限度額の撤廃
2018年度税制改正	非課税口座簡易開設届出書(いわゆる即日買付)の創設
<u>2018年1月</u>	<u>つみたてNISAスタート</u>
2019年度税制改正	出国NISAの創設 成人年齢引下げに伴う措置

NISA口座数・買付額の推移

◆ NISA（一般、つみたて）・ジュニアNISAは、これまで約1,300万口座（概ね国民10人に1人）が開設され、約16兆円の新規投資が行われており、**国民の資産形成に不可欠な制度**となりつつある
⇒推計個人株主数1,912万人のうち、約7割（68.7%）が利用している

NISA口座数の内訳と推移

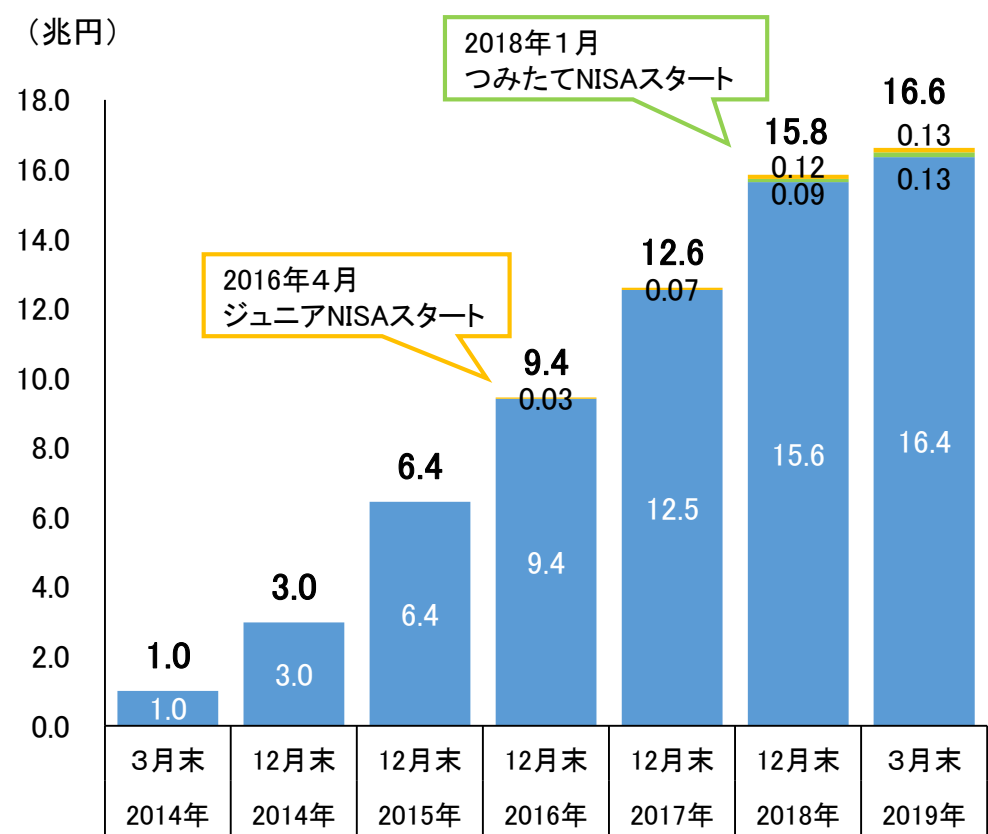
■ 一般NISA ■ つみたてNISA ■ ジュニアNISA



(出所) 金融庁「NISA口座の利用状況調査」

NISA買付額の内訳と推移

■ 一般NISA ■ つみたてNISA ■ ジュニアNISA



(注) 推計個人株主数は、証券保管振替機構と日本取引所グループの統計をもとに日本証券業協会が算出した、2017年度における名寄せ後の人数。

NISA(つみたてNISA・一般NISA・ジュニアNISA)の利用状況(2019年3月末時点)

○NISA(一般・つみたて)・ジュニアNISA口座数及び買付額

	口座数	買付額
NISA(一般・つみたて)	1,282万5,011口座	16兆4,865億6,671万円
一般NISA (うち積立投資分)	<u>1,155万823口座</u> (36万979口座)	<u>16兆3,533億6,099万円</u> (6,298億1,664万円)
つみたてNISA	127万4,188口座	1,332億573万円
ジュニアNISA (うち積立投資分)	31万8,267口座 (2万8,780口座)	1,303億3,372万円 (19億5,779万円)
NISA制度全体	1,314万3,278口座	16兆6,169億43万円

(注) 1. 一般NISA口座数は、基準日時点で、金融機関に対してマイナンバーの告知がされておらず、2019年の投資利用枠が設定されていない口座数を含む。

2. 一般NISA・ジュニアNISAの積立投資分は、証券会社において積立投資契約を行っている口座数及び積立投資契約での買付額。

(出所)金融庁「NISA口座の利用状況調査(2019年3月末時点)」

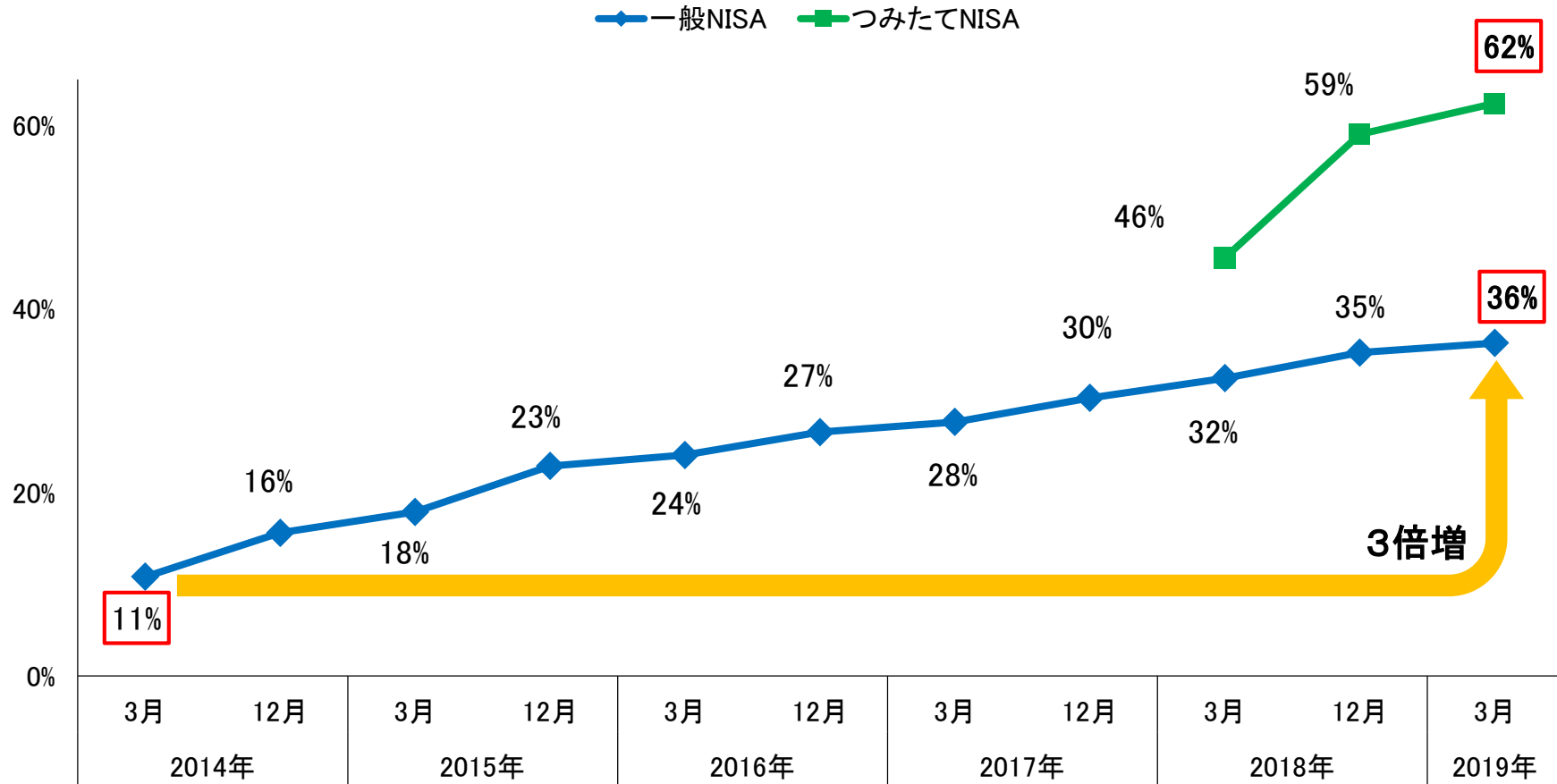
○NISA(一般・つみたて)・ジュニアNISA取扱金融機関数

	証券会社	その他金融機関(注)	全金融機関合計
一般NISA	132社	554法人	<u>686法人</u>
つみたてNISA	66社	495法人	<u>561法人</u>
ジュニアNISA	120社	215法人	<u>335法人</u>

(注)その他金融機関には、銀行(都銀、地銀、ゆうちょ銀)、信託銀行、信用金庫、信用組合、投信会社、農協、労働金庫、生損保を含む。

つみたてNISA・一般NISA口座における投資未経験者数の推移(全証券会社)

- ◆ つみたてNISAは投資未経験者が証券投資を始めるきっかけとなっている
- ◆ 一般NISAも投資未経験者の割合が5年間で3倍以上に高まっている
⇒投資未経験者に、投資に関心を持ってもらうきっかけとして期待される

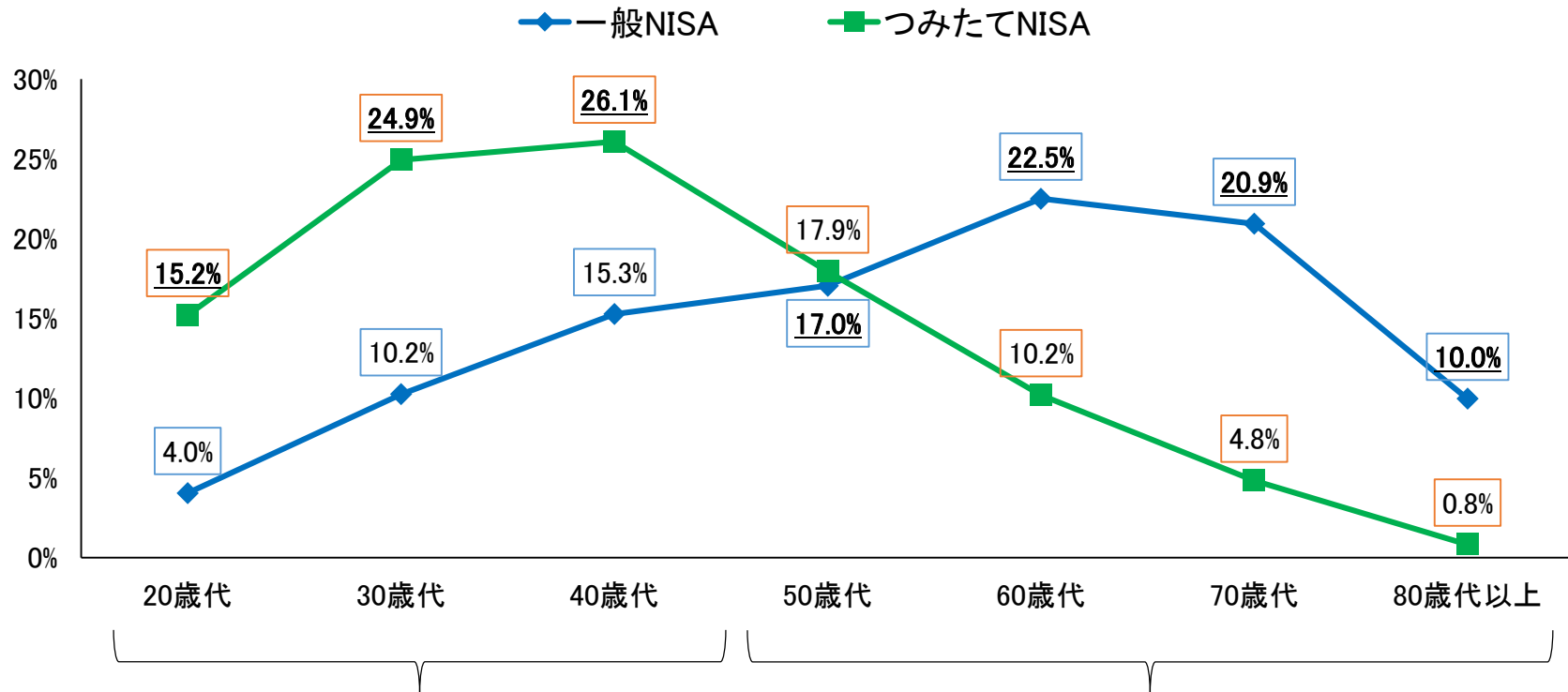


(注) 一般NISAの「投資未経験者」は、報告のあった証券会社において2013年4月1日以降に証券総合口座を開設した者と、つみたてNISAの「投資未経験者」は、報告のあった証券会社において2017年10月1日以降に証券総合口座を開設した者としている。また、それぞれの割合は勘定設定口座数をベースに計算している。

(出所) 日本証券業協会

一般NISA・つみたてNISA口座における年代別割合(全金融機関)

- ◆ 一般NISAの利用は50歳代以上が中心(70.4%)
 - ◆ つみたてNISAの利用は若年層(20歳代～40歳代)が中心(66.2%)
- ⇒世代によって制度が使い分けられている

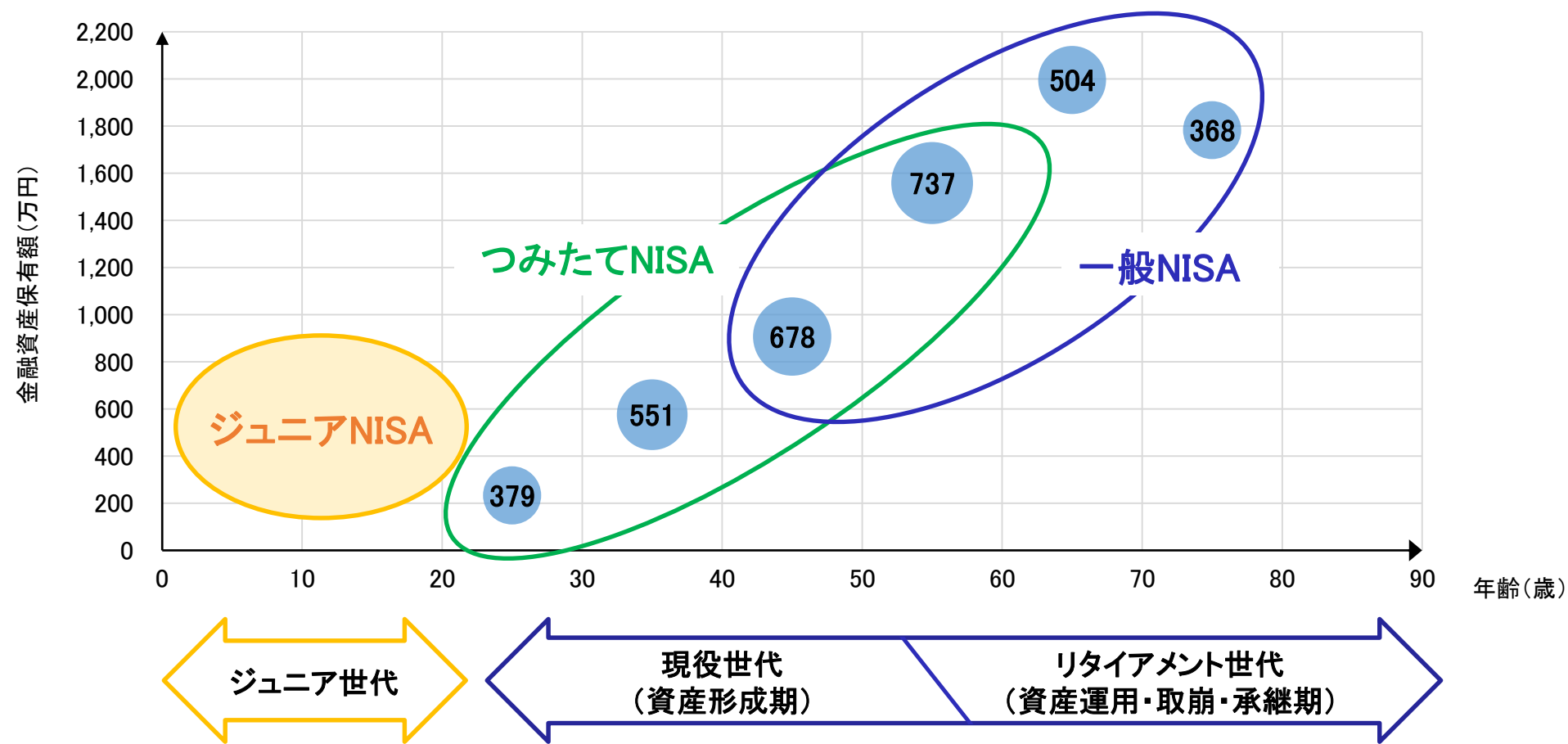


つみたてNISAの利用者は
約7割が若年層

一般NISAの利用者は
約7割が50歳代以上

世帯主の年齢階層別の金融資産保有額(左軸)及び平均年収額(円内数値)

◆ NISA(一般、つみたて)・ジュニアNISAは、各世代の基本的なニーズに応じて使い分け可能な制度



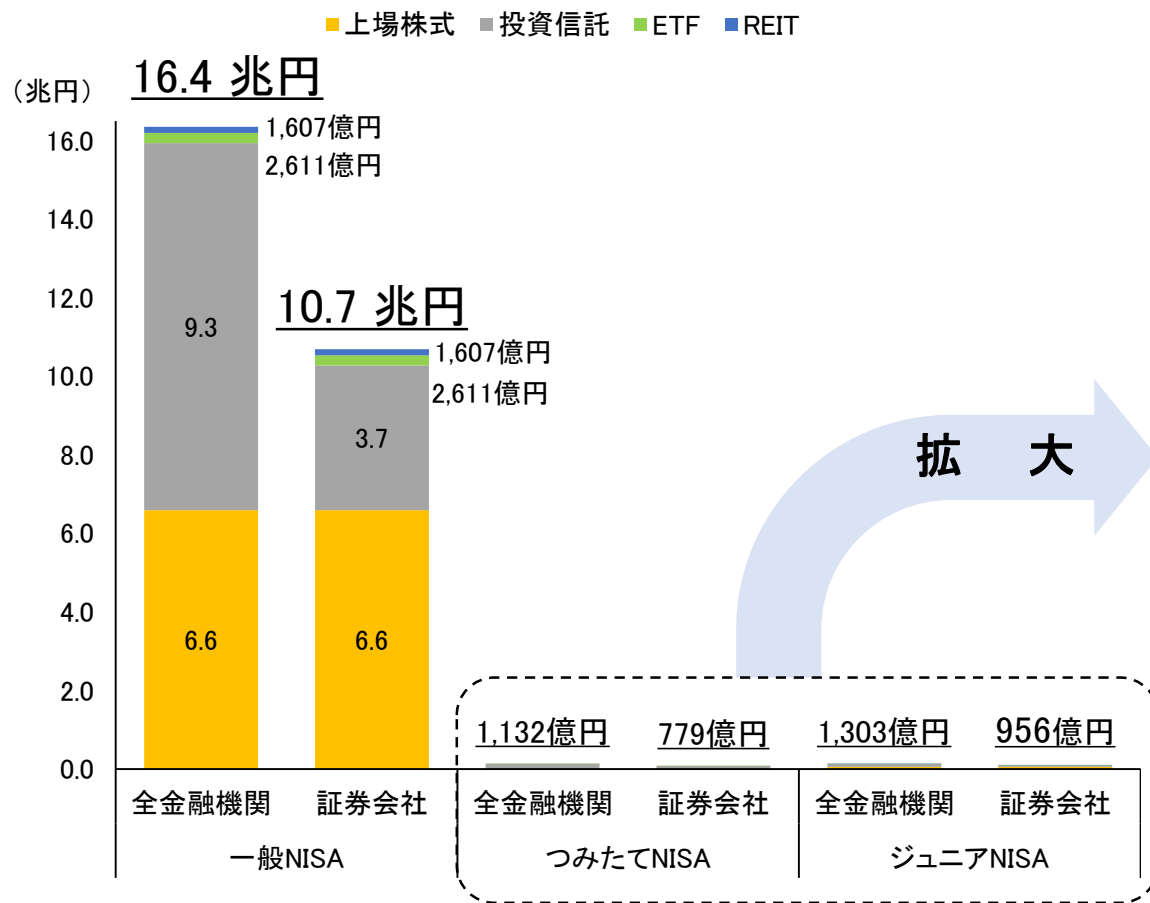
- (注) 1. 金融資産保有額は、預貯金、信託、保険(掛け捨て商品を除く)、株式、投資信託、公社債、その他(社内預金等)の合計で1世帯当たりの金額。
2. 1世帯当たりの金額の算出には、金融資産を保有していない世帯(6.2%)を母数に含む。
3. 単身世帯を含む。
4. 世帯主の年齢を基に集計。
5. 円の大きさ及び数値は、各年代の平均年収を示す。

(出所) 総務省「全国消費実態調査」(2014年)より日本証券業協会作成

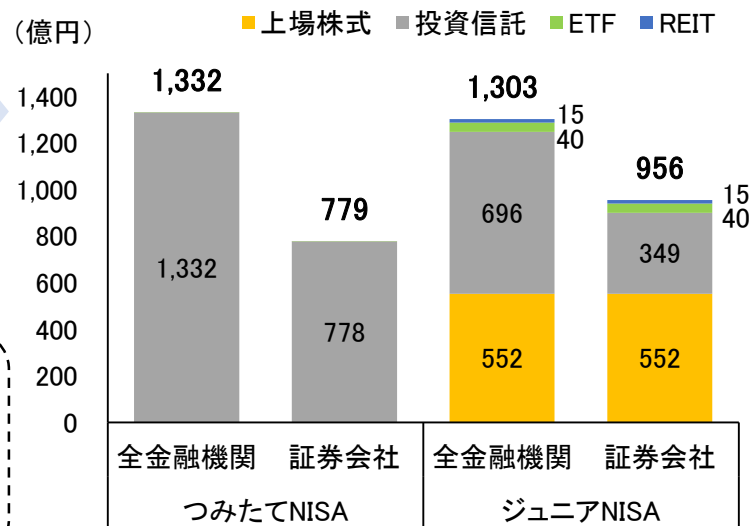
NISAによる商品別の買付額

- ◆ NISAによる買付額は、家計金融資産1,835兆円のうち0.9%に達する
- ◆ さらに、家計保有の上場株式・投信173兆円のうちでは9.6%に達する

NISA制度全体の商品別買付額(兆円)



つみたてNISA・ジュニアNISAの商品別買付額(億円)



主要証券会社における一般NISAでの買付額上位銘柄(2014年～2018年の5年間の合計)

◆ 一般NISAでは配当利回りが高い銘柄が選好されている

(主要証券会社の一般NISA口座における上場株式の買付額(3兆9,794億円)の18.8%を占める)

⇒国民は一般NISAを利用して、配当による可処分所得を確保しつつ資産形成を行っている

	銘柄名	買付額	配当利回り
1	みずほフィナンシャルグループ*	1,566億円	4.27%
2	日本郵政*	1,005億円	2.73%
3	ソフトバンク	942億円	4.37%
4	キヤノン*	682億円	4.91%
5	三菱UFJフィナンシャル・グループ*	654億円	3.78%
6	トヨタ自動車*	618億円	3.25%
7	日産自動車*	590億円	5.98%
8	三井物産*	523億円	4.51%
9	武田薬品工業*	464億円	4.07%
10	ゆうちょ銀行	450億円	4.00%
—	東証1部上場銘柄の平均	—	1.89%

(注) 1. *マークは日経平均構成銘柄。

2. 買付額は主要証券会社9社の各年のランキング上位10銘柄ベースの合計額で、億円未満を切り捨て。

3. 配当利回りは2019年1集新春号掲載の数値。東証1部上場銘柄の平均は2018年末における単純平均利回り。

(出所) 日本証券業協会

主要証券会社における一般NISAでの買付額上位銘柄(2014年～2018年の各年の推移)

◆ 各年の買付額上位銘柄にはその年の大型の新規公開(IPO)銘柄(※)がランクインしている
⇒一般NISAは市場への成長資金(リスクマネー)供給にも重要な役割を果たしている

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
1	みずほFG	<u>ゆうちょ銀行※</u>	みずほFG	<u>日本郵政※</u>	<u>ソフトバンク※</u>
2	武田薬品工業	<u>日本郵政※</u>	トヨタ自動車	みずほFG	日産自動車
3	三井物産	みずほFG	<u>九州旅客鉄道※</u>	日産自動車	JT
4	イオン	三井物産	三菱UFJ FG	<u>すかいらーくホールディングス※</u>	みずほFG
5	キャノン	<u>かんぽ生命※</u>	キャノン	トヨタ自動車	武田薬品工業
6	三菱UFJ FG	三菱UFJ FG	三井物産	キャノン	キャノン
7	トヨタ自動車	トヨタ自動車	武田薬品工業	シャープ	すかいらーくホールディングス
8	ANAホールディングス	キャノン	イオン	東芝	日本郵政
9	野村ホールディングス	東芝	三井住友FG	三菱UFJ FG	三菱UFJ FG
10	ソフトバンクグループ	オリエンタルランド	<u>コメダホールディングス※</u>	JT	KDDI

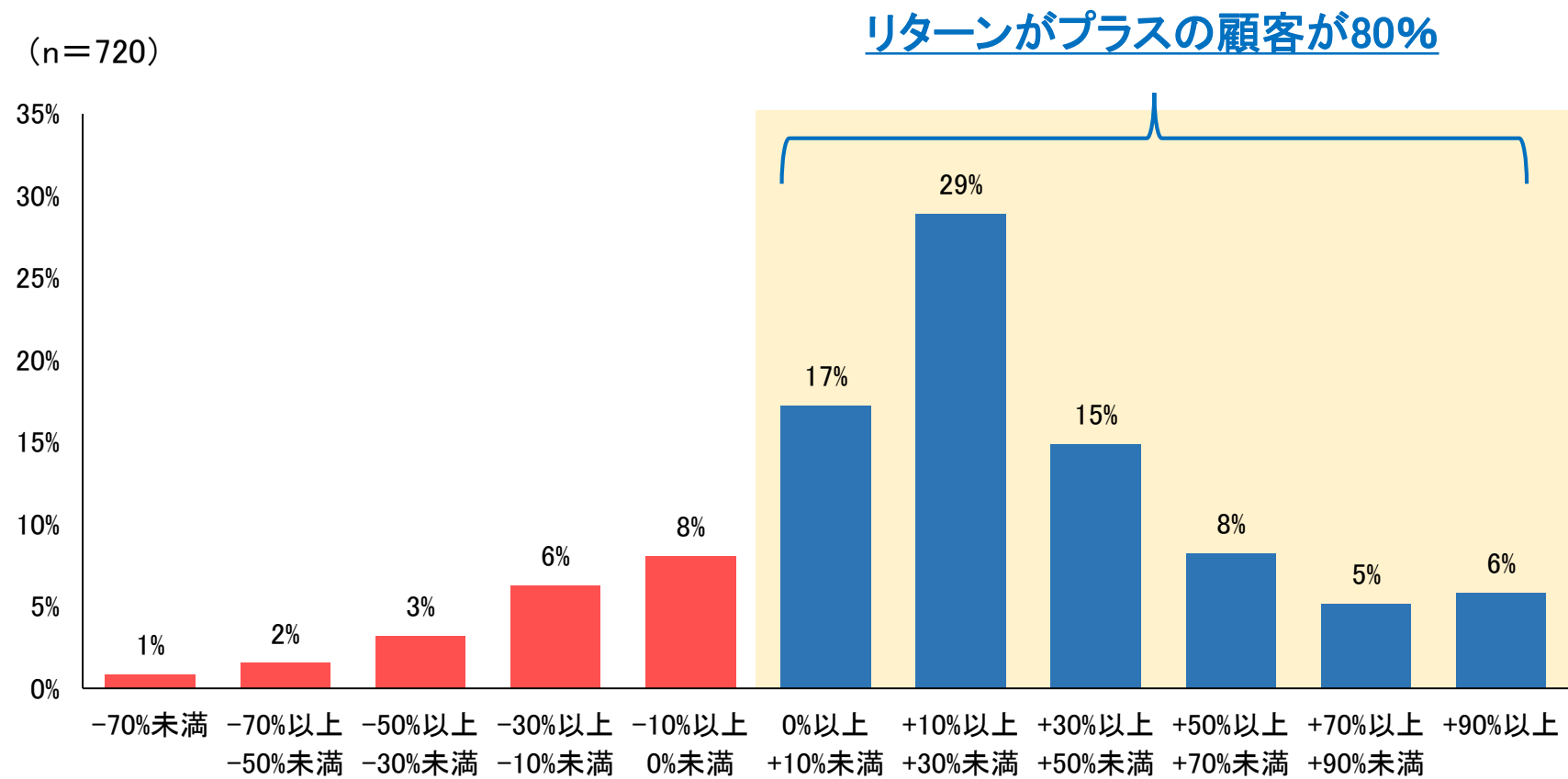
(注) 主要証券会社9社の各年の買付額上位10銘柄ベースの合計額でランキングを作成。

(出所) 日本証券業協会

主要証券会社における一般NISAでの損益状況(2018年3月末時点)

◆ 2014年の制度開始時に一般NISAで投資を行った顧客を対象に、2018年3月末時点におけるリターンの水準についてサンプル調査を実施

⇒約8割の顧客がプラスのリターンであり、一般NISAは家計の資産形成に寄与している



(注) 主要証券会社9社において2014年に一般NISAで買付を行った顧客を各社80名ずつサンプル抽出。
(出所) 日本証券業協会

つみたてNISAの対象商品について

公募株式投資信託の対象商品(2019年7月時点 161本)

- **インデックス投資信託**(市場平均に連動した成果を目指すもの)が**基本(143本)**
 - インデックスは金融庁が指定(※日経平均株価やS&P500等)
 - 低コストの商品に限定(国内資産を運用:0.5%以下、海外資産を運用:0.75%以下)

- **アクティブ運用の投資信託**(市場平均を上回る成果を目指すもの)は、例外的に、**継続して投資家に支持・選択され、規模が着実に拡大しているもののみ(18本)**
 - 純資産額が50億円以上、運用実績が5年以上、資金流入超の実績が認められるもの
 - 低コストの商品に限定(国内資産を運用:1.0%以下、海外資産を運用:1.5%以下)

- **販売手数料は0%(ノーロード)**

つみたてNISA対象商品（公募投信）の資金増減額上位銘柄（2018年1月～2019年7月）

◆ つみたてNISAでは信託報酬率の低いファンドが選好されている

	ファンド名	運用手法	運用資産	信託報酬率 (税抜)
1	ひふみプラス	アクティブ	内外	0.98%
2	<購入・換金手数料なし>ニッセイ外国株式インデックスファンド	インデックス	海外	0.09%
3	eMAXIS Slim 先進国株式インデックス	インデックス	海外	0.09%
4	楽天・全米株式インデックス・ファンド	インデックス	海外	0.12%
5	ひふみ投信	アクティブ	内外	0.98%
6	セゾン・バンガード・グローバルバランスファンド	アクティブ	内外	0.46%
7	eMAXIS Slim 米国株式(S&P500)	インデックス	海外	0.15%
8	eMAXIS Slim バランス(8資産均等型)	インデックス	内外	0.14%
9	楽天・全世界株式インデックス・ファンド	インデックス	内外	0.12%
10	セゾン資産形成の達人ファンド	アクティブ	内外	0.53%
—	株式投信(追加型)の最大値	インデックス	—	1.65%
		アクティブ	—	2.38%

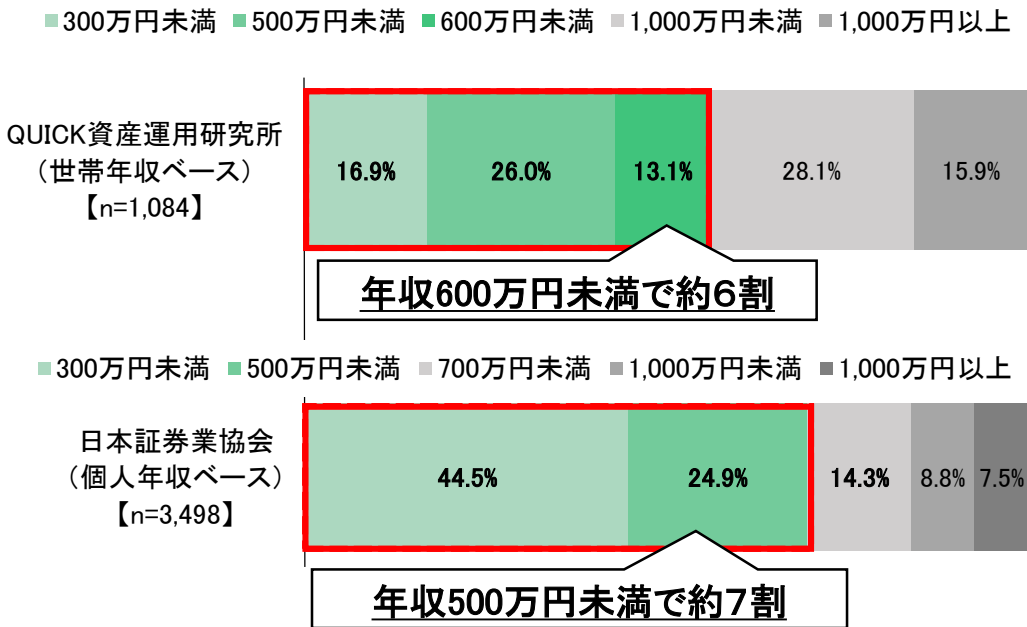
(注) つみたてNISA以外での資金流入も含めたランキング。

(出所) 投資信託協会より日本証券業協会作成

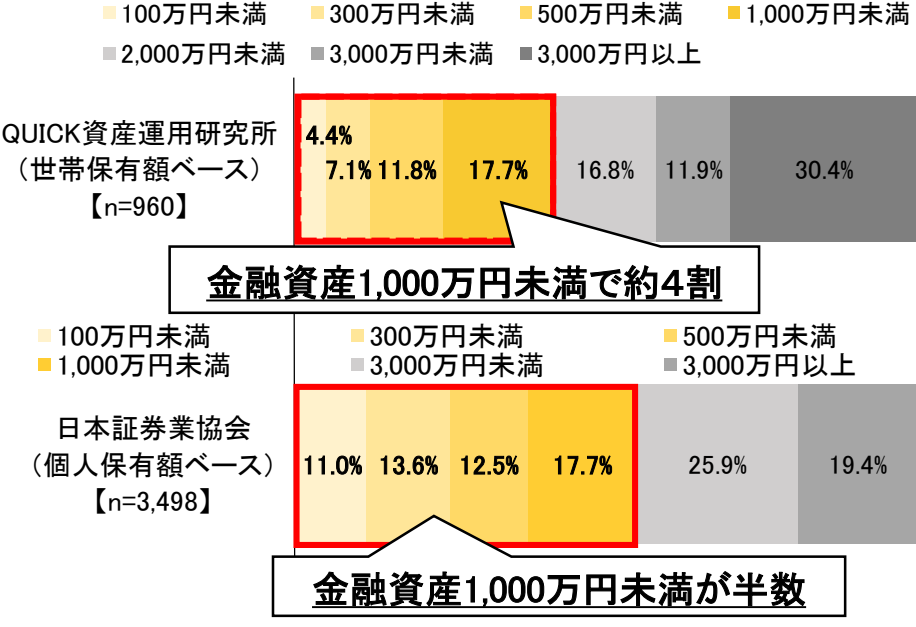
NISA(一般・つみたて)の所得区分別・保有金融資産別利用状況

- ◆ 下記の2つのアンケート調査結果を総合的に検討すると、**NISAは現状でも中間層以下で多く利用されている**
 - 所得区分別
厚生労働省「国民生活基礎調査」によれば国民の平均年収は全世帯で551万円、子供(児童)のいる世帯では743万円とされているが、この平均年収以下の層による口座開設がNISA口座開設者全体の過半を占めている
 - 保有金融資産別
金融広報中央委員会によれば金融資産保有世帯における平均保有額は単身世帯で1,234万円、2人以上世帯で1,519万円)とされているが、この平均保有額以下の層による口座開設がNISA口座開設者全体の半数を占めている
- ◆ しかしながら、低所得者層・金融資産の少ない層は、**①もともと証券投資になじみが薄くNISAの可能性に気付いていないこと、②NISAのメリットが富裕層に比べて相対的に大きいこと**等から、官民による金融経済教育及び普及啓発活動を続けていくことにより、**時間はかかるものの、NISAの一層の利用拡大が期待される**

所得区分別



世帯あたりの保有金融資産別



(注) 1. 所得の額・金融資産の額について「回答したくない」とした人を除く。
2. 一般NISAとつみたてNISAをそれぞれ異なる年で開設している場合は、それぞれ計上。

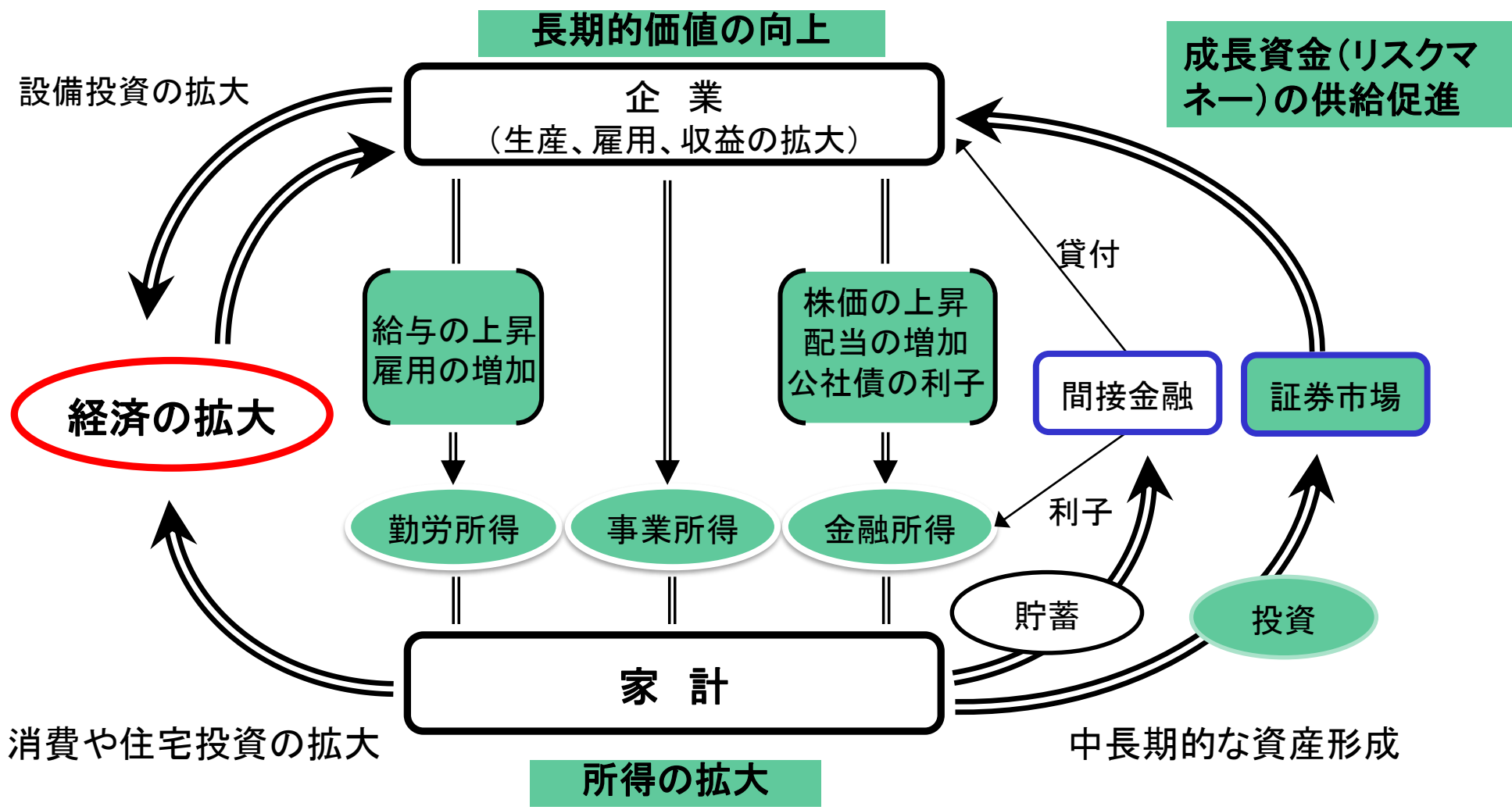
(出所) QUICK資産運用研究所「個人の資産形成に関する意識調査(2018年)」
日本証券業協会作成「個人投資家の証券投資に関する意識調査(2019年)」

4. 成長資金(リスクマネー)の供給と循環

成長と分配の好循環

国民経済の成長と発展

証券市場の役割

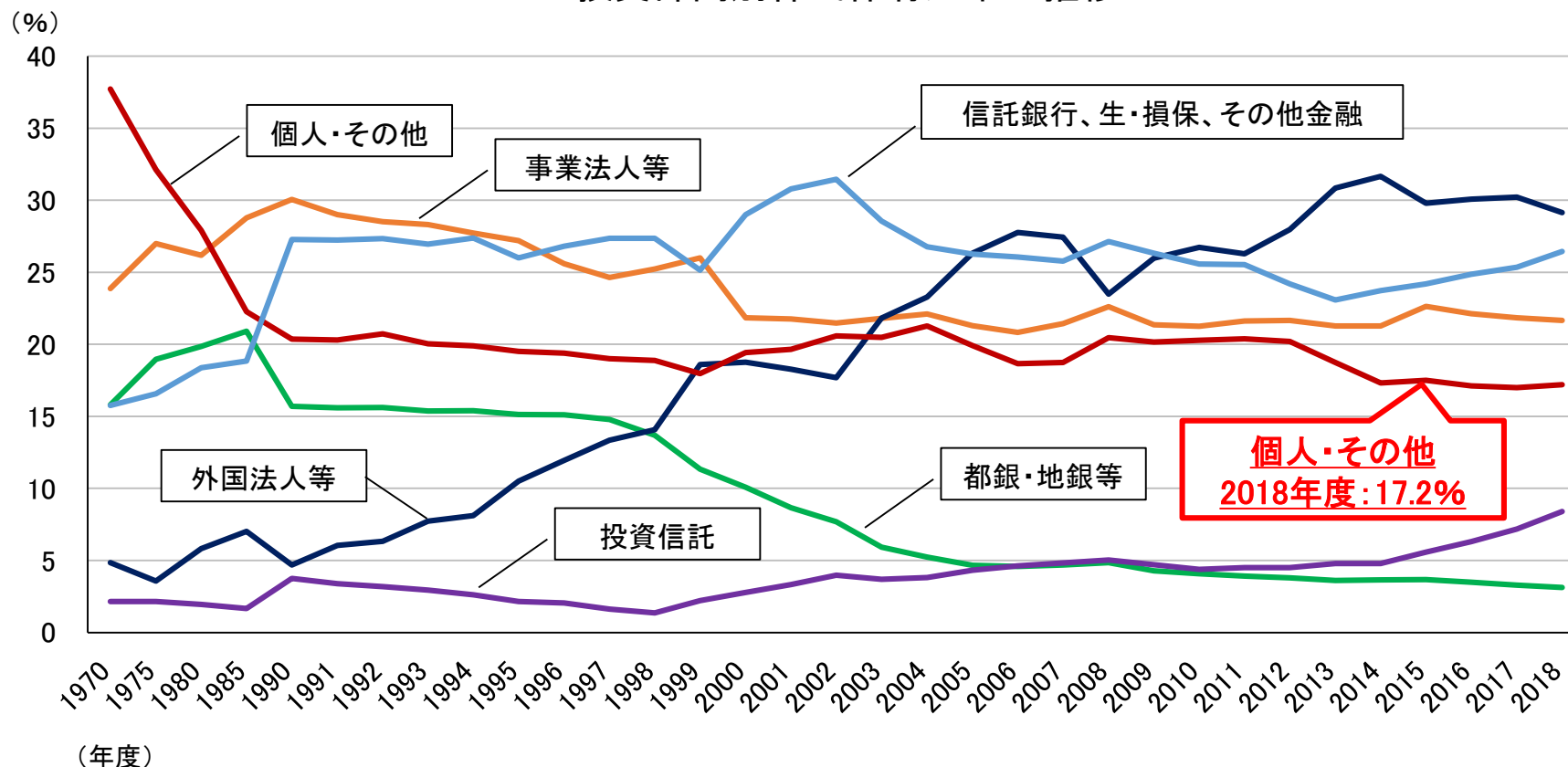


個人による株式の保有比率の推移

- ◆ 個人による株式の保有比率は、1970年以降は下落傾向が続いている
- ◆ 2018年度は、外国法人等や投資信託の保有比率の上昇により、17.2%と過去最低程度の水準になっている

⇒成長と分配の好循環の実現のため、個人株主の育成が重要になっている

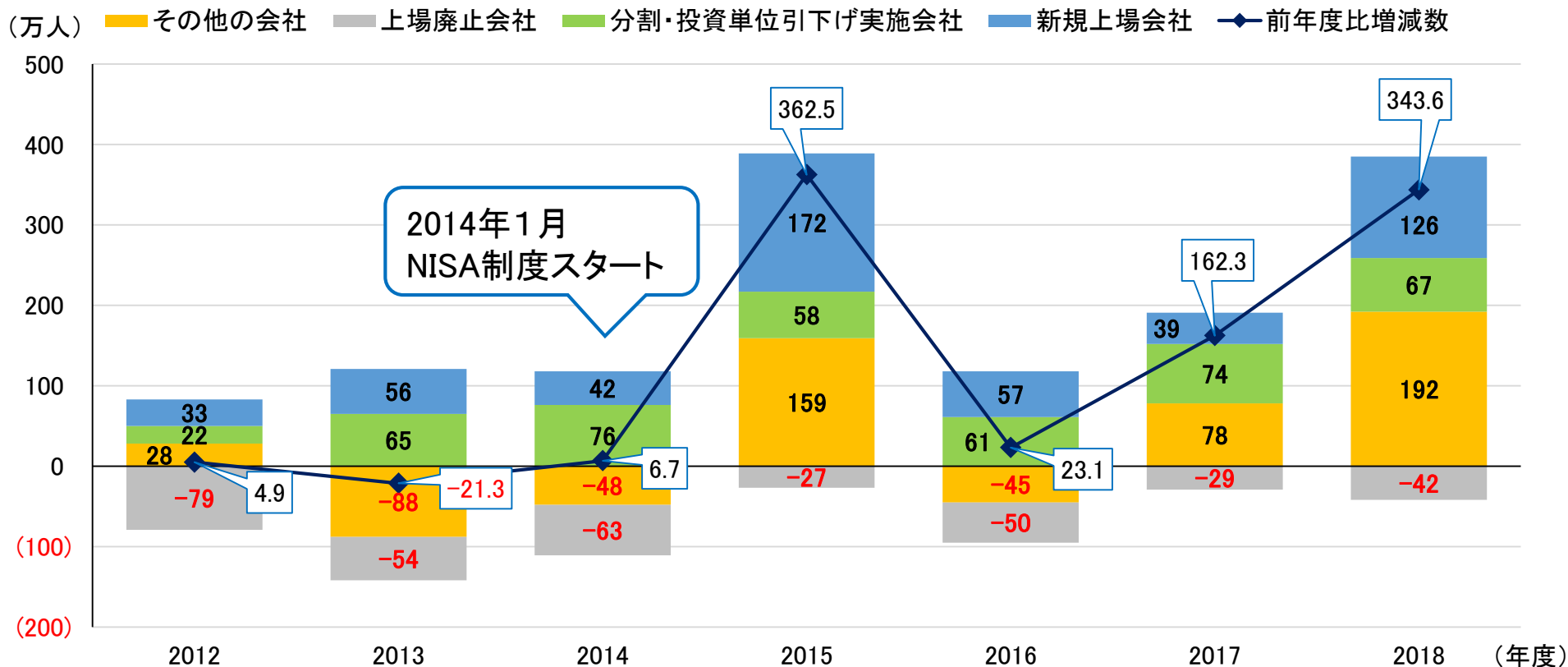
投資部門別株式保有比率の推移



(注) 1. 2004年度から2009年度までは、ジャスダック証券取引所上場会社分を含む
2. 「投資信託」は「都銀・地銀等」「信託銀行、生・損保、その他金融」に含まれる内訳数値
(出所) 東京証券取引所「株式分布状況調査」より日本証券業協会作成

個人株主数(延べ人数)増減の要因分析

◆ NISA創設後5年間の個人株主数の増加は、NISAをきっかけとした個人投資家の買付等が主な要因となっていると推測される



(注) 1. 分割・投資単位引下げ実施会社は、調査年度中に効力発生日を迎えた、1:1.5以上の株式分割及び売買単位の引下げを行った会社(新規上場会社を除く)。

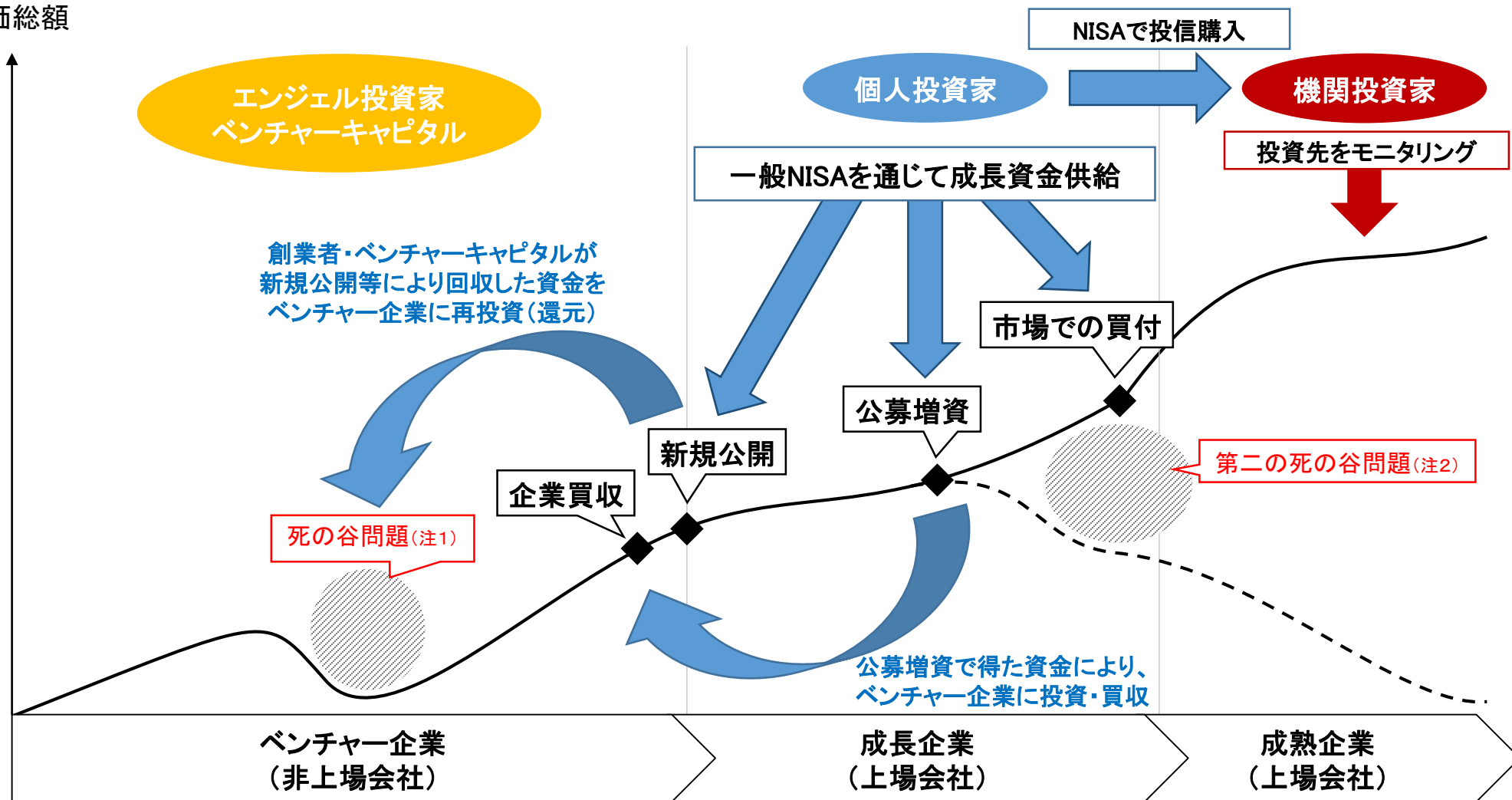
2. その他の会社は、新規上場会社、分割・投資単位引下げ実施会社のいずれにも該当しない会社。

3. 上場廃止会社については、前年度の個人株主数を集計。

(出所) 東京証券取引所「株式分布状況調査」より日本証券業協会作成

企業の発展と成長資金(リスクマネー)の循環のイメージ

時価総額



(注) 1. 創業後、利益を上げて資金を確保するためには相当の期間が必要であるため、それまでの間に資金不足が生じる問題をいう。

2. 上場後、大株主等からの売り圧力などにより株価が低迷し、その結果、追加の成長資金を得られずに、発展の機会が失われる問題をいう。

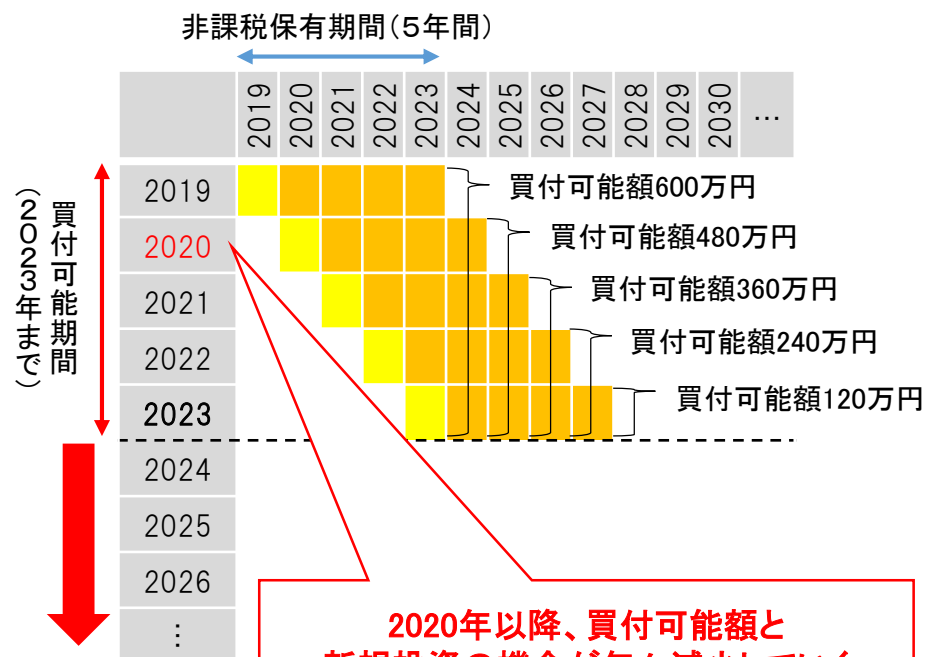
**人口減少時代において、我が国の潜在成長率を向上させるには
直接金融を活かした成長資金(リスクマネー)の循環が不可欠**

5. NISA制度の一層の利用拡大に向けて

NISAの時限が到来 ⇒ 恒久化又は延長を要望

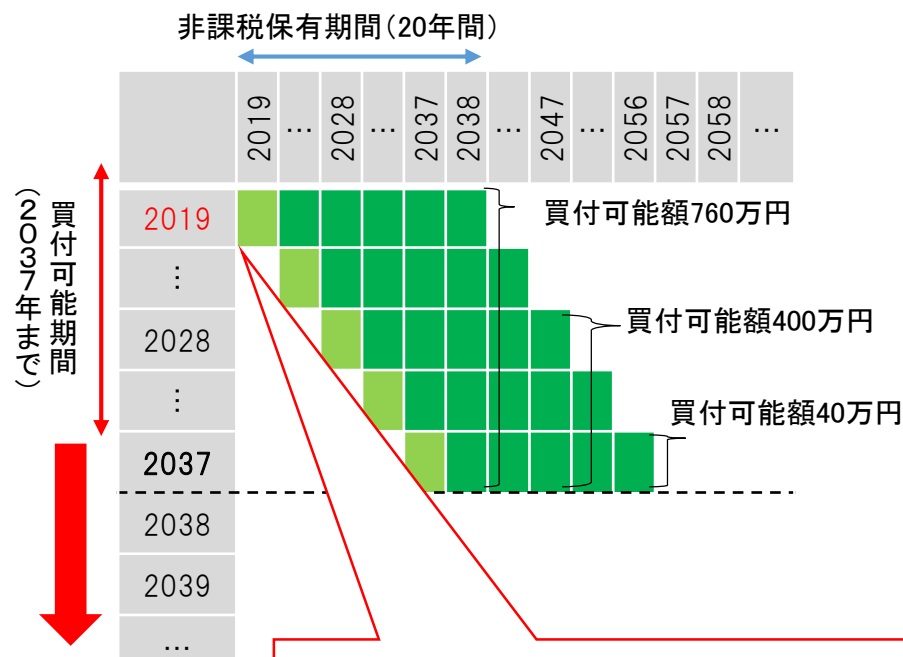
買付可能額と新規投資の機会が1年分ずつ縮減していくことは
家計の中長期的な資産形成や市場へのリスクマネー供給の促進の障害になりかねない
※投資教育を行いつつ幅広い国民の利用を促していくには一定の時間が必要

【一般NISA】



制度の恒久化
又は延長を要望

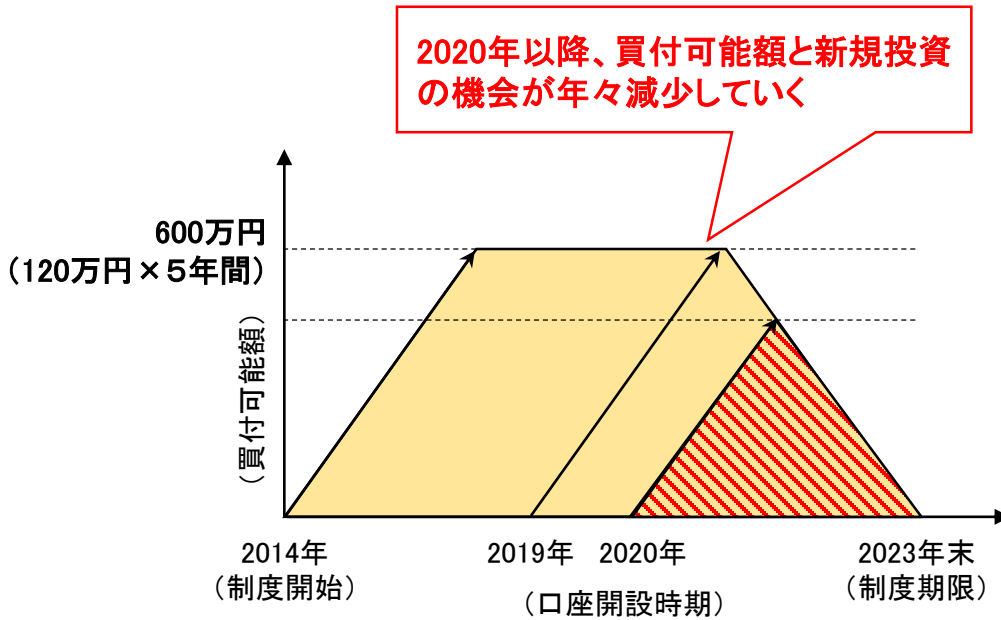
【つみたてNISA】



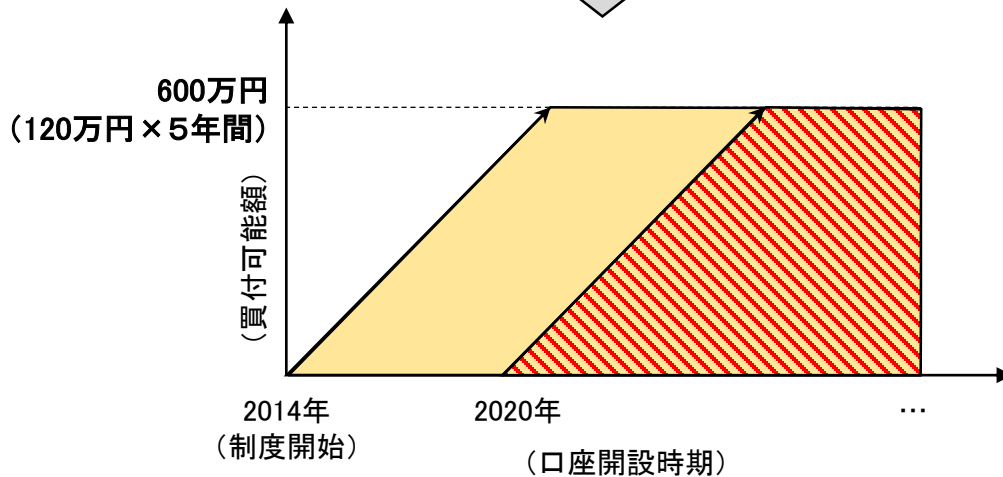
制度の恒久化
又は延長を要望

NISA制度の時限と買付可能額の関係(イメージ)

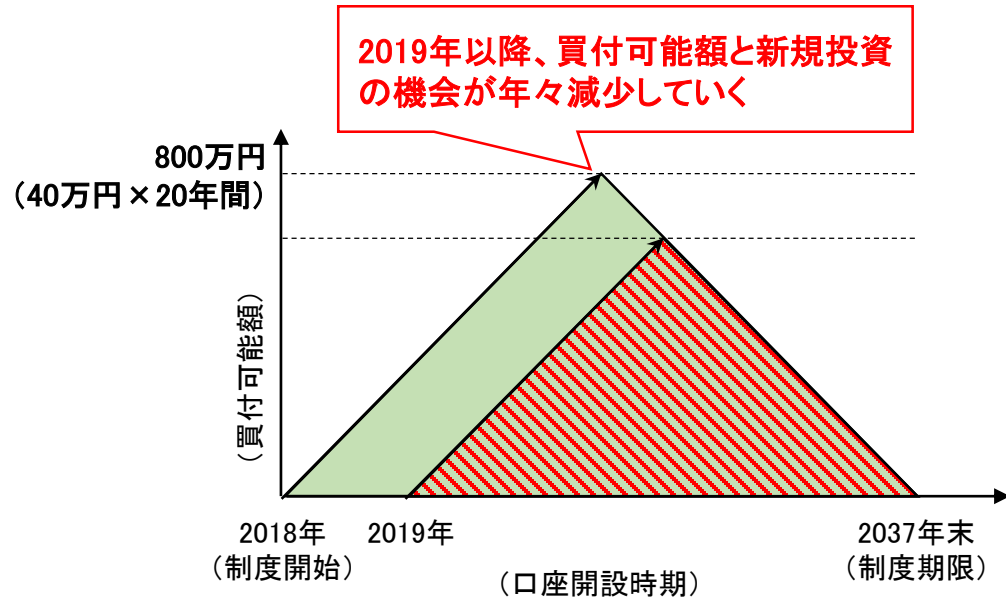
【一般NISA】



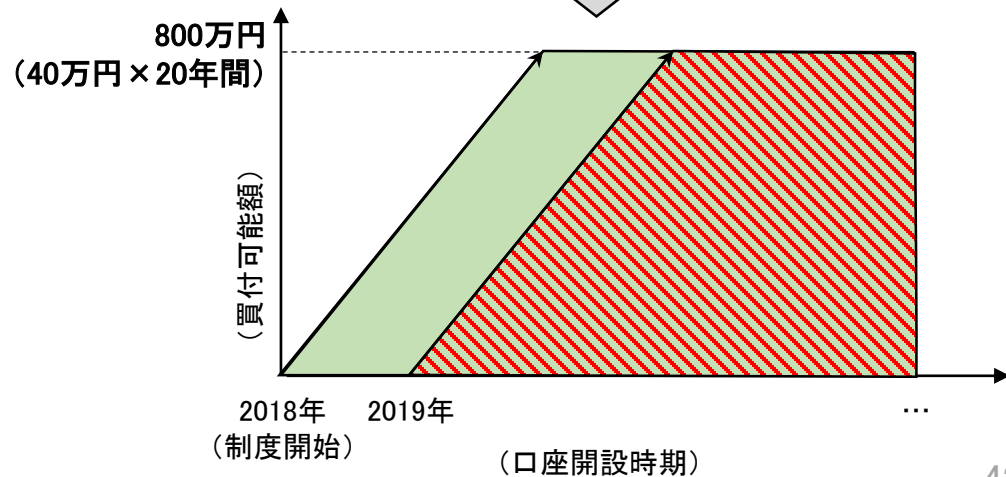
↓ 制度恒久化後



【つみたてNISA】



↓ 制度恒久化後



(参考1) 英国ISAの現況

英国ISA制度の概要

	株式型ISA	預金型ISA	イノベティブ・ ファイナンスISA	ライフタイムISA	ジュニアISA (株式型、預金型)
導入時期	1999年 4 月 6 日		2016年 4 月 6 日	2017年 4 月 6 日	2011年11月 1 日
口座開設者	満18歳以上の居住者（注1）			満18歳以上 40歳未満の居住者	18歳未満の居住者
口座開設 可能期間	2008年に恒久化		導入時から恒久		
非課税保有 期間	導入時から恒久				
対象商品	株式、債券、 投資信託、保険等	預金、MMF等	P2Pローン、 現金	株式、債券、 投資信託、 保険、預金、MMF等	株式型、預金型ISAに 準ずる
非課税対象	配当、譲渡益、 利子等	利子等	利子等	配当、譲渡益、 利子等	株式型、預金型ISAに 準ずる
拠出限度額	合計で年間20,000ポンド（270万円）まで ※ライフタイムISAのみ、さらに年間4,000ポンド（54万円）の上限あり				年間4,368ポンド （約59万円）
補助金	なし			あり（注2）	なし
引出制限	なし			あり（注3）	あり（注4）

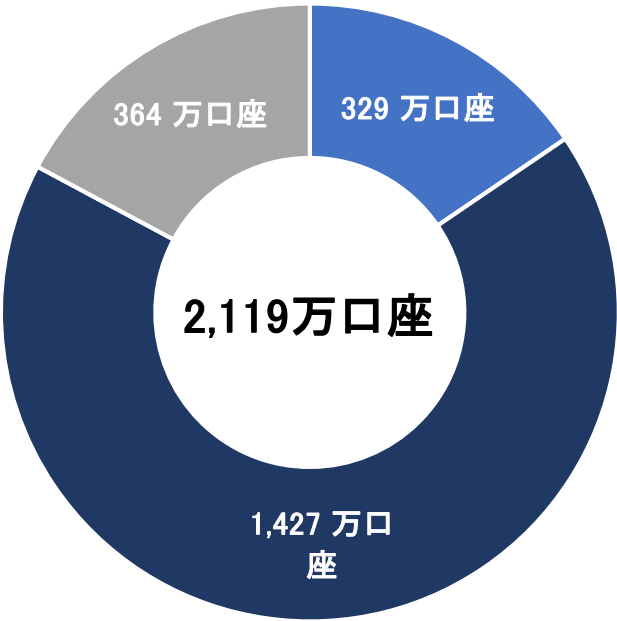
(注) 1. 預金型ISAは満16歳から口座開設可能。
2. 50歳までに行う拠出について、拠出額の25%が補助金として追加される。
3. 最初の住宅購入、60歳以降または疾病末期（余命1年未満）以外での引出しを行った場合、残高の25%がペナルティとして徴収される。
4. 口座開設者が18歳未満の場合は原則引出不可（死亡又は重篤な病気の場合を除く）。
5. 拠出限度額は2019課税年度の額、1ポンド＝135円で換算。

英国ISA口座数・残高

- ◆ 2008年の制度恒久化後、口座数は大きく増加しており、成人人口(4,410万人)の約半数に達している
- ◆ 残高は株式型ISAが5割強を占める

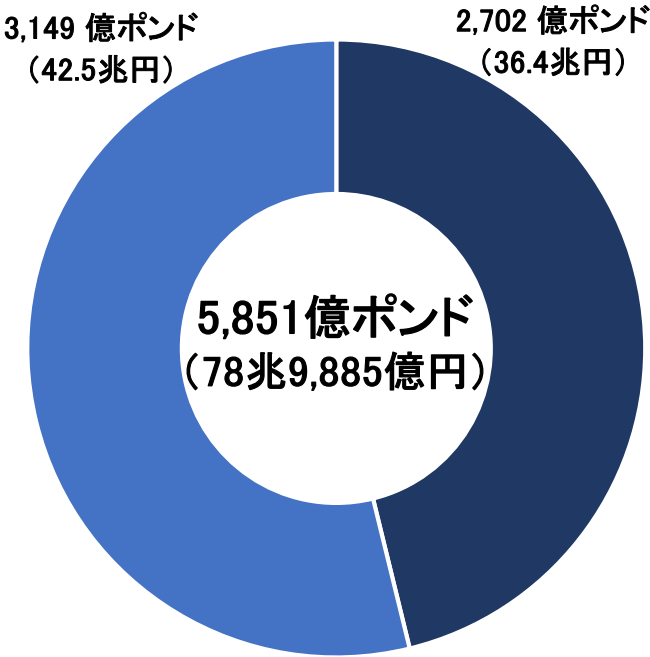
種類別ISA口座数

■ 株式型ISAのみ ■ 預金型ISAのみ ■ 株式型・預金型ISAの両方



種類別ISA残高

■ 預金型ISA ■ 株式型ISA

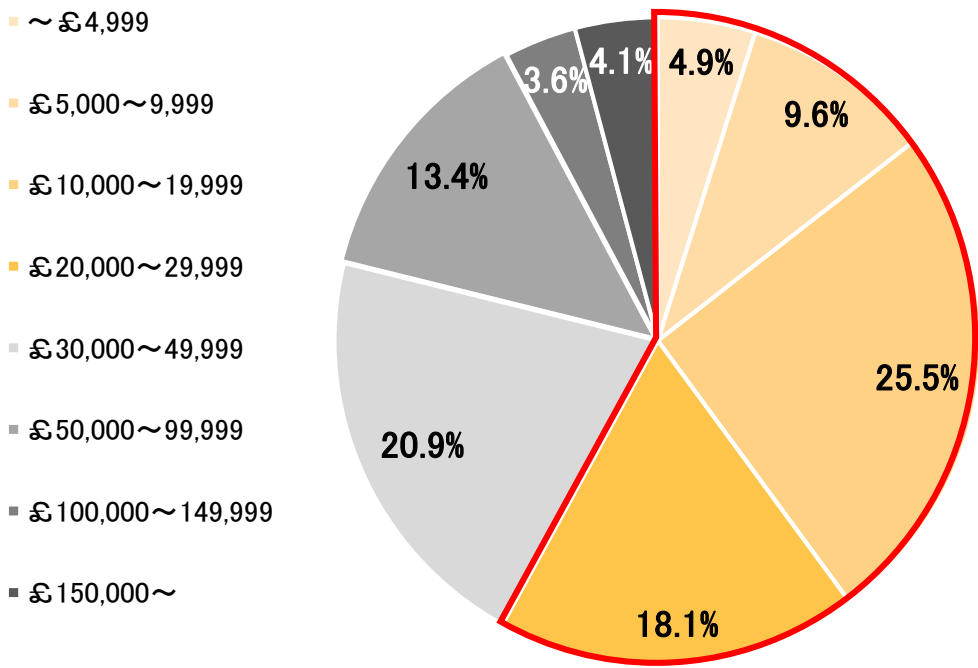


(注) 1. 2017年4月5日時点におけるデータ。1ポンド=135円で換算。
2. 万未満を切捨てているため、計算結果と一致しない場合がある。
3. ライフタイムISA、イノベーティブファイナンスISAのデータはまだ公表されていない。
(出所) 英国HMRCより日本証券業協会作成

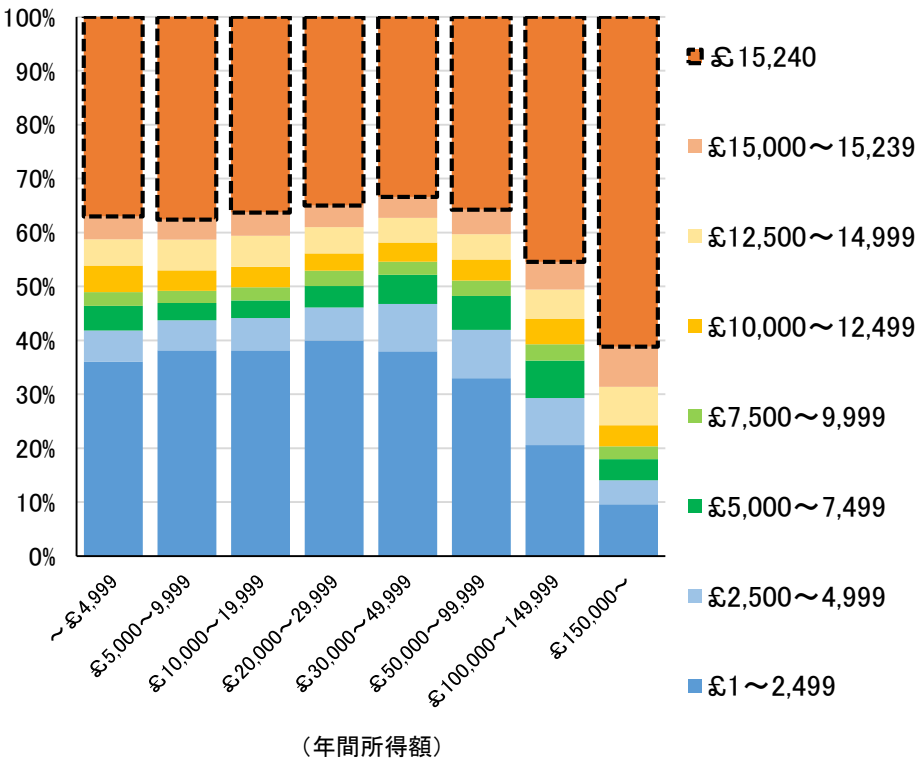
株式型ISAの所得別利用状況

- ◆ 株式型ISAは、年収3万ポンド(405万円)未満の層による口座開設が全体の**約6割**(58.0%)を占める
(英国の平均年収は3万4,200ポンド)
- ◆ 年収3万ポンド(405万円)未満の層でも**約4割**(36.5%)は拠出限度額まで投資を行っている
⇒株式型ISAは、所得の多寡にかかわらず英国国民に広く積極的に利用されている

所得区分別の株式型ISA口座数



所得区分別の株式型ISA拠出額



(注) 1. 2017年4月5日時点、1ポンド=135円で換算。
2. 2017年時点での拠出限度額は15,240ポンド。
(出所) 英国HMRCより日本証券業協会作成

(参考2)NISAの普及に関する日証協の取組み

◆ 広報活動

1. 鈴木会長自らメディアに対して情報を発信し、つみたてNISAをPR

-主な発言趣旨-

- 若い層に「成功体験」を得てもらいたい。
- 長期的に毎月一定の金額を投資することにより、価格が下がったときにはより多くの口数を買えることにより、一定の期間で価格が上昇しなかったとしても、運用成績はプラスになる可能性がある(ドル・コスト平均法)。
- 証券会社においては、短期的な損得で考えるのではなく、「貯蓄から投資へ」を促す長期的な視点で取り組んでももらいたい。
- 一般NISAは開始当初から口座開設が急速に伸びたが、つみたてNISAは若い層、投資未経験者層を対象にする為、開始当初から急速に伸びることにはならないだろう。5年、10年と時間をかけて取り組んでいく。



フジテレビ「ビジネスStyle」(2018年9月30日放送)



写真左から右へ
「つみたてNISA」のPR活動
「つみたてNISA」のPR活動
「つみたてNISA」のPR活動

※AERA、日経ビジネス、経済界、J-MONEY、金融ジャーナル等の雑誌、その他各種講演会で、つみたてNISAについてPR。



日経新聞(2017年10月4日の証券投資の日に寄稿)

証券は社会保障の「公助」を補う「自助」としての役割も
「必要なのは成功体験。証券会社の今後100年
のために『つみたてNISA』の普及を」
「貯蓄から投資へ」あるいは「貯蓄から資産形成へ」が叫ばれるが、日本人が現金預金で資産を貯める傾向はなかなか
変化を見せない。日本証券業協会会長に就いた鈴木氏は「大事なのは成功体験」と語る。個人の資産が増えた米国と、
デフレで資産が増えなかった日本の違いがそこにある。日本人が投資による成功体験を得るために必要なことは、

日本証券業協会会長
鈴木 茂晴
Suzuki Shigenori

【読者大賞】2017 40

財界(秋季特大号)

◆ 広報活動

2. テレビCM

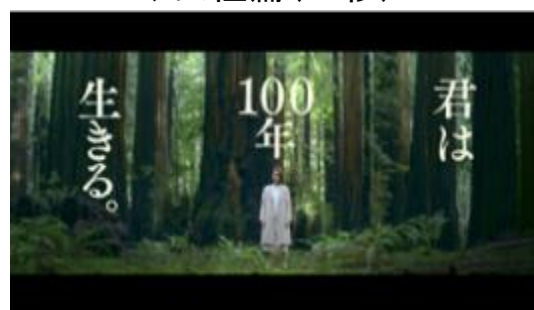
- 2018年1月～2月にかけてCM(全国主要放送局71局)を放映
- 2018年7月～9月、2019年1月～3月にかけてCM(フジテレビ関東ローカル、BSフジ)を放映

「君は100年生きる。」

◆ 男性篇(15秒)



◆ 女性篇(15秒)



◆ 広報活動

3. 「100年大学 お金のこと学部」

- 「人生100年時代」をフックに、お金との新たな向き合い方を学ぶ東京大学教養学部「お金のこと学部」を開学。その中で、証券投資の有用性を訴求、各制度の理解促進を図る。
- コンテンツ制作力、発信力のある組織・メディアと組み、世の中ごと化していく。

※部会・学科の枠組みを超え取り組むべき教育プログラムを実施するほか、部会・学科単位では実施することが難しい教育プログラムの支援を行う事を目的とし、2010年4月に発足した東京大学教養学部教養教育高度化機構の教育プログラム「ブランドデザインスタジオ」とコラボレーションにより実施



※メディアが取り上げやすく、生活者が反応しやすい情報価値の高い媒体と組むことで、キャンペーンの情報展開力を高めた。



開校
告知
入試

100年大学 開学告知広告
インターネット広告・交通広告・インフルエンサー等

WEBテスト(分「お金のセンス」を受験
→結果(年齢別、地域別等に結果を集計予定)をPR調査的にも利用

授業

10月4日(木)100年大学 お金のこと学部 開学記念特別講座(シンポジウム)
公開シンポジウム → 動画コンテンツ化し特設サイトに掲載
10月～12月の間 100年大学 お金の特別講座
東大生向けの授業 → 授業内容を特設サイトに掲載

教科書化

人生100年時代『お金の教科書』
BRUTUS 特集号内にブック・イン・ブックで講義録

『お金の教科書』店頭ツールに
希望会員にブック・イン・ブック抜き刷りを配布(有償頒布)

BRUTUS

◆ 地方公共団体向けライフプラン・資産形成セミナーの開催

2018年9月より、証券戦略部門において、つみたてNISAやiDeCoを普及するための取組みとして、証券会社と協働で地方公共団体向けライフプラン・資産形成セミナーを開催（2019年3月末時点で31団体において38回開催）

◆ 金融・証券教育支援事業における取組み

1. 小冊子の作成

資産運用と証券投資 スタートブック



ライフプラン・マネープランの必要性、証券投資を行うにあたっての心構え、金融商品の基本知識、NISA等について解説
(2018年度 40,000部発行)

証券税制Q&A



証券税制を個人投資家にもわかりやすく、イラストや図解入りのQ&A方式で解説
(2018年度 83,000部発行)

2. セミナー、講師派遣事業の実施

はじめての資産運用講座(2018年度 72会場 132回)

投資未経験者・初心者を対象として、金融・証券の基礎知識に関する講座を全国各地で開催

社会人向け講師派遣(「NISA」がテーマの派遣実績 2018年度 43件)

官公庁・企業の職員研修や地域コミュニティ講座等へ金融・証券インストラクターを派遣。主なテーマは、資産運用・証券投資の基礎知識、ライフプラン・マネープラン(各テーマに「つみたてNISA」を含む)

◆ 金融・証券教育支援事業における取り組み

3. 小中高への出前授業

文部科学省「土曜日教育ボランティア応援団」への参加

2014年度より文部科学省の「土曜日教育ボランティア応援団(現 土曜学習応援団)」に参加し、小・中・高向けの学習プログラム「チャレンジ！お菓子の株式会社」を使った出前授業の提供を開始。

○ 概 要

- 児童約5名からなるグループを会社と見立て、社名・社長等を決定。
- お菓子の会社を新たに立ち上げて(＝起業)、新商品を企画するとともに、株式を発行して事業活動に必要なとなる資金を投資家(クラスメート)から集める体験型教材。
- 株式会社や直接金融の仕組みを学習。
- 講師は、本協会事務局及び協会の職員が担当。

○ 文部科学省が取りまとめた参考事例集に紹介

文部科学省 生涯学習政策局の「地域と学校の連携・協働の推進に向けた民間企業・団体等による教育活動参考事例集」(2018年1月)において紹介された17事例の1つとして、「チャレンジ！お菓子の株式会社」が選ばれている。

